

第 2 次 鉾 田 市 総 合 計 画

平成 29 年 3 月
鉾田市

目 次

I	銚田市総合計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	総合計画策定の基本的な考え方	2
（1）	総合計画の策定指針	2
（2）	総合計画の法的根拠と考え方	3
（3）	総合計画の計画期間と位置づけ	4
II	銚田市の都市現状と将来の方向性	5
1	銚田市の現状と人口等概況	5
（1）	銚田市の沿革	5
（2）	地理的特性及び土地利用の状況	6
（3）	人口等概況	7
2	財政概況	9
（1）	主要財政状況	9
3	前計画の評価とまちづくりの課題	11
（1）	前計画の進捗評価	11
4	新たなまちづくりに向けて	13
（1）	銚田市の魅力と誇り	13
（2）	市政を取り巻く時代の流れ	14
（3）	銚田市における地方創生の視点	17
（4）	新たなまちづくりへの方向性	18
III	基本構想	20
1	本市のまちづくりの方向性	20
（1）	「まちの将来像」と考え方	20
（2）	まちづくりの視点	21
2	人口指標	22
（1）	人口指標に対する考え方	22
3	都市空間づくりと土地利用構想	23
（1）	都市空間づくりの考え方	23
（2）	土地利用構想	24
4	5つの基本目標と重点戦略	27
（1）	まちづくりの将来像を実現するための考え方	27
（2）	まちづくりの将来像を実現するための5つの基本目標	28
（3）	本計画における地方創生の考え方	33

IV 基本計画	34
1 重点戦略	34
(1) 銚田市総合戦略	34
(2) 重点戦略の設定	35
2 人口推計及び財政予測	36
(1) 将来人口推計	36
(2) 財政予測	37
3 基本目標ごとの施策体系図	38
基本目標 1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ	40
基本施策 1 結婚・出産・子育て	42
基本施策 2 社会保障・健康づくり	48
基本施策 3 防災・防犯・危機管理	58
基本施策 4 移住・定住促進	64
基本目標 2 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ	66
基本施策 1 農林水産業	68
基本施策 2 商工業・企業誘致及び産業支援	73
基本施策 3 雇用・就労・ワークライフ	76
基本目標 3 次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ	79
基本施策 1 幼児・学校教育	81
基本施策 2 スポーツ・文化・生涯学習	86
基本施策 3 都市間交流・国際交流	94
基本目標 4 豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市（まち）」をつむぐ	96
基本施策 1 都市・社会基盤	98
基本施策 2 観光・地域振興	106
基本施策 3 自然・環境	110
基本目標 5 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ	115
基本施策 1 市民協働・市民活動	117
基本施策 2 広域連携・行財政運営	121
4 計画の進行管理	128

I 鉾田市総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

鉾田市は、平成 19 年 3 月に、「鉾田市総合計画」を策定し、将来像を『「いのち」と「くらし」の先進都市』と定め、地域の多彩な魅力にさらに磨きをかけながら、「こころの豊かさ」と「環境共生」を目指すとともに、農をはぐくみ、人をはぐくみ、そして健康をはぐくんできた“はぐくむ力”を原動力に、自然との共生と歴史・文化という地域の“宝物”を大切にしながら、「自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21 世紀のまち」を目指してきました。

この間、各種補助金や合併特例債など有利な財源を活用し、鉾田学校給食センターの整備、鉾田北中学校の改築、鉾田北小学校の整備等、教育環境の充実、道路、公共下水道等の生活環境の充実、農産物のブランド化等の基幹産業の振興、さらには、各種子育て支援の充実等に取り組んできました。

また、合併特例期間終了後の大幅な地方交付税の縮減を見据え、持続可能な行政運営に資するために、定員適正化計画に基づき職員定数の削減を図るとともに、鉾田学校給食センターの調理業務の民間委託などアウトソーシングを進め、徹底した義務的経費の縮減を図ることにより、公共施設整備基金をはじめとした各基金を積み立てることで、財政健全化に努めてきました。

しかしながら、東日本大震災の発生、経済構造や人口構造の変化、技術革新、価値観の変化など市民を取り巻く社会環境は複雑化しており、市民のニーズはますます多様化するとともに、地方分権改革の進展により地方の自由度と責任は拡大し、高度成長期に整備した公共施設などの老朽化や本格的な人口減少時代に伴う少子化及び超高齢化社会の到来等による、まちづくりを推進する上での新たな課題も多岐に渡っています。

これからのまちづくりを推進していくためには、地方自治体を取り巻く環境を踏まえ、時代の潮流を的確に捉えた長期的なビジョンである基本構想を掲げるとともに、その実現に向けて限られた資源（人、モノ、財源）を有効に活用し、市民と行政による協働のまちづくりへの取り組みを、今まで以上に推進していく必要があります。

そのため、現行の鉾田市総合計画（平成 19 年度～平成 28 年度）の成果を検証し、その検証結果を踏まえ、本市の現状と課題を明らかにすることで、基本構想の将来像に定めている『「いのち」と「くらし」の先進都市』の実現を目指し、第 2 次鉾田市総合計画を策定するものです。

2 総合計画策定の基本的な考え方

(1) 総合計画の策定指針

本計画は、銚田市（以下「本市」）の将来像やその実現のための基本目標等を明らかにするものであり、次の4つの指針（役割）を担います。

指針1 市民とともに進めるまちづくりの指針

まちづくりは、行政が独自に計画し推進するものではなく、市民との対話・協調の場を通し、市民と協働で進めることが重要となります。

そのために長期計画は、市民と本市がともにまちづくりを進めていく指針としての役割を担うものです。

指針2 安全・安心なまちづくりの指針

平成23年の東日本大震災以降、自然災害が多発し、茨城県内においても関東・東北豪雨の被害があり、平成28年の熊本地震では改めて防災減災の重要性が認識されました。

そのために長期計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、各種の自然災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちとして発展していくための指針としての役割を担うものです。

指針3 持続可能な行財政運営を行うまちづくりの指針

地方分権改革の推進により、地方自治体には、自己決定・自己責任という行政システムの構築が求められており、地方創生の時流においては、より強い責任と緊張感を有した行財政運営が求められています。

そのために長期計画は、市政運営におけるより一層の行財政の効率化等、地方分権に対応し、総合的で計画的な行財政運営のための指針としての役割を担うものです。

指針4 他の行政機関等との相互調整の指針

国・県等の諸計画に示された現状認識及び施策の方向を的確に捉えるとともに、本市の各種計画との整合を図り、実現性のある計画を目指し、国及び県が策定する計画との相互調整の指針としての役割を担うものです。

また、本市単独での解決が難しい行政課題に対して、近隣自治体等との広域連携の重要性を鑑み、広域連携についてもその役割に含めるものとします。

（２）総合計画の法的根拠と考え方

総合計画をめぐる法制度の変更に伴う経緯及び本市の考え方は次のとおりとなります。

① 法的根拠の変更

総合計画については、平成 23 年地方自治法改正に伴い、策定「義務」から「任意」の計画に変更されたことに伴い、市町村が独自判断により策定を行うものです。

これにより、法制度の枠組みがない中で、改めて総合計画の位置づけとその内容を見直し、自らの責任と判断の基に、必要かつ有効な総合計画の策定とその運用の仕組みを確立し、これを市民にわかりやすく示すことが求められています。

② 本市における総合計画の考え方

上記①のとおり、策定の法的根拠はなくなりましたが、本市としては、次の点を考慮し、引き続き総合計画を策定するものとします。

役割 1 まちづくりの基本方針を示した計画

総合計画は、長期的な期間を念頭に、本市のまちづくり構想を文書（基本構想）としてビジュアル化するものです。

役割 2 自治体の行政計画における最上位計画

総合計画は自治体が策定・運用するすべての行政計画の最上位計画として位置づけられることから、下位の計画の策定・運用にあたっては、総合計画による政策方針のとりまとめが求められる。

以上のことから、本市は「銚田市総合計画」（以下「前計画」）に引き続き、「銚田市基本構想」（以下「本構想」）及び「基本計画」を策定し、計画名称を「第 2 次銚田市総合計画」（以下「本計画」）とします。

③ 総合計画とその他の計画との関係

本計画は、本市が所管する行政計画の最上位に位置づけられるものであり、すべての下位計画は本計画に示された方向性及び施策に基づくものとなります。

(3) 総合計画の計画期間と位置づけ

総合計画は、次の 3 種の計画から構成されており、それぞれの内容及び本市における計画期間は次のとおりとなります。

1. 基本構想（平成 29 年度～平成 38 年度）

〔計画内容〕 基本構想は、まちづくりの基本的な考え方である将来像を実現するための目標及び重点施策を示します。

〔計画期間〕 基本計画を前後期 5 年間とすることから、計画期間は 10 年間とします。

2. 基本計画（前期：平成 29 年度～平成 33 年度 後期：平成 34 年度～平成 38 年度）

〔計画内容〕 基本計画は、基本構想で示した将来像を実現するための目標及び重点施策の具体的な施策、主な事業、目標指数等を体系的に示します。

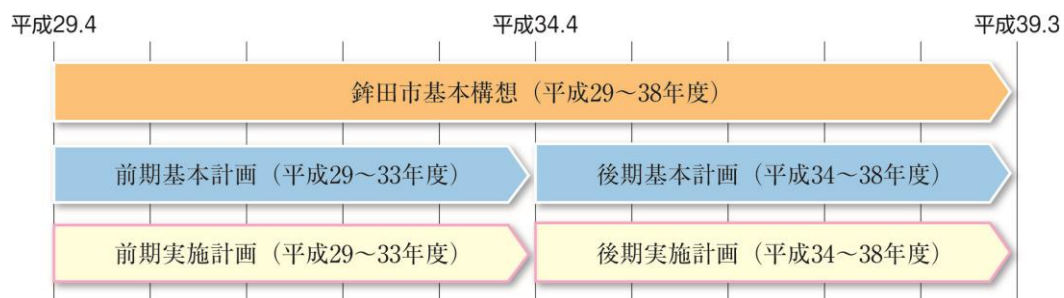
〔計画期間〕 事業進捗・評価が可能な中期的な計画として、5 年間とします。

3. 実施計画（前期：平成 29 年度～平成 33 年度 後期：平成 34 年度～平成 38 年度）

〔計画内容〕 実施計画は、基本計画で示した施策を実現するため市政を運営するにあたっての財政等を加味した具体的な事業実施計画となります。

〔計画期間〕 基本計画と同様に 5 年とし、急激な社会情勢の変化と事業の進捗を勘案しながら、毎年度計画内容を見直すローリング方式とします。

■ 総合計画の計画期間



Ⅱ 銚田市の都市現状と将来の方向性

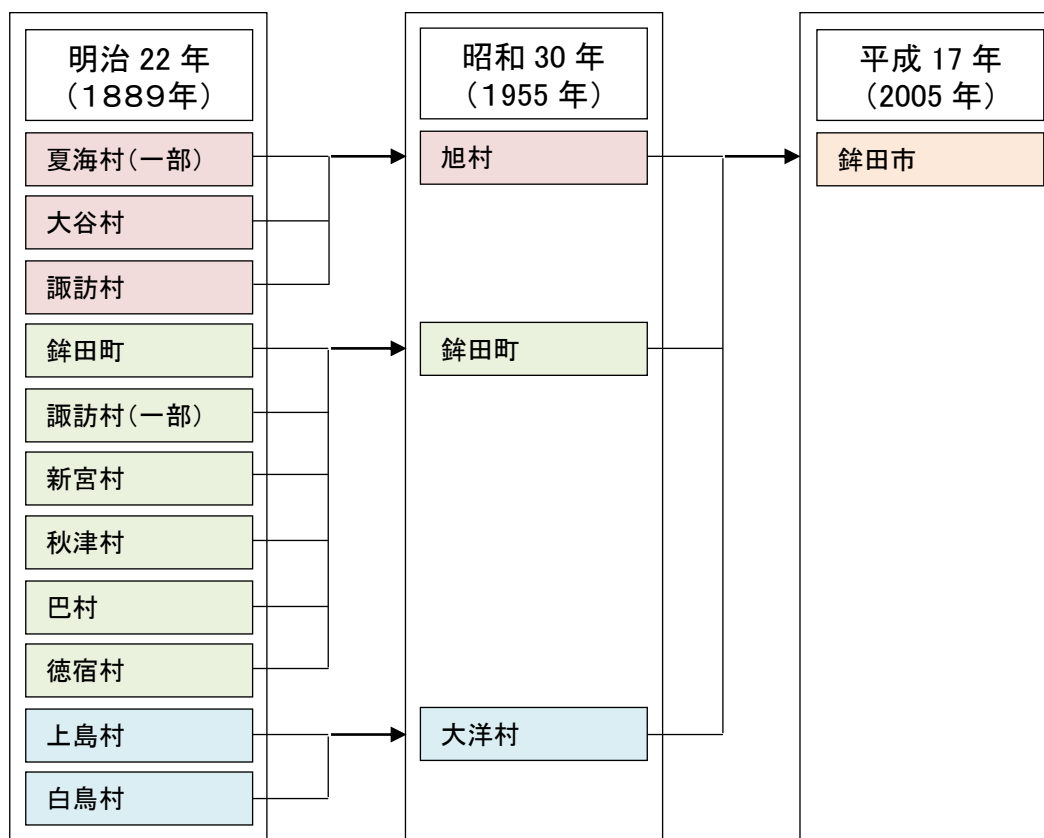
1 銚田市の現状と人口等概況

(1) 銚田市の沿革

本市は、江戸時代に東北や常陸地方と江戸を結ぶ水陸交通の要衝として発展、人馬の往来や海産物を中心とした物資の流通が盛んになり、江戸方面への農産物の出荷も行われていました。

明治 4（1871）年の廃藩置県により本市は新治県の所轄となりましたが、明治 8（1875）年、利根川を境に千葉県と茨城県が設置され、新治県が茨城県に統合されたことに伴い、茨城県の所轄となりました。

明治 22（1889）年の「明治の大合併」では市制・町村制が施行され、夏海村、大谷村、諏訪村、銚田町、新宮村、秋津村、巴村、徳宿村、上島村、白鳥村の 1 町 9 村が本市の基礎として誕生しました。その後、昭和 30（1955）年の「昭和の大合併」による旭村、銚田町、大洋村を経て、「平成の大合併」により、平成 17 年 10 月 11 日に銚田市が誕生しました。



(2) 地理的特性及び土地利用の状況

① 地理及び地勢

本市は茨城県の東南部、鹿行エリアの最北部から中央部にかけて位置し、県都水戸市、鹿島臨海工業地帯まではいずれも 30km 圏内、筑波研究学園都市まで 50km 圏内、首都東京まで 90km 圏内にあります。北は大洗町と茨城町、西は小美玉市と行方市、南は鹿嶋市、東は鹿島灘に接しており、南北に 24km、東西に 17km と広がる本市の面積は 207.61 km²で、県面積の 3.4%を占めています。

本市の東部沿岸を鹿島台地、南西部を行方台地が形成し、その合間にある新鉾田駅周辺を中心市街としており、その新鉾田駅を含む、主要な交通幹線としては、鹿島灘沿いを南北に走る国道 51 号、行方市へ続く国道 354 号と、水戸市から大洗町、本市を通過し、鹿嶋市とを結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が整備され、市内には涸沼駅、鹿島旭駅、徳宿駅、新鉾田駅、北浦湖畔駅、大洋駅の 6 駅が設置されています。

また、鉾田川や巴川、大谷川が流れ、その支流には水田が広がり、北は涸沼、南は北浦、東は鹿島灘に接し、豊かな自然環境に恵まれた地域となっています。

肥沃な関東ローム層と温和な気候を活かした全国有数の農業地帯でもあり、農畜産業は本市の基幹産業となっており、首都圏の重要な食料供給地となっています。施設園芸型のメロン、イチゴ、トマトのほか、周年出荷型の葉物野菜、かんしょやゴボウなどの土地利用型作物の栽培が盛んであり、全国でも有数の生産地として知られています。



② 土地利用の状況

本市の土地利用は、鉾田市役所本庁舎など公共施設を中心とした中心拠点ゾーン、旭総合支所、大洋総合支所周辺を地域拠点ゾーン、鉾田西部工業団地周辺を工業ゾーンとするなど、地域の特性を踏まえた都市整備を目指しています。

また、地区別の都市整備では、台地や河川などの地形や、市街地や農地・樹林地といった土地利用のまよりの様子、既存の幹線道路などによるつながり等を考慮した都市整備を行っています。

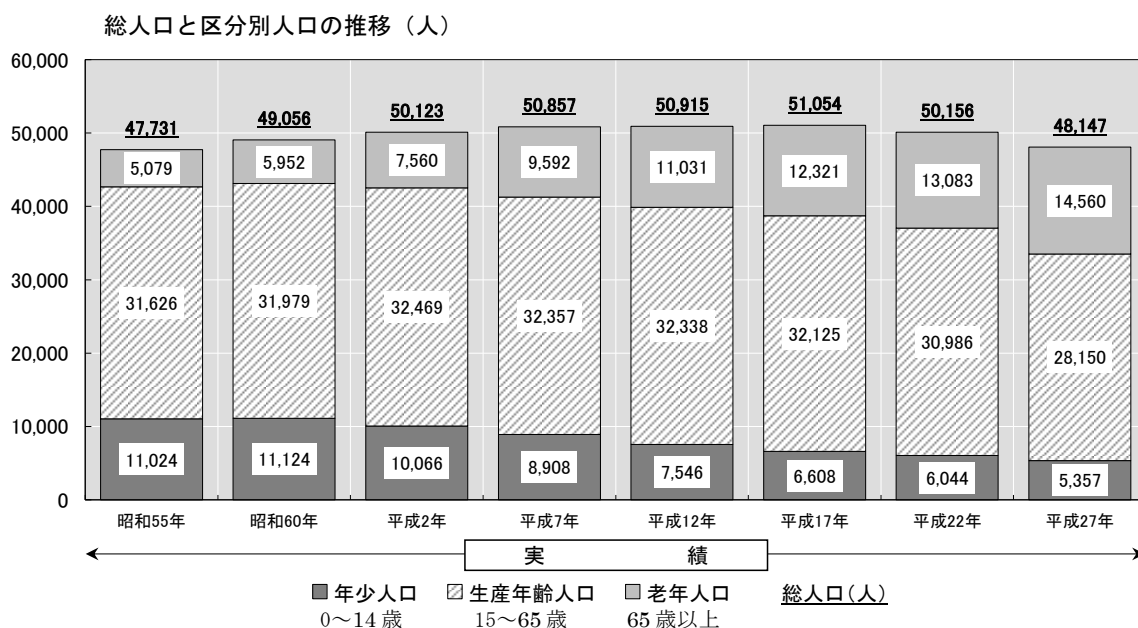
なお、総面積のうち、204.64 km²の都市計画区域面積を有しており、総面積の約 80%を農地や山林が占めています。

(3) 人口等概況

① 総人口の推移

本市の総人口は、平成 17 年の合併時（旧旭村 11,753 人、旧鉾田町 27,857 人、旧大洋村 11,444 人）には 51,054 人となっており、同年をピークに減少傾向にあります。

併せて少子高齢化が進んでおり、昭和 55（1980）年に年少人口が 23.1%だったものが平成 27 年には 11.1%に減少し、生産年齢人口も 66.3%から 58.5%へと同じく減少する一方で、老年人口は 10.6%から 30.2%へと増加しています。



出典：国勢調査

平成 27 年 10 月 1 日の人口は 48,147 人となっており、構成比は、老年人口は 30.2%、生産年齢人口が 58.5%、年少人口が 11.1%、性別比は男性が 50.5%、女性が 49.5%となっています。

平成 27 年 10 月 1 日現在の本市の人口状況（人）

区分			総数	男性	女性
人口	総人口		48,147	24,303	23,844
	老年人口 (65 歳以上)	後期高齢者(75 歳以上)	7,159	2,812	4,347
		前期高齢者(65~74 歳)	7,401	3,766	3,635
		高齢者総数	14,560	6,578	7,982
	生産年齢人口(15~64 歳)		28,150	14,917	13,233
	年少人口(0~14 歳)		5,357	2,756	2,601
	不詳		80	52	28

出典：国勢調査

② 就業人口と産業別就業者数の推移

本市の就業状況は、第1次産業と第2次産業が減少傾向にあり、一方で第3次産業が増加傾向にあります。また、本市では農業を中心に第1次産業が最多を占めていましたが、平成7年に第3次産業が41.5%となり、最多を占めるようになりました。

産業別就業者数の推移（人、％）

	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
第1次産業	13,426	11,993	10,657	9,358	9,041	8,736	8,534	未公表
構成割合	53.0	46.9	40.8	35.1	33.5	32.8	33.1	未公表
第2次産業	3,907	4,756	5,671	6,240	6,441	5,829	5,340	未公表
構成割合	15.4	18.6	21.7	23.4	23.8	21.8	20.7	未公表
第3次産業	8,001	8,805	9,784	11,044	11,552	12,098	11,922	未公表
構成割合	31.6	34.5	37.5	41.5	42.7	45.4	46.2	未公表

出典：国勢調査

本市でも減少傾向にある第1次産業において、県内ではさらに減少傾向が強いため、平成22年には茨城県の第1次産業就業者の本市の占める割合が10.3%まで上昇しています。

茨城県に占める本市の産業別就業者割合の推移（％）

	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年
第1次産業	5.1	5.5	6.2	6.6	7.5	8.1	10.3	未公表
第2次産業	1.0	1.0	1.1	1.2	1.3	1.3	1.3	未公表
第3次産業	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	未公表

出典：国勢調査

※公表になり次第、加筆します。

2 財政概況

(1) 主要財政状況

本市は、市内に主だった企業がなく、自主財源に乏しいことから、財政力指数は類似団体平均値を下回っており、地方交付税に依存する割合が高い脆弱な財政基盤ではありますが、合併以降、事務事業の見直し、人件費の削減や市税の徴収率の向上等、行政改革に取り組んだ結果、地方財政健全化法に基づく健全化判断比率は大幅に改善され、健全な財政状況になっています。

今後も扶助費等の社会保障関係経費の増加や、合併算定替終了による地方交付税の減少が見込まれることから、引き続き、全会計において健全な財政運営に努め、持続可能な行財政運営に資する必要があります。

健全化判断比率の推移（％）

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	早期健 全化基 準（参 考）	財政再 生基準 （参考）
実質赤字比 率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12.91	20.0
実質連結赤 字比率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17.91	30.00
実質公債費 比率	13.9	13.5	13.4	12.5	11.7	10.6	9.8	9.1	8.2	25.0	35.0
将来負担比 率	159.2	141.0	118.2	86.2	66.6	48.0	30.8	19.4	11.5	350.0	

出典：銚田市

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で示したものであり、平成 19 年 6 月に施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき 4 つの指標（実質赤字比率、実質連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を算出しております。

これらの指標が悪化し、早期健全化基準、財政再生基準を上回ると、財政的に危険な水準にあると判断され、議会の議決を経て財政の健全化もしくは再生のための計画等を策定することになります。また、起債（借入）を行う際に許可が必要となったり、起債に制限を受けることになります。

Ⅱ 銚田市の都市現状と将来の方向性
2 財政概況

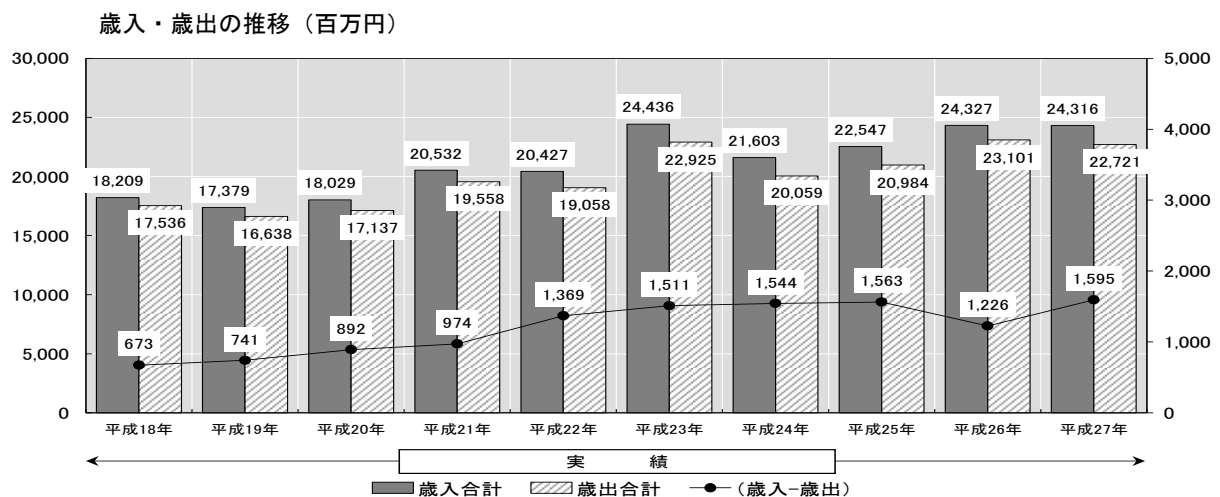
性質別の歳入及び歳出の推移

(百万円)

歳入	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
地 方 税	4,366	4,828	4,931	4,762	4,661	4,737	4,623	4,566	4,630	4,675
地 方 譲 与 税	733	373	358	336	326	317	297	284	271	283
各 種 交 付 金	745	691	657	619	614	567	538	557	621	951
地 方 交 付 税	5,935	5,979	6,244	6,336	7,256	9,110	7,699	7,785	7,452	7,465
分担金及び負担金	156	163	204	197	218	220	203	205	215	181
使用料及び手数料	173	156	120	122	117	122	133	125	114	145
国 庫 支 出 金	1,602	1,784	1,784	3,501	2,465	3,214	2,443	2,694	3,295	3,632
県 支 出 金	1,137	1,183	1,171	1,237	1,280	1,857	1,747	1,353	1,483	1,795
繰 入 金	106	102	249	247	76	97	173	549	866	442
諸 収 入	223	260	296	299	307	502	611	475	520	499
そ の 他	705	720	773	947	1,002	1,417	1,551	1,623	1,600	1,274
地 方 債	2,328	1,140	1,242	1,929	2,105	2,276	1,585	2,331	3,260	2,974
歳 入 合 計	18,209	17,379	18,029	20,532	20,427	24,436	21,603	22,547	24,327	24,316

歳出	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
人件費	3,875	3,535	3,449	3,260	3,204	3,145	3,030	3,034	2,932	2,847
物件費	2,092	2,248	2,139	2,258	2,149	2,693	2,685	2,512	2,551	2,600
扶助費	2,344	2,454	2,519	2,592	3,194	3,389	3,486	3,501	3,839	3,948
補助費	2,306	2,213	2,149	3,000	2,142	2,092	1,976	2,036	2,220	2,503
公債費	1,909	2,148	2,118	2,137	2,165	2,228	2,231	2,289	2,215	2,161
積立金	1,497	568	1,053	1,319	2,142	2,371	1,617	1,872	1,343	1,231
繰出金	1,408	1,541	1,685	1,765	1,859	1,949	2,210	2,100	2,454	2,309
普通建設事業費	1,830	1,690	1,812	2,978	1,936	3,076	1,734	2,863	4,882	4,734
その他	275	241	213	249	267	1,982	1,090	777	665	388
歳出合計	17,536	16,638	17,137	19,558	19,058	22,925	20,059	20,984	23,101	22,721

出典: 銚田市



3 前計画の評価とまちづくりの課題

(1) 前計画の進捗評価

① 計画の進捗状況 概況

前計画で設定された数値目標の進捗結果(最終年度平成 28 年度数値は未計上)について、全体進捗率は 83.1% (53 施策、61 項目を指標化)、目標別では概ね次のとおりとなります。

また個別に事業を見ると、進捗率 100.0%以上のものはハード整備事業に多く、合併以来、都市計画・整備を着実に推進しているとともに、さらに保健サービス、健康増進事業群の進捗率はいずれも高くなっています。

一方で、協働事業としての「まちづくり補助団体」や「交流事業参加者数」「ファミリー・サポート・センター事業」などは伸び悩み、引き続き市民協働の周知や市民意欲の醸成に取り組む必要があります。

基本目標 1 一人ひとりの健康と安心を支える地域づくり

設定指標数：22 事業 平均進捗率：95.9%

- ・保健福祉分野では、主に法制度等に基づく施策・事業を実施しており、おおむね進捗率は高い傾向にありますが、制度変更やリスクの発生等の想定外の動向により、受診率や対象者数に増減があります。
- ・検診や健康指導等に来所されない市民も一定数存在することから、潜在的な健康リスクの把握や一層の市民周知が必要となります。
- ・ボランティアやファミリー・サポート・センターの登録者数は伸び悩んでおり、市民協働の視点を福祉分野へ波及させていく必要があります。

基本目標 2 次代の農業を中心とした力強い産業づくり

設定指標数：10 事業 平均進捗率：62.5%

- ・商工業分野は経済流通の要であることから各種助成や支援事業に取り組んでおり、事業者の積極性を誘発する仕組みを各産業分野において講じていますが、経済規模の縮小等の社会背景が施策を大きく左右し、本市単独での対応には難しさもあります。
- ・本市の基幹産業でもある農業は、ブランド化や販路の開拓が進んでいるものの、農家の後継者不足が慢性的な課題にあり、今後の農産需要への対応が求められます。
- ・企業誘致については、茨城県がオーダーメイド方式による分譲の方針があることから、企業立地についての優遇制度の創設やオーダーメイド方式の優位性についての P R が必要となります。

基本目標 3 自然を感じる快適で安全な生活空間づくり

設定指標数：14 事業 平均進捗率：87.2%

- ・都市基盤分野は、合併以来、着実に整備が進んでいますが、本市では都市と自然の共生を果たすために、市民協働で自然環境の保全や活用にも合わせて取り組んでいく必要があります。
- ・公害防止等の意識啓発が低調となっていますが、今後、本市の自然環境を地域活性化に結び付けていく中では、自然保全の位置づけはより重要なものとなり、いっそうの意識啓発、取り組みの実施が求められます。

基本目標 4 個性と多様性を尊び、地域文化をはぐくむ人づくり

設定指標数：12 事業 平均進捗率：91.5%

- ・文化・スポーツ活動の促進については、おおむね進捗率は高い傾向にありますが、特に文化活動では参加者の高齢化、固定化が課題となっており、全体的な質の向上を図る必要があります。
- ・本市では小学校の再編が大きな課題としてあり、今後は公立学校施設再編計画に基づいた着実な実施と、教育の質の向上を図っていく必要があります。
- ・今後、計画期間中に茨城国体や東京オリンピックが予定されていることから、市民のスポーツへの興味をいっそう醸成していくとともに、健康分野との連携により心身の健全化への意識付けを図っていく必要があります。

基本目標 5 市民を主役とする協働のまちづくり

設定指標数：3 事業 平均進捗率：78.3%

- ・本市では市民協働によるまちづくりに取り組んでいますが、引き続き、市民の市政への参画の呼びかけ、地域課題への自助共助の対応促進、支援に取り組んでいく必要があります。
- ・行財政の健全化、市民サービスにとって、効率かつ利便性の高い組織の在り方等を検討し、持続可能な行政運営を行う必要があります。

② 本計画への反映

本計画では基本計画の策定にあたり、各担当課において施策編成の資料として評価内容を検討、対策を講じ、本計画での事業実施を図っていきます。

4 新たなまちづくりに向けて

(1) 鉾田市の魅力と誇り

① 変わりゆくまち未来への展望

平成 17 年に鉾田市が誕生してから、10 年以上の月日が流れました。

本市では、市民目線のまちづくりを通してサービスの検討・拡充を図るとともに、時代の変化に対応しながら子どもから高齢者まで笑顔で過ごせるよう、地域資源を活かした取り組みを進めています。

高齢者施策や子育て支援、健康増進を図る福祉サービスをはじめ、効率的な統廃合を含む教育環境の整備や、東関東自動車道水戸線鉾田 IC の開通による交通基盤の拡充、「(仮称) 鉾田市民交流館」の整備による文化の振興、統合小学校整備に係る跡地活用等、本市の将来発展を見据えた各種事業に市民・地域とともに着々と歩んでいます。

② 食と農の先進地

本市では、温かな気候を活かした農業が営まれています。

メロンをはじめ、様々な農産物を生産しており、農業生産額においては県内だけでなく全国でもトップを誇るものがあります。

近年では、鉾田の農の技術や味を海外に進出させており、東南アジアに農業技術を提供することで、国外での知名度向上に繋げると同時に、海外での販売ルートの確保、農産物や加工品の供給など、新たな可能性が期待されています。

また、行政・関係団体・市民が協力して農産物のブランド化による PR 事業を展開する「鉾田市産地ブランドアップ振興協議会」の活動等、農や食を通して、鉾田市全体のブランド力の向上を目指しています。

③ 守るべき環境

本市は、鹿島灘、北浦、涸沼をはじめとした豊かな自然環境が残されており、平成 27 年には、鉾田市、茨城町、大洗町にまたがる涸沼がラムサール条約湿地に登録されました。

本市の有する緑、湖、海と三拍子揃った価値ある地域資源は、貴重な生態系を守ると同時に、市民の生活に豊かさと憩いを与えています。

また、この豊かな自然環境を守るため、本市では市民との協働により環境美化や環境浄化運動に取り組んでおり、市民による自主的な活動も行われています。

今後も、自然環境の保全は、良好で良質な生活環境づくりに寄与することから、次代へ美しい水辺や緑を残すための様々な活動に取り組んでいきます。

(2) 市政を取り巻く時代の流れ

近年、経済構造や人口構造の変化、技術革新、価値観の変化など市民を取り巻く社会環境は複雑化しており、それとともに市民の行政に対するニーズはますます多様化し、地方分権改革に基づく地方自治体の自由度と責任は年々拡大しています。

本市においても、高度成長期に整備した公共施設などの老朽化や、本格的な人口減少時代に伴う少子高齢化社会の到来等により、まちづくりを推進する上での課題が多岐に亘っています。そこで、本計画を推進する上で留意すべき社会背景について、次のとおり、取りまとめました。

① 少子高齢化と人口減少の進行

我が国は、少子化の進行に伴い人口減少社会に突入し、未婚化、晩婚化などを背景として出生数は減り続け、更なる少子化の進行が予想されています。

加えて、高齢者数の増加による高齢化も急速に進んでおり、平成 37 年には「団塊の世代」が 75 歳を迎え後期高齢者となります。

少子高齢化による人口構造の変化は、経済活動等の活力低下や社会保障の負担増等への影響が懸念され、地域における子どもの社会性の発達や高齢者世帯の社会的・経済的自立にも影響を及ぼしています。

安心して子どもを産み育てられる環境、誰もが安心して暮らせる社会保障制度や支援の仕組み等を整備するとともに、少子化が進む中、次代を担う子ども達の豊かな心と健やかな体の育成を図るため、小学校再編計画に基づき、統合小学校の整備を進めることで、質の高い学習環境の再構築を図っていく必要があります。

② 安全安心のまちづくり

想定した範囲を超える東日本大震災の発生を契機に、地域防災に関する市民の意識は高まり、地域防災組織の育成の必要性は高まっています。

県内でも、異常気象による局地的な集中豪雨、台風などによる洪水や浸水被害も発生しており、市民の「安全安心」の確保は常に求められるものとなっています。

本市においても今後、引き続き公共施設等の耐震化、自然災害に適応した都市基盤づくりなどの対策が求められます。

また、自助・共助・公助の観点からハード・ソフトの両面で平時より防災減災の取り組みを推進し、地域と連携・協力した防災体制を再構築するとともに、併せて、事件・事故を未然に防止するため、地域と一体となった防犯活動や交通事故防止対策を展開し、地域における防犯力を高め、市民の生命と財産を守る安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

③ 地方分権、地域主権の進展

平成 12 年の地方分権一括法の施行以降、平成 21 年には「地域主権」の確立を目指し、内閣府に地域主権戦略会議が設置されるなど、国においても地方分権に向けた取り組みが進んでいます。

また、地方では地域の個性を活かしたまちづくりや地域の課題解決に向けた住民自身の活動が活発になりつつあります。

これにより地方自治体には、自らの判断と責任において主体的な行財政運営を進め、地域の特性や市民ニーズに応じた多様かつ独創的な政策立案等の管理運営能力が、今まで以上に求められています。

併せて、市民協働は行政運営の仕組みとして、地域が自立していく上での重要な運営要素となります。

④ 価値観やライフスタイルの多様化

価値観が多様化した現代社会では、すべての人が就労や教育分野だけでなく、芸術・文化・スポーツなどに親しむことができる場の充実や、自然とのふれあいの機会の創出など、様々な分野において多様な選択が可能となるまちづくりを進めていくことが必要となっています。

一方、安定した職に就くことができない若年層を中心に、雇用環境の変化と格差の拡大が指摘されています。

このような状況から子育ての中心となる若い年代では、低所得者層の増加がみられ、男女を問わず、晩婚化、非婚化が進んでいます。

⑤ 生活圏の広域化

本地域の新たな可能性を広げると期待される東関東自動車道水戸線は、平成 22 年 3 月に茨城空港北 IC から茨城町 JCT が供用開始されており、現在、潮来 IC まで供用開始に向け整備が進められています。加えて鉾田 IC へのアクセス道路の整備が進められています。

公共交通では、水戸市と鹿嶋市を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が運行しているほか、石岡市・大洗町への路線バス、成田空港や東京駅等への高速バスが運行していますが、路線バスについては利用者数の減少が懸念されています。

市民生活の利便性、地域ポテンシャル（発展可能性）の向上などの観点から、地域内外との連携を向上させる道路・交通体系の充実に向けた積極的な取り組みが求められています。

⑥ 環境保全への取り組み

近年では、地球温暖化に伴う異常気象として台風、ゲリラ豪雨、竜巻、異常高温・低温などによる様々な災害が発生し、日常生活や経済活動への影響などのリスクが増加しています。

このような地球規模で進む気候変動を踏まえ、快適な定住環境を兼ね備える自然と、人間が共生する社会の形成を目指し、行政・市民・地域が一体となり、環境負荷の少ない社会を実現することが必要となります。

また、環境に対する問題は、ごみ処理や不法投棄などの身近な問題にまで広範囲に及んでおり、行政はもとより、市民一人ひとりが考え行動しなければならない課題となっています。

さらには、ラムサール条約に登録された涸沼に生息する「ヒヌマイトトンボ」や北浦湖畔に生息する「カンムリカイツブリ」等、希少生物が今後も生息できる環境の保全に加えて、生物多様性の普及啓発にも努め、企業や家庭においても、保全や共存に意識を向けた取り組みが求められています。

⑦ 国際化

グローバル化に伴い、外国人来訪者数は年々増加しており、茨城空港は中国など海外からの外国人来訪者の玄関口となっています。

平成 32 年には東京オリンピック、パラリンピックが開催され、大会参加者や関係者をはじめ、多くの観戦客が訪れると見込まれ、スポーツ振興や経済活性化、魅力発信の契機として活用することが求められています。

また、東京オリンピック等での外国人の観光需要の高まりが見込まれるため、ラムサール条約の登録湿地である涸沼や北浦、鹿島灘など貴重な自然環境と、農・工・商の連携強化による交流事業の増加を図るとともに、観光資源の更なる発掘と地域づくりに活かす必要があります。

広く世界に目を向けると、我が国をとりまく状況として、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）による影響と領土問題を巡る東アジア諸国との緊張感の高まりなど、日本経済の見通しは一層不透明になっています。

(3) 鉾田市における地方創生の視点

社会背景が大きく変化していく中で、本市が平成 27 年に実施した地方創生に係る意識調査では、希望する重点推進施策として、「医療・福祉の整備」(53.1%)に次いで、「少子高齢化・人口減少対策」(51.7%)を求める意見があり、近年の地方創生を背景に、市民より強い危機感が示されました。

これらの意見を、基本構想における地方創生の視点として改めて検討した結果、次の点を本市における地方創生の大きな課題と考えます。

① 豊かな自然と、生活環境の整った都市（まち）との共存

本市の現在のイメージは「農業が盛んなまち」、「自然の豊かなまち」である一方、将来の希望するイメージとしては「生活環境の整ったまち」、「医療・福祉の充実したまち」となっており、現在と将来のイメージに大きな違いがあります。

本市では、合併に伴う都市計画及び都市整備を新市建設計画等に基づき進行中であり、生活環境の利便向上は今後も継続して取り組むとともに、医療・福祉環境については、高齢者の増加が見込まれる中、地域での安心できる暮らしを提供していく上で、重要な取り組みとなります。

その中で、本市が有する豊かな自然環境とそれに伴う農業の振興は、他地域にはない最大の特徴であり、県内においても本市の農業生産額は突出しています。

豊かな自然と農産物は本市の最大のセールスポイントともなっており、地域の経済活動を支えていくシティセールスを推進する上で重要となります。

また、生活の利便性の追求は豊かな自然環境を喪失させる恐れもあることから、市民ニーズとしてあげられた生活環境の良質化を図る上では、自然環境と都市（まち）の共生をいかに図るべきかを適切に設定していくことが重要な課題となります。

② 地域における協働社会の構築

本市では、市民主体の地域コミュニティ活動の活性化を目指し、協働のまちづくりを推進しており、政策・市政運営においては市民参画・協働が図られています。

しかし、一方で地域活動への参加状況を見ると「特に参加したいとは、思わない」という回答が約半数となっており、地域活動における市民参画・協働の意識は醸成されたとはいえません。

本市では、市民とともに「協働社会」の構築を目指し、引き続き本市の市政運営、地域活動における協働の促進に取り組めます。

(4) 新たなまちづくりへの方向性

本市では、これまで「いのち」と「くらし」の先進都市の実現に向け、様々な取り組みを積極的に進めてきましたが、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続可能なまちづくりを行っていくためには、「職」や「住」といった直接的な取り組みだけではなく、様々な分野における取り組みを一体的に進め、総合的なレベルアップを図らなければなりません。

そこで、新たな総合計画の策定にあたり、本市の特性や、前計画の評価・課題、近年の社会背景等を勘案しながら、本市が目指すべき新たなまちづくりへの方向性として、前計画の基本目標毎に、その方向性を次のとおり、取りまとめました。

① 一人ひとりの健康と安心を支える地域づくり

- ・ 市民活動やボランティア活動など、市民と協力した子育て環境の向上や高齢者支援の充実、障害者の自立生活の支援などに取り組むことで、やさしさに満ちた福祉を推進します。
- ・ 生涯を通じて誰もが健康でいきいきとした生活ができるよう、各種健診などの保健サービスを充実させると同時に、銚田市産の農産物を利用した食育を進め、市民の健康意識の向上と健康管理体制の強化に取り組みます。併せて、市内の健康増進施設や公園を活用し、豊かな自然を活かしたウォーキングコースを整備するなど、市民の自主的な健康づくり活動をサポートします。
- ・ かかりつけ医の普及・定着とともに、救急医療も含め、誰もが適切なサービスを受けられるよう、保健・医療・福祉が連携した地域密着型の医療体制の整備に取り組めます。

② 次代の農業を中心とした力強い産業づくり

- ・ 農業先進地として安全・安心で環境にやさしい農業を目指し、有機物堆肥の土づくりや流通システムの整備など、技術を活かしながら農畜産物の高品質化・ブランド化を進めます。
- ・ 鹿島灘や北浦、涸沼の漁場環境の保全を進め、水産資源の保護培養による持続的な水産業振興に取り組めます。
- ・ 銚田西部工業団地の整備に取り組み、県や近隣自治体と協調し、東関東自動車道水戸線、茨城空港を有機的に連携させ、産業流通基盤の構築を進めます。
- ・ 自然や歴史・文化など、多彩な地域資源を活用しながら、都市部では経験の難しい新たな魅力による観光の振興を図ると同時に、「Iターン」の実現を目指します。

③ 自然を感じる快適で安全な生活空間づくり

- ・防災体制の整備に力を入れるとともに、事件・事故を未然に防止するため、市民による自主的な防災・防犯活動を推進し、誰もが安心できる生活空間の実現を目指します。
- ・市内道路網の整備を進め、広域的な交流の活性化を図ります。さらに、これからの社会に不可欠な高度情報基盤をはじめ、上下水道施設の充実、農業集落排水区域等における加入促進、公園・緑地の創出、県と連携して巴川・鉾田川の河川整備の促進などに取り組みます。
- ・豊かな自然と共生する住み良い生活環境の形成に向けて、それぞれの地域特性を活かした計画的な土地利用を進めます。また、不法投棄の防止、ごみ処理体制の強化、緑地や水質の保全等、環境に配慮したまちづくりを推進します。

④ 個性と多様性を尊び地域文化をはぐくむ人づくり

- ・郷土に愛着を持ち、豊かな心を抱く子どもたちを育成するため、一人一人の個性を大切にしながら、礼儀や互いの人格を尊重する教育に取り組みます。同時に、環境、情報、国際教育など、時代に求められる能力の養成とともに、生きる力を育む教育環境の向上を図ります。
- ・各種スポーツ教室や指導者の育成に力を入れ、市民が気軽に参加できる生涯スポーツ・レクリエーションの機会づくりに取り組むと同時に、市民活動を中心とした全国各地との地域間交流を進めるとともに、国際感覚の豊かな人材を育成する環境づくりに取り組みます。
- ・誰もが自ら学ぶ生涯学習社会の実現に向けて、施設の機能充実と（仮称）鉾田市民交流館の整備を進め、市民の学習活動の支援と文化振興に取り組みます。

⑤ 市民を主役とする協働のまちづくり

- ・誰もが平等に暮らせる社会の実現を目指し、市民と行政が一体となって人権教育や人権意識の啓発及び男女共同参画を進めます。
- ・より良い暮らしを実現する市民活動を支援するため、地域におけるボランティア活動の活性化や学習機会の充実、団体・指導者の育成などに取り組み、市民活動と連携しながら、市民のまちづくりへの積極的な参画を図ります。
- ・「（仮称）鉾田市民交流館」の管理運営や小学校跡地利用等にあたっては、地域住民の利用と地域ニーズを踏まえた活用方策を検討し、市民の意見を取り入れたものとします。
- ・地方分権の流れに対応するため、市民の意見や民間の経営手法の導入、国の各種制度の活用など効率的・効果的な行財政の運営による、質の高い行政サービスの提供を目指します。同時に、市民と行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を担う協働のまちづくりを目指し、市民や市民活動の力をまちづくりに活かす仕組みづくりを進めます。

Ⅲ 基本構想

1 本市のまちづくりの方向性

(1)「まちの将来像」と考え方

本市では、合併後はじめての策定となった前構想において、市民と行政が共有する目標となる「まちの将来像」を設定し、行政と市民、地域が一体となって、社会的課題に取り組んでいく必要性を明示しました。

本計画では、人口減少に端を発する地方創生という厳しい時代の潮流を迎えながらも、本市行政が、今後も市民のための公共福祉の増進に寄与し、安全安心な市民生活を守っていくことを使命とするため、前構想に引き続き「まちの将来像」を設定するものとします。

なお、本構想における将来像は、行政運営の継続性を考慮するとともに、本市においても東日本大震災の発災直後の地域における助け合いが実践され、改めて共助の重要性が再認識されたことから、行政・市民・地域・団体等が同じ目標を共有し、相互理解のもとでそれぞれの役割と責務を担いながらまちづくりを実践する「自助・共助・公助」の協働のまちづくりを推進していくため、従来よりの将来像を次のとおり、継続するものとします。

〔まちの将来像〕

「いのち」と「暮らし」の先進都市

～自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21 世紀のまち 銚田～

〔設定理由〕

四季折々に様々な姿を見せる豊かな自然は、私たちに安らぎと癒しを与える貴重な資源であり、暮らしの土台を成す「いのち」の源です。

私たちは、この「いのち」の恵みを受けながら“農”という生活文化をはぐくみ、「暮らし」を支えてきました。また、“農”は“食”という「いのち」の糧をもたらし、私たちは健やかな心身をはぐくんできました。

「いのち」が「暮らし」を支え、「暮らし」が「いのち」をはぐくむ、こうした営みの連鎖こそが私たちの生活の原点であり、普遍的で理想のまちの姿であると言えます。

21 世紀という変化の大きい時代において、農をはぐくみ、人をはぐくみ、そして健康をはぐくんできた“はぐくむ力”を原動力に、自然との共生と歴史・文化という地域の“宝物”を大切にしながら、私たちが互いに手を取り合い、生きる喜びと生きがいに満ちた暮らしができるまち。それが、本市の目指す 21 世紀の先進都市の姿であると考えます。

(2) まちづくりの視点

また、「まちの将来像」を達成するにあたって、まちづくりの「視点」として、前構想に引き続き 3 つのキーワードを視点とし、さらに 3 つの視点をつなぎ、地方創生を推進するために新たな視点を設定します。

自然との共生

豊かな自然環境の中で、誰もが自然の恩恵を授かりながら自然への感謝といたわりの心を持ち、緑に囲まれて潤いや安らぎに満ちた健やかな生活を送ることのできる“自然との共生社会”を目指します。

みどり
緑

地域の個性を活かす

悠久の昔からの歴史や風土、先人から引き継いできた農の文化に誇りを持ち、世代を越えて人と人とが交流を図り、縁ある有形・無形の文化を“まちの個性”として尊び、未来へと引き継ぐ、“個性を活かす社会”を目指します。

ゆかり
縁

市民との協働

市民、ボランティア・NPO、企業、行政など、まちに関わる多様な主体の誰もが主役となり、一人ひとりがその役割と責任を担いながら、相互の理解と補完の絆によって相乗効果を発揮する“協働社会”を目指します。

きずな
絆

地方創生の推進

地域の特徴、市民一人ひとりの想い、行政の様々な施策と、緑・縁・絆を紡ぎあわせることで全市が一丸となって、「まち・ひと・しごと」(地方創生)による地域活性化を目指します。

つむぐ
紡

みどり ゆかり きずな つむぐ
緑・縁・絆を紡ぐまちづくり

2 人口指標

(1) 人口指標に対する考え方

① 銚田市人口ビジョンとの関係

本市では、平成 27 年度に策定した銚田市人口ビジョンにおいて、人口減少の現状や将来人口の推計結果、地域へ与える影響等を踏まえて、本市の人口減少を抑制していくための将来の目標と目指すべき方向性を、次のとおり設定しています。

■ 将来の目標と目指すべき方向性

将来の目標	目指すべき方向性
若い世代の就労と、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する	若者が本市で安心して働き、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現できる地域を創造します。
東京圏を中心とした人口の流出抑制とUターン促進	本市で住み・働き・安心・充実した生活を送りたい人を増やし、その希望をかなえられる地域を創造することで、若者の地域内還流、Uターン促進を目指します。
人口減少・超高齢化社会など時代を見据えたまちを構築する	年齢を問わず、地域に居住する人々が、健康を維持し、安全・安心に住み続けられる地域を創造します。また、人口の中長期的な展望を踏まえて、機能性や効率性に優れた持続可能な「まち」に再構築します。

出典：銚田市人口ビジョン

目指すべき方向性により人口減少の抑制を図るものとしていることから、本市では、銚田市人口ビジョンで示された方向性に基づき、本市の地域振興及び人口減少の克服のための施策を、本計画において講じるものとします。

② 総合計画と人口指標

本市では従来、基本構想内に「人口推計に基づく指標」を設定していましたが、近年の社会情勢の急速かつ急激な変化により、長期間を展望する基本構想において将来人口推計を設定し、指標とすることは難しい状況にあります。

一方、基本計画は、中期的な計画目標として、人口・世帯、地域経済、都市構造から導き出される状況・課題に基づき、その実現のための基本的な考え方を示すものであり、この基本計画の策定にあたって将来人口推計を行うことが、現在の状況ではより適当であると考えられます。

そこで本市では、「将来人口推計」については、基本計画において取り扱うものとし、かつ上記①を考慮したものであるものとします。

3 都市空間づくりと土地利用構想

(1) 都市空間づくりの考え方

① 国土強靱化計画等との整合性

わが国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、本法では「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に強い国土及び地域を作る」ことが求められています。

その実現のため、国では、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン 2014」を手始めに、平成 28 年 5 月には「国土強靱化アクションプラン 2016」を策定しました。

本市においても、国土強靱化基本法に基づき、平時からの防災減災対策をソフト・ハード両面から様々な施策を計画・実施し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進します。

② 既存計画との整合性

本市では、国土利用計画法に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的とする銚田市国土利用計画を策定しており、土地の総合的かつ計画的な利用にあたっては、銚田市国土利用計画が行政上の指針となります。

また本市では、従来より「銚田市都市計画マスタープラン」（計画期間：平成 22 年～平成 42 年）において、土地利用の方針や市街地整備等の方針等の都市計画の方針を具体的に定めています。

加えて、東日本大震災の特例措置により、平成 37 年度までに期間延長された「新市建設計画」により、合併後の都市整備についても、別途定められています。

これらのことから、都市計画及び都市整備に係る個別具体的な方針、施策等については「銚田市都市計画マスタープラン」「新市建設計画」に位置づけることとし、本構想では「都市空間づくりの考え方」として、本市のまちづくりの方向性を次のとおり、示すものとします。

■ 本市のまちづくり（都市計画及び都市整備）の基本方針

方針 1 豊かな自然と共存・共生する都市

方針 3 農業を基軸とした活力ある都市

方針 2 誰もが安心して暮らせる都市

方針 4 地域の個性を活かした都市

方針 5 市民協働でつくる都市

(2) 土地利用構想

本市の都市計画及び土地利用については、関連計画等に基づき、次のとおり、その方針を定めます。

① 都市構造の考え方

合併前の旧町村はそれぞれ中心となる市街地部を持ち、その中心と各集落とが連携した都市構造を形成してきました。本計画では、今まで構築されてきたこの構造を最大限に活かし、再構築して市としての一体性や効率性を強化し、総合力を高めることに重点を置きます。

既存の都市機能や地域資源等を積極的に活かし、市全体としてのバランスの取れた発展を目指すため、現在の土地利用をベースとした「ゾーン」を配置し、幹線道路を主とした「軸」でつなぐことによって新たな都市構造を構築します。

② 公共施設の最適な配置

本市では少子化の進行により、児童数が減少し、小学校の小規模化が進んだことから、平成 24 年に鉾田市公立学校施設再編計画を策定し、新設の統合小学校の整備事業を推進しています。

閉校による小学校跡地の有効活用に向けては、「鉾田市学校跡地利用基本方針」に基づき、効率・効果的な行財政運営を図るために、公共施設の最適化と地域のニーズを勘案しながら検討していきます。

また、市が保有する公共施設等の老朽化対策については、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ「鉾田市公共施設等総合管理計画」に基づき、財政的負担の軽減・平準化を図るために、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めることにより、公共施設の最適な配置を進めていきます。

③ ゾーンを効果的に結ぶ幹線道路「軸」の配置

本市の道路交通網は交通処理機能に優れ、広域的な連携を強化する主要幹線道路としては、国道 51 号や、市西部の市境周辺を走る県道水戸神栖線があり、市北部に県道大洗友部線、市南部には国道 354 号があります。

また、中心市街地を取り囲む鉾田環状線や、この環状線から放射状に延びる県道水戸鉾田佐原線、茨城鹿島線、小川鉾田線等が配置されており、これらの主要幹線道路を軸に道路新設、大竹鉾田線の未整備区間の整備、都市計画道路串挽安塚線の整備を促進し、放射・環状型の道路体系の強化に努めます。

さらに長期的には、県道下太田鉾田線を経由し旭総合支所周辺と鉾田 IC を結ぶ都市計画道路当間靱負線、県道鉾田鹿嶋線と県道下太田鉾田線を結ぶ合併支援道路等の整備を促進し、現在の放射・環状型から梯子状の道路体系へ移行を目指し、将来には東関東自動車道水戸線の鉾田 IC を経由する茨城空港北 IC と潮来 IC がつながり、市内の各地域と高速交通網との円滑な接続が可能になります。

⑤ 地域の個性を形成する「ゾーン」の配置

地域別 ゾーニング	整備方針
① 中心拠点 ゾーン	本庁舎が位置する現在の鉾田市役所周辺は、新市の行政拠点に相応した機能を備えるとともに、新市全体の中心市街地として交流機能の充実を図る。
② 地域拠点 ゾーン	支所を配置する現在の旭総合支所・大洋総合支所周辺は、地域へのきめ細かい行政サービスを担う機能を備え、かつ地域の交流拠点としての機能充実を図る。
③ 健康・交 流ゾーン	旭スポーツセンター、鉾田総合公園及びほっとパーク鉾田並びにとつぷ・さんて大洋は、各地域の健康づくり拠点として機能の充実を図るとともに、多世代交流の場として活用する。
④ 海洋レク リエーション ゾーン	鹿島灘沿岸は、鹿島灘海浜公園の着実な整備とともに、海水浴場や釣り場というマリンスポーツに資する施設整備を進め、環境に配慮した親自然型レクリエーション機能の充実を図る。
⑤ 水産業及 び湖沼ふれ あいゾーン	潟沼及び北浦での水産業の振興を図るとともに、周辺エリアは釣りやサイクリングなどのレクリエーション拠点として、市内外の人との交流・ふれあい機能の充実を図る。また、北浦は農業用水としての機能を維持する。
⑥ 工業ゾー ン	鉾田西部工業団地周辺は、東関東自動車道水戸線の開通や茨城空港を視野に入れつつ、工業団地の早期整備と幹線道路網の整備を一体的に促進する。
⑦ 自然資源 保 全 活 用 ゾ ーン	北浦に現存する自然環境及び生態系を調査・保全する地域であるとともに、市民主体となる調査・保全事業の対象地域となる。また、地域振興のための湿地の活用や生態系の周知等を図り、北浦北部の活性化を図る。
⑧ 農 環 境 ・ 田 園 居 住 ゾ ーン	①～⑦を除く地域は、基幹産業である農業を振興する地域として、また農業の持つ多面的な魅力を展開する地域として、必要な整備を進める。 各地区においては自然環境と調和した居住環境の向上を図る。

■ 地域別ゾーニングと整備方針に基づくゾーニング図



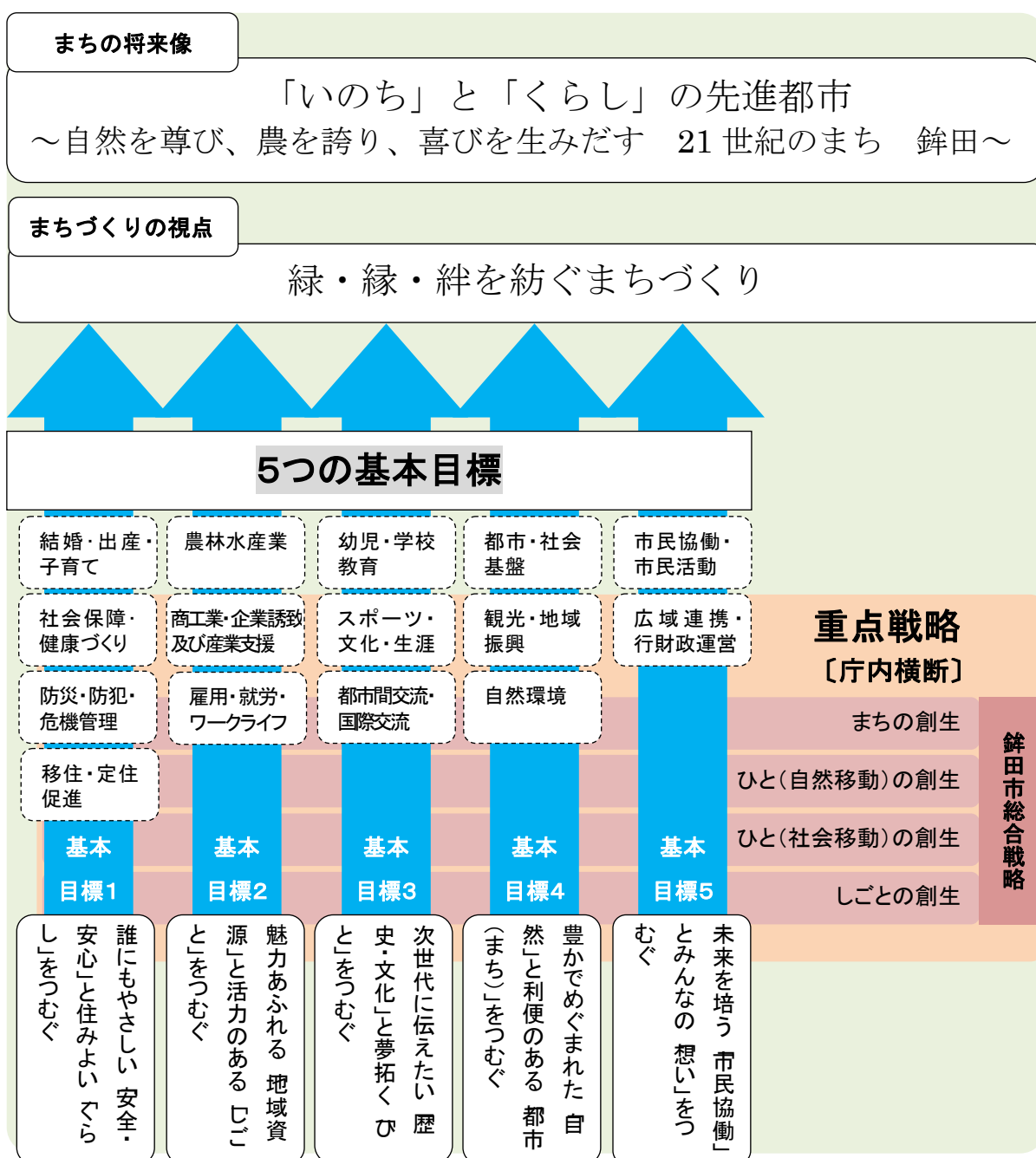
4 5つの基本目標と重点戦略

(1) まちづくりの将来像を実現するための考え方

「まちの将来像」に基づいたまちづくりを実施するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。

そこで、「新たなまちづくりへの方向性」で示した様々な課題に新たに取り組むため、従来の計画体系を改め、まちづくりの将来像を実現するための5つの基本目標を設定します。

さらに、基本目標体系とともに、銚田市総合戦略に記載のある施策群について、地方創生に係る庁内横断型の施策群として別途体系化し、本計画における重点戦略に設定します。



(2) まちづくりの将来像を実現するための5つの基本目標

基本目標1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ

〔基本方針〕

年齢や性別、障害の有無や家庭環境に影響されることなく、誰もが、地域で生まれ、育ち、住み続けることのできるまちづくりは、市民が良好かつ良質な社会生活を営む上での不可欠な要素です。

本市は市民一人ひとりが健康でより良い暮らしにつなげるために、保健・医療・福祉サービスの充実を図り、結婚・妊娠・出産・子育てを総合的に支援し、切れ目のない介護・医療連携の確立による総合的な福祉サービスの充実を図ります。

また、自然災害に対する減災防災、交通安全や消費者犯罪等の防犯など、市民・地域の日常生活を守り、安全安心な地域社会をつくるための危機管理をより一層徹底します。

これらの施策が連携することにより、「住みよく暮らしやすい銚田市」へのまちづくりを行い、市民の定住（転出の抑制）、市外からの移住（転入の促進）を図ります。

〔基本施策〕

基本施策1 結婚・出産・子育て

- ・市内イベント等を活用した出会いの機会づくりを図るほか、妊婦の出産・育児の支援を図り、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

基本施策2 社会保障・健康づくり

- ・制度に基づき、高齢・障害・生活困窮等の各福祉サービスを提供するとともに、市民協働による共助の観点での生活支援の体制整備を図ります。
- ・誰もが健康で生き生きとした生活が営めるよう、保健指導や各種健診などの保健サービスの充実や銚田市産の農産物を利用した食育の展開など、健康づくりを支援します。

基本施策3 防災・防犯・危機管理

- ・銚田市地域防災計画に基づくとともに、自主防災組織の結成促進や日頃からの減災予防の周知啓発等を図り、本市全体の防災機能を強化します。
- ・多様化する犯罪や消費者被害を予防するとともに、交通事故を減少させることができるよう警察等関係機関と連携を強化し、適切な情報発信と啓発活動の充実に努めます。

基本施策4 移住・定住促進

- ・良好な住環境の整備を促進するとともに、若者の定住支援策などの仕組みを構築し、市民の転出抑制及び市外からの転入増加に努めます。

基本目標 2 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ

〔基本方針〕

人を集める力に富み、地域社会に安定と潤いを与える地場産業の活性化は、活力のある社会を生み、まち・ひと・しごとの好循環の原動力となります。

本市の農業先進地としての高い農業技術を活かし、質の高い農畜産物の生産、付加価値向上及び海外を含めた販路拡大等の施策を展開することで儲かる農業の推進、銚田市農業の魅力を発信します。

また、茨城空港や東関東自動車道水戸線の開通によるインパクトを活かし、産業基盤整備と連動した商工業の活性化を図り、力強く調和のとれた産業振興を進めます。

こうした産業・地域経済の活性化によって、地元雇用を生み出し就労機会の増加、創出を図ります。

〔基本施策〕

基本施策 1 農林水産業

- ・本市の農畜産業は県内有数であるとともに、メロン等の特定品目は全国でもトップクラスの生産量を誇っていることから、農業生産額・品質の向上を図るとともに、農地の利活用や担い手育成を支援し、農業生産基盤整備に努めます。
- ・農林水産物の付加価値向上、6次産業化、輸出を含めた販路拡大により、農業所得の向上を図ります。また、農林水産業を中心とした地域資源を最大限活用し、各種施策と連携した事業を展開することで、銚田市農業の魅力向上、銚田市そのもののブランド化を図ります。

基本施策 2 商工業・企業誘致及び産業支援

- ・商工会等を通して地場産業を中心に地域経済の活性化を図るとともに、地元雇用の創出を図ります。
- ・東関東自動車道水戸線の開通を起爆剤とし、銚田西部工業団地への企業誘致を図るとともに、起業・創業支援等、幅広い企業活動を支援します。

基本施策 3 雇用・就労・ワークライフ

- ・ハローワーク・地元企業等と連携し、就労支援等を図るとともに、ワークライフバランスの意識啓発を行い、家庭と仕事の調和のとれた両立を促進します。

基本目標3 次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ

〔基本方針〕

市民・地域が有する「知識」「経験」を地域の文化として次世代に継承していくためには、将来の鉾田を担う世代に地域の「魅力」をしっかりと伝えていくことが必要です。

本市では教育の質の向上を目指して、子どもたちが切磋琢磨し、社会性と生きる力を育むことのできる教育環境を整えるため、小学校再編計画に基づき、統合小学校の整備を推進します。

また、（仮称）鉾田市民交流館を拠点として、文化振興を図るとともに誰もが生涯を通じて「学ぶ」ことの大切さを認識し、共に成長していく新たなコミュニティを形成し、地域資源を活用した学習環境づくりと人材育成を推進します。さらには、2019年の茨城国体開催や2020年の東京オリンピック開催をひとつの契機として、子どもから高齢者まで多くの市民が年齢や体力に応じ、気軽にスポーツに親しめる環境を整備します。

〔基本施策〕

基本施策1 幼児・学校教育

- ・子ども子育て支援新制度に基づき、幼保一元化や幼保連携、市民・地域ニーズに合った幼児教育を推進し、子育て環境の良質化及び子育て世代への支援を図ります。
- ・小学校再編計画に基づき、統合小学校の整備等、本市における教育の質の向上を果たすとともに、次世代を担う子どもたちに鉾田の文化・伝統行事について学び、実際に体験する機会の創出を図り、地域の魅力を体感させることで、豊かな郷土愛の醸成に努めます。
- ・ESD（持続可能な発展のための教育）を推進し、地域の良さを発見・理解する体験的な活動の充実を図るとともに、異文化に対する理解を深める交流活動の推進に努めます。また、社会の変化に対応できる能力や進路を主体的に選択する能力や態度の育成を目指して、地域の特色を生かしたキャリア教育の推進に努めます。

基本施策2 スポーツ・文化・生涯学習

- ・（仮称）鉾田市民交流館を拠点として、文化振興を図るとともに市民一人ひとりへの学習機会づくりと、生涯を通して「学ぶ」体制づくりに努めます。また、次世代へ引き継ぐ貴重な歴史資産として、埋蔵、有形文化財について幅広く市民への周知啓発を図るとともに、適切な文化財保護に努めます。
- ・茨城国体開催や東京オリンピック開催を契機に、スポーツ・運動を通じた健康づくりをより一層推進し、いくつになっても健康な身体づくりに取り組みます。

基本施策3 都市間交流・国際交流

- ・産業・経済交流を中心に、本市と他市自治体との連携・交流を推進し、市民交流、文化交流等の機会づくりに努めます。
- ・情報発信や関係団体との連携により国際交流を促進し、市民一人ひとりが異なる文化・習慣に対する理解を深め、外国人と共生することのできる社会づくりに努めます。

基本目標4 豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市（まち）」をつむぐ

〔基本方針〕

本市は合併以来、生活利便の地域格差の是正、利便向上を企図し、計画的な都市整備を着実に推進してきました。引き続き、長期的な展望に基づく計画的な土地利用のもと、道路・交通体系をはじめとする都市基盤の着実な整備・充実を図ります。

また、ラムサール条約の登録湿地である涸沼や北浦、鹿島灘をはじめとした貴重な自然環境と農・工・商を有機的に連携することにより交流人口の増加を図るとともに、地域におけるイベントや行事を支援し、恵まれた自然環境を生かした地域振興を図ります。

そのために、自然と共生し、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会の形成に向けて、全市的な環境共生社会の推進に努めるとともに、本市の恵まれた自然環境を最大限に生かし、本市ならではのまちづくりに取り組みます。

これらの取り組みにより、将来にわたる「いのち」と「くらし」を支える豊かな自然環境の継承と快適性・利便性を兼ね備える、誰もが安全で安心して暮らせる生活空間の実現を目指します。

〔基本施策〕

基本施策1 都市・社会基盤

- ・インフラ・公共施設整備をはじめ、適切かつ合理的な都市計画・整備を計画的に行い、市民生活の利便性の向上を図ります。

基本施策2 観光・地域振興

- ・市内に点在する観光資源の有効活用を図るため、観光協会の活動を支援するほか、イベントや行事の開催を支援します。
- ・自然資産を貴重な観光資源として有効活用を企図し、農・工・商と有機的に連携することで市内外での交流を促進し、地域の振興を図ります。

基本施策3 自然・環境

- ・豊かな自然環境を保護・育成するとともに、市民協働で公害等の衛生課題に取り組み、本市の自然環境を次代に継承します。

基本目標5 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ

〔基本方針〕

人口減少や少子高齢社会の中で、これからは周辺都市や関係機関等とも連携を深め、地域の総合力を高めるとともに、様々なパートナーと協働でまちづくりを行う必要があります。

また、まちづくりを推進する上では、行政・市民・地域・団体等が同じ目標を共有し、相互理解のもとでそれぞれの役割と責務を担いながらまちづくりを実践する「自助・共助・公助」の仕組みの確立が重要です。

さらに、本市行政においても市民活動の活性化とともに、効率的で質の高い行財政運営システムを構築する行財政改革に積極的に取り組みながら、市民と行政とが相互に信頼する協働のまちづくりを目指します。

〔基本施策〕

基本施策1 市民協働・市民活動

- ・市民協働・参画を促進し、地域社会での課題解決・解消及び行政課題への協働意識を醸成し、行政と市民・地域が連携したまちづくりの仕組みを構築します。
- ・様々な問題の社会背景となる人権意識や男女共同参画といった社会的課題への認知・意識啓発を推進し、誰もが不利益を被ることのない社会づくりに取り組みます。

基本施策2 広域連携・行財政運営

- ・近隣市町と連携した広域的施策の検討・調整・実施を図り、本市単独では困難な行政課題に対処します。
- ・鉾田市行政改革大綱等に基づき、適切な行財政マネジメントを実施し、効率的かつ自律的な都市経営を図ります。

(3) 本計画における地方創生の考え方

① 地方創生の取り組みと重点戦略化

平成 27 年度策定の銚田市総合戦略は、前計画との整合性及び結びつけを考慮し、今後のまちづくりの方向性を見据えた戦略づくりを行いました。

このことから、銚田市総合戦略を本計画に重点施策として組み込むことで、この両計画の一体性及び、銚田市総合戦略の推進力を高めることができると考えます。

そこで本市では、人口減少の克服や、市の活力の維持・向上に向けた銚田市総合戦略を重点戦略と位置づけ、重点的に取り組みを推進することとします。

なお、銚田市総合戦略における施策・事業は、すべて本計画に位置づけられるものであり、そのほか本計画での銚田市総合戦略の取り扱い事項は、次のとおりとします。

■ 本計画における銚田市総合戦略の取り扱い事項

第 1 項 総合戦略記載の施策及び事業は、基本計画に明確に位置づけること。

第 2 項 総合戦略記載の数値目標は、基本計画における重点施策成果指標として設定すること。

第 3 項 総合戦略記載の重要業績指標（KPI）は、実施計画においてその整合を図ること。

第 4 項 本計画は総合戦略に上位する計画であること。

第 5 項 総合戦略に修正が生じる場合は、本計画との整合性を図り、適当な修正を総合戦略に加えること。

第 6 項 国通知及び法改正等により、両計画の位置づけ・取り扱い等が規定された場合はそれに基づき、本事項を見直すこと。

IV 基本計画

1 重点戦略

(1) 銚田市総合戦略

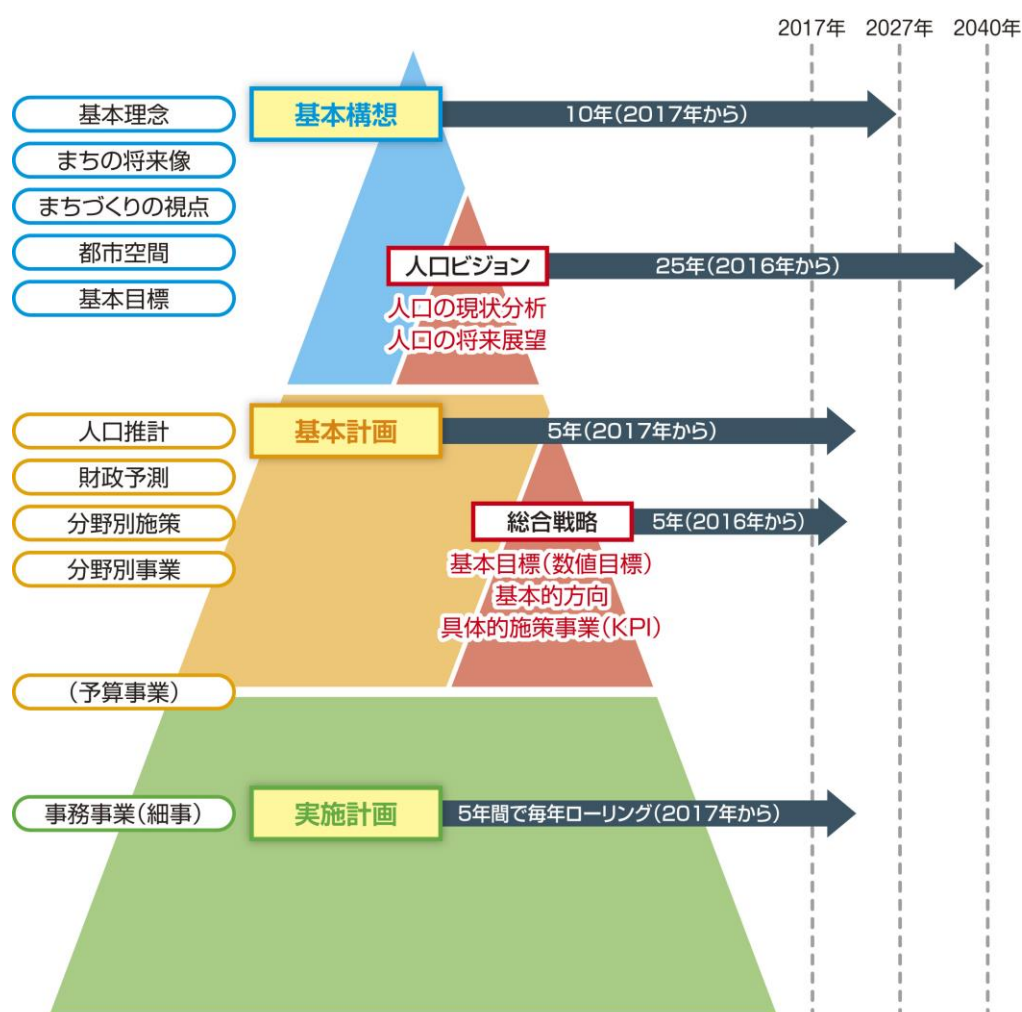
① 銚田市総合戦略の趣旨と目的

本市では、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則などに基づいて、「人口減少と地域経済の縮小の克服」と「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指した「銚田市総合戦略」を策定しました。

② 銚田市総合戦略と本計画の関係

「本計画における地方創生の考え方」に基づき、銚田市総合戦略の基本的な考え方の枠組みに沿って、地方創生・地域活性を目標とする共通の戦略を掲げるものとします。

銚田市総合戦略と本計画の関係は、次のとおり、整理することができます。



(2) 重点戦略の設定

重点戦略は、本計画期間において重点的に取り組む事業を設定したもので、経常的、継続的に実施する事業と異なり、事業費、人的資源の重点的な投入や組織横断的な連携体制により取り組む事業です。

① 重点戦略の考え方

本計画において全市をあげて重点的に取り組むべきまちづくりの方向性として、銚田市総合戦略では次の4つのプロジェクトと目標を掲げ取り組みを展開します。

重点プロジェクト1 しごとの創生

成果指標	市内民営事業所に就業する従業者数 (経済センサス活動調査)	基準値(平成24年)	目標値(平成31年)
		12,538 人	14,000 人
	農産物出荷額 (市内農業協同組合ベース)	基準値(平成26年)	目標値(平成31年)
		191 億円	210 億円

重点プロジェクト2 ひと(社会移動)の創生

成果指標	社会移動数(純移動数) (常住人口調査)	基準値(平成26年)	目標値(平成31年)
		△273 人	△300 人
	観光入込客数 (観光動態調査)	基準値(平成26年)	目標値(平成31年)
		424,589 人	450,000 人

重点プロジェクト3 ひと自然移動の創生

成果指標	合計特殊出生率 (厚生労働省「人口動態調査」)	基準値(平成24年)	目標値(平成31年)
		1.47	1.59
	年少人口 (常住人口調査)	基準値(平成26年)	目標値(平成31年)
		5,541 人	5,300 人

重点プロジェクト4 まちの創生

成果指標	市民の定住意向市民の定住意向 (市民アンケート)	基準値(平成26年)	目標値(平成31年)
		72.9%	75.0%
	若者(市内高校生)の愛着度 (市内高校生アンケート)	基準値(平成26年)	目標値(平成31年)
		42.6%	50.0%

2 人口推計及び財政予測

(1) 将来人口推計

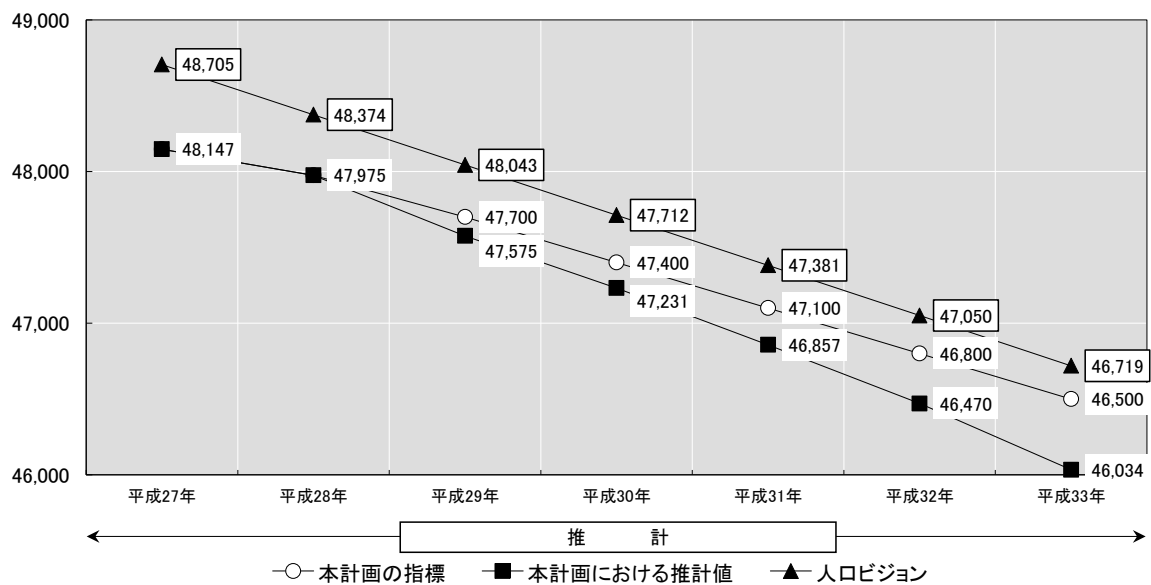
本市の人口は、平成 27 年に策定した人口ビジョンの推計値を平成 27 年度の国勢調査人口ですでに 558 人下回っていることから、前期計画の目標年次である平成 33 年には 46,034 人となる見込みであり、従来の推計予測よりも急速な人口減少が見込まれています。

そのため本市では、総合計画及び総合戦略による様々な施策を講じることにより、転入者の促進と転出者の抑制、出生率の改善を図り、本計画の目標年度である、平成 33 年には 46,500 人（+466 人）を目指すものとします。

人口推計（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
本計画の指標	48,147	47,975	47,700	47,400	47,100	46,800	46,500
推 計 値	48,147	47,975	47,575	47,231	46,857	46,470	46,034
人 口 ビ ジ ョ ン	48,705	48,374	48,043	47,712	47,381	47,050	46,719

人口ビジョン指標と人口推計（人）



出典：銚田市人口ビジョン、国勢調査、常住人口

(2) 財政予測

財政推計は、総合計画・実施計画で計上されている大規模事業等の施策を実施するにあたって、人口減少等に伴う市税・地方交付税の減収や高齢化の進展に伴う社会保障費の増大等について推計を行い、将来の行財政運営に支障が生じないように作成するものです。

推計にあたっては、現行の税財政制度を基本としており、今後の景気動向や税制改正等によって、推計値と実績値とに大きな乖離が生じる可能性があります。

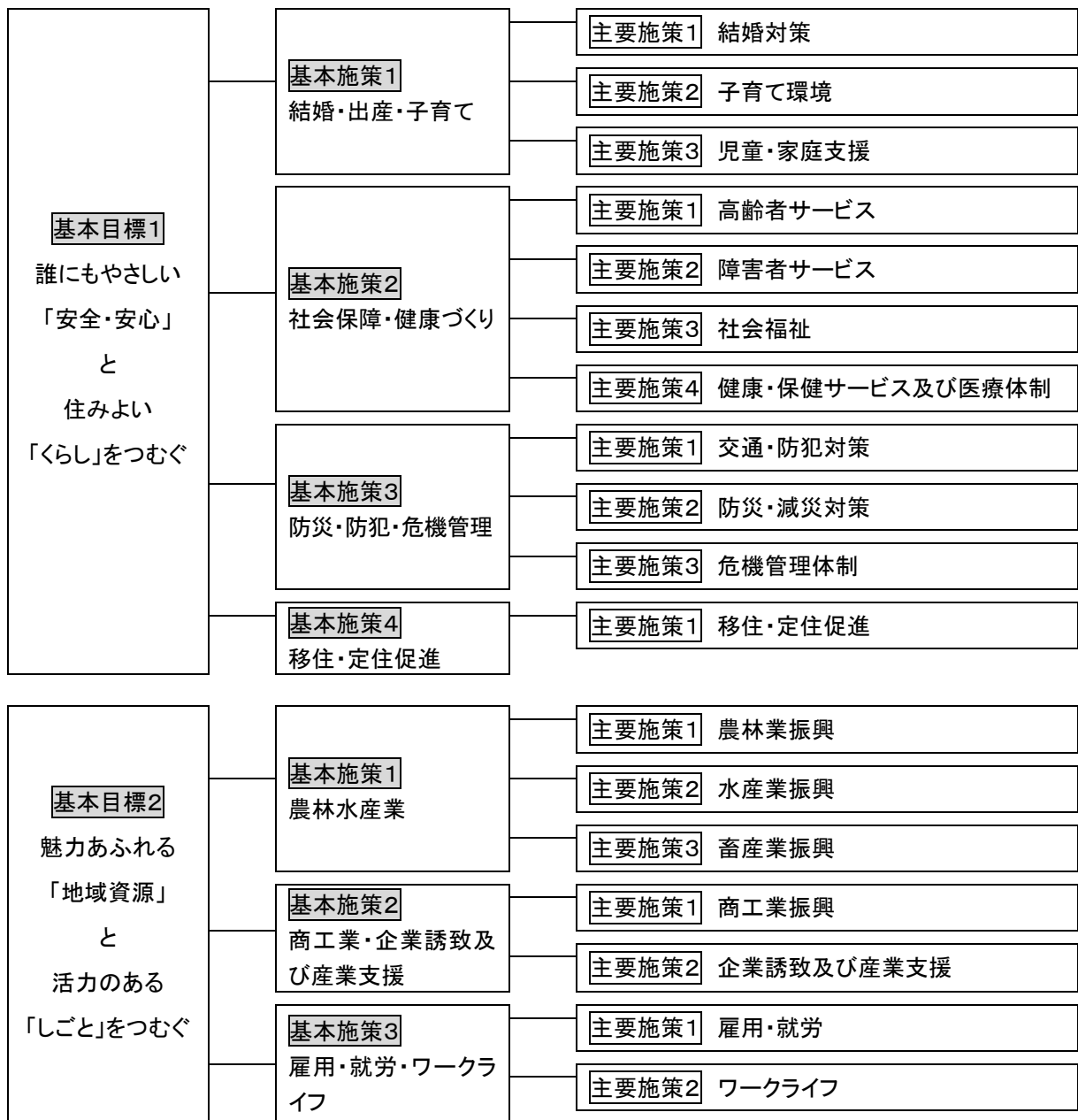
前期計画期間における性質別の歳入及び歳出の推移（百万円）

歳入	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
地 方 税	4,716	4,614	4,588	4,565	4,478
地 方 譲 与 税	277	277	277	277	277
各 種 交 付 金	837	831	826	820	814
地 方 交 付 税	6,913	7,014	7,139	6,996	6,985
分担金及び負担金	162	161	159	158	156
使用料及び手数料	152	152	151	151	151
国 庫 支 出 金	3,040	3,616	2,967	3,204	3,422
県 支 出 金	1,556	1,568	1,580	1,593	1,593
財産収入・寄付金	52	52	52	52	52
繰越金・繰入金	685	629	195	638	711
諸 収 入	480	480	480	480	480
地 方 債	4,201	4,000	898	1,372	1,725
歳 入 合 計	23,071	23,394	19,312	20,306	20,844

歳出	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
人 件 費	2,781	2,796	2,796	2,796	2,819
扶 助 費	4,075	4,155	4,240	4,331	4,340
公 債 費	2,157	2,375	2,611	2,485	2,455
物 件 費	2,644	2,714	2,760	2,760	2,750
維持補修費	288	288	288	288	288
補助費等	2,036	2,036	2,036	2,036	2,036
積 立 金	382	266	216	166	116
投資・出資金・貸付金	12	12	12	12	12
繰 出 金	2,487	2,453	2,504	2,550	2,583
普通建設事業費	6,209	6,299	1,849	2,882	3,445
歳 出 合 計	23,071	23,394	19,312	20,306	20,844

出典：銚田市

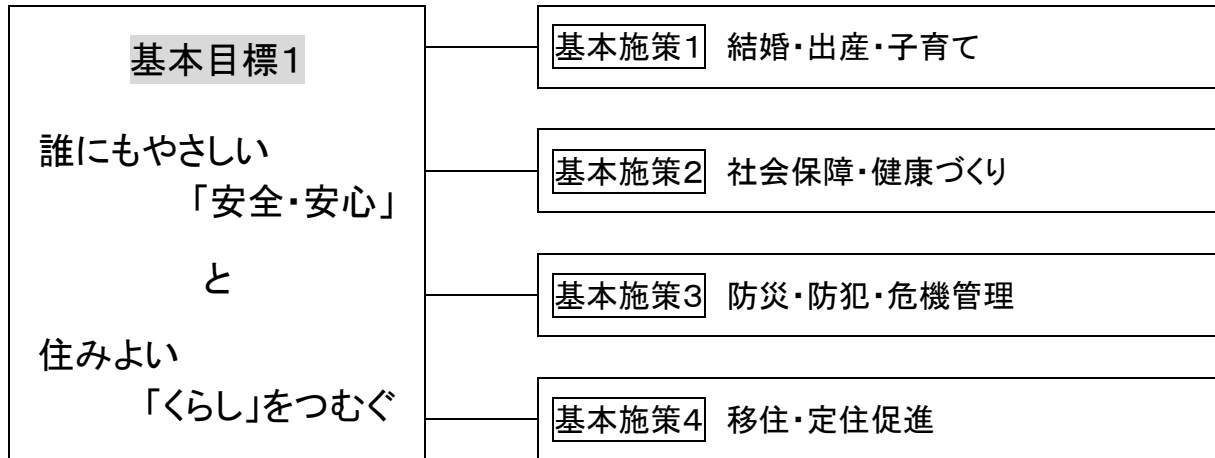
3 基本目標ごとの施策体系図





基本目標 1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ

■ 目標の基本方針



年齢や性別、障害の有無や家庭環境に影響されることなく、誰もが、地域で生まれ、育ち、住み続けることのできるまちづくりは、市民が良好かつ良質な社会生活を営む上での不可欠な要素です。

本市は市民一人ひとりが健康でより良い暮らしにつなげるために、保健・医療・福祉サービスの充実を図り、結婚・妊娠・出産・子育てを総合的に支援し、切れ目のない介護・医療連携の確立による総合的な福祉サービスの充実を図ります。

また、自然災害に対する減災防災、交通安全や消費者犯罪等の防犯など、市民・地域の日常生活を守り、安全安心な地域社会をつくるための危機管理をより一層徹底します。

これらの施策が連携することにより、「住みよく暮らしやすい銚田市」へのまちづくりを行い、市民の定住（転出の抑制）、市外からの移住（転入の促進）を図ります。

■ 目標達成の成果指標

指標項目	基準値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
出生数 (銚田市)	302 人 (平成 27 年)	350 人
婚姻数 (銚田市)	186 組 (平成 27 年)	210 組
生活習慣病死亡者数(人口 10 万に当り) (生活習慣病死亡者数÷人口×10 万) ※生活習慣病:がん、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患	750.0 人 (平成 26 年)	700 人

■ 地方創生の方向性

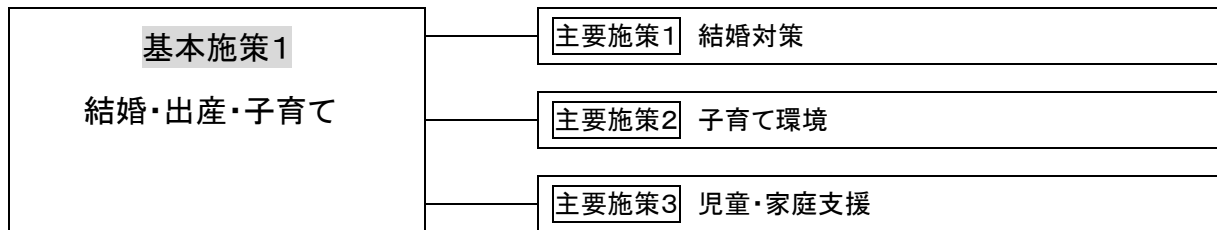
- 「ひと」の暮らしは、結婚子育て、福祉や防災と関わる内容は多岐にわたりますが、市民が安心して地域で暮らし続けていくために重要な取り組みであることから、市民の暮らしを守るまちを目指し、安全で安心なまちづくりを進めます。

■ 国土強靱化の方向性

- 市及び災害時要支援者を入所させる関連施設は風水害等から災害時要支援者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平時から地域において支援体制を構築するよう努めます。
- 障害者、高齢者、女性等に配慮した避難所運営に資するため、避難所運営マニュアルの策定や避難所運営備品及び備蓄品の整備に努めます。
- 円滑な医療救護の初動体制の確保のため、平時から市内医療機関との初動体制や救護班との編成に関する協議、連携に努めます。
- 災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携の強化を図ります。
- 発災後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握するための通信手段を確保します。
- 有事の際に、被害を最小限に抑え、なおかつ、消防団員の安全確保を図るため、消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の訓練を実施し、消防力の充実強化を図ります。
- 自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティでの防災体制の充実を図ります。
- 被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症まん延の未然防止を図るため、平時より、鉾田保健所と緊密な連携をとり、防疫措置の構築を図ります。

基本施策 1 結婚・出産・子育て

□ 施策の方針



- 市内イベント等を活用した出会いの機会づくりを図るほか、妊婦の出産・育児の支援を図り、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策 1 結婚対策

現 状 と 課 題

- 本市の人口自然動態の推移は、平成 10 年以降死亡数が出生数を上回り、人口の自然減少が始まりました。出生数の減少に対し、死亡数が大幅に増加していることから、自然減少幅は年々拡大しています。
- 本市の婚姻数は年々減少傾向にあり、平成 25 年からは 200 組を下まわっています。また、平均初婚年齢も上昇傾向にあり、20 歳から 39 歳の未婚率も年々上昇しています。
- 婚活については、本市は各種団体ごとに実施しているため、情報の一元化により効率性の高い取り組みを行い市全体として婚活事業に取り組むことが必要となります。

取り組みの概要

- 各団体で実施している婚活事業について事業の共有化、協力・連携できる仕組みをつくるため、各種団体による協議会として銚田市出会いサポート推進協議会を設立し、婚活に関する情報の一元化を図るとともに、役割の明確化、効率性の高い事業実施を図ります。
- マリッジサポーターのネットワーク化により連携強化を図り、出会いの場の創出や若者の結婚促進を推進します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
婚活支援事業	首都圏からの婚活ツアーの実施等、出会いの場を創出するとともに、マリッジサポーターと連携してマッチングを行うことで、婚姻率の向上を図ります。	企画課
出会いサポート推進協議会の設立	銚田市出会いサポート推進協議会を設立し、各団体と連携し、結婚を希望する男女のデータベース化を進めるなど、情報を共有し、フォローアップを図ることで、効率性の高い取り組みを実施します。	企画課
新婚家庭の支援	新婚家庭に対し、結婚新生活支援事業費補助金等、新生活のスタートにあたり、経済的な支援をすることで、結婚しやすい環境づくりに取り組みます。	企画課
各種婚活事業への支援	まちづくり推進会議等、各種団体が取り組む婚活事業について引き続き支援していきます。	企画課

主要施策 2 子育て環境

現 状 と 課 題

- 近年、地域のつながりの希薄化や核家族化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっているとともに、妊娠期から子育て期にわたる支援は様々な機関が個々に行っており、子どもの年齢や相談内容によって対応機関が異なっていることから、利便性の向上が求められています。
- 妊娠期から子育て期まで、継続的で切れ目のない支援が受けられる体制整備が求められています。相談には様々なケースがあることから、市民ニーズに合った支援方策の実施が課題となります。
- 相談者は複合的な問題を抱えている場合が多いことから、生活実態に即した自立支援の内容を助言・支援していき、かつ、プライバシー等を配慮するなど相談しやすい環境づくりをより一層推進する必要があります。

取 り 組 み の 概 要

- 子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産に係る手続きや子育て相談窓口のワンストップ化を図るとともに、子育て情報を一元化し、アプリ等を活用した情報発信に取り組んでいきます。
- 子を授かりたい夫婦が、希望に応じて不妊・不育治療を受けられる環境の整備に努めます。
- 産前産後の孤立感や育児に対する不安を軽減するため、専門職による支援や相談体制の充実を図ります。
- 母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子・寡婦の悩みや心配ごとなどの相談業務を行うほか、自立へ向けた支援を行うとともに、継続的生活指導や就業支援情報の提供等を実施することで、生活の安定と児童の福祉の増進を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
母子生活支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子、父子家庭の悩みや心配ごとなどの相談業務を行うほか、自立へ向けた継続的な支援を行います。	子ども家庭課

子育て支援ヘルパー派遣事業	妊産婦の孤立化を防ぎ、育児不安の軽減を図るために、各種教室・相談事業や訪問事業、ホームヘルパー派遣事業、ケア・サポート事業を実施します。	健康増進課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまで、ワンストップ相談窓口を設置し、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援するとともに、妊娠、出産に係る手続きのワンストップ化を図り、子育てに関する総合的な支援を行います。	子ども家庭課 健康増進課
不妊・不育症治療費助成	高額な医療費のかかる特定不妊治療（体外受精、顕微授精）や不育症治療に要する費用の一部を助成することで、経済的、精神的負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりを推進します。	健康増進課
5歳児健診	満5歳に達した幼児を対象とした健診を実施することで、発達障害などの早期発見及び子育ての適切な支援につなげるとともに子どもや保護者が安心して就学を迎える環境づくりを推進します。	健康増進課
子育て応援事業	1歳6か月児健診に合わせ、子育て世帯への経済的支援を行います。また、市内の子育て情報を提供し、子育て世代のニーズを把握するとともに子育て支援の充実を図ります。	子ども家庭課

主要施策 3 児童・家庭支援

現 状 と 課 題

- 本市では公立保育所が 2 か所設置されていますが、保育所の入所件数が微増ながら増えていることにより、保育所への入所率が高くなっており、特に 0 歳児等の低年齢児の入所が課題になってきています。
- 少子化の進行と逆行した形で入所が増えており、先の見通しが困難な状況となっていることから、民間保育園とのバランスを考慮した形の運営方法の検討が求められます。
- 本市では放課後児童健全育成事業や、ファミリーサポートセンター等の一時預かりを実施していますが、指導員や登録員の確保が難しい状況にあり、手段を講じ、人材の確保に努める必要があります。
- 子どもと子育て家庭をめぐる社会環境が大きく変化し、子どもが安心できる生育環境の確保が困難な家庭に対しての支援が課題となっています。そのため、子育て家庭を社会全体で支えることができるように、地域における関係機関との連携を強化し、子どもが安心できる養育環境を整えることが必要となります。

取 り 組 み の 概 要

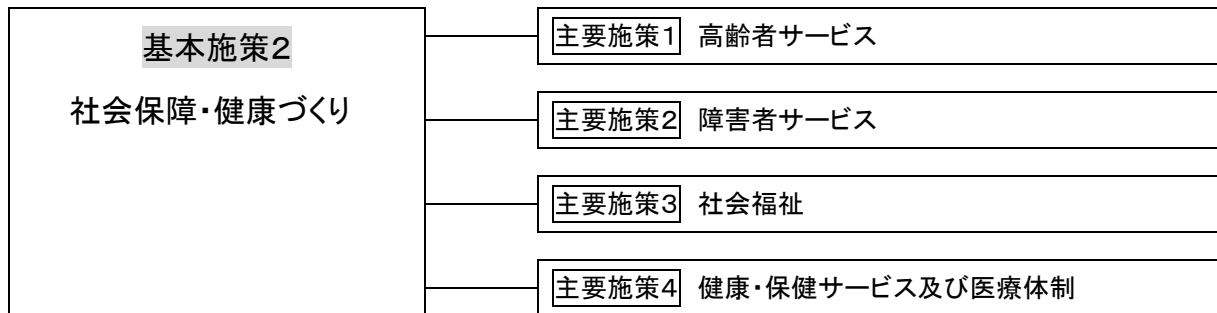
- 子ども子育て支援新制度に基づき、地域での支えあいや、利用者や子どもにとって適切な事業のあり方を検討し、本市の保育体制を市民ニーズに適するよう努めます。
- 遊具や保育所の改修等、施設や保健的衛生環境を整備し、良好な保育環境を確保し、子どもたちの心身の健全な育成促進を図ります。
- 子ども子育て支援新制度に基づき、幼保一体化や幼保連携、地域型保育等を検討し、市民・地域ニーズに合った子育て環境の良質化及び子育て世代への支援を図ります。
- 就労等により日中家庭に居ない保護者に対する子育て支援として、放課後児童健全育成事業を充実し、放課後の子どもの居場所を確保します。
- 一時的に支援が必要な場合に利用できるファミリーサポートセンターの体制を充実させ、地域の相互援助活動として子育て支援に取り組みます。
- 子育てに関する悩みの解消や子育て世代に対する必要な支援を行うため、子育て世代包括支援センターを設置、運営し、包括的な子育て支援体制の構築を図ります。
- 各種相談・健診、予防接種等を実施し、医療及び健康面での子育て支援と、それらに付随する家族の不安解消を図ります。
- 親子の絆を深める事業として、地域に生まれた赤ちゃんと保護者を対象に絵本を贈るブ

ブックスタート事業を実施し、絵本を通し、親子が心触れ合う機会づくりに取り組みます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
幼保一元化の検討	育児ニーズの多様化及び効率的な育児サービス環境の充実を図るため、公立保育所のあり方及び幼保一元化について検討します。	子ども家庭課 教育総務課
幼稚園・保育所と小学校との交流	幼稚園と保育所の就学前の 5 歳児が小学校において交流を行うことにより、スムーズな就学期に移行できる環境づくりに寄与します。	保育所 幼稚園 教育総務課
夢いっぱい子育て支援事業	子育ての相談や保護者の仲間づくりに寄与するため、子育て支援センター「のびっこ」を運営し、子育て家庭への育児支援を図ります。	第一保育所
第3子以降保育料助成事業	国・県の補助基準の対象外となった第3子以降の子どもを持つ保護者に対し保育料の助成を行うことで子育て環境の充実を図ります。	子ども家庭課
第3子以降幼稚園授業料助成事業	所得制限のため、授業料の軽減対象外となる第3子以降の子どもを持つ保護者に対し助成を行うことで子育て環境の充実を図ります。	教育総務課
放課後児童健全育成事業	小学校就学児童を対象に、放課後等の児童の安全な居場所を提供するため、放課後健全育成事業の充実を図ります。	子ども家庭課
ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けのできる方と手助けが必要な方を仲介し、相互援助活動として地域の子育て支援を行います。	子ども家庭課
ブックスタート事業	地域に生まれた赤ちゃんと保護者を対象に絵本を贈り、絵本を開く楽しい体験を通し心触れ合う時間を持つきっかけをつくります。	図書館

基本施策 2 社会保障・健康づくり

□ 施 策 の 方 針



- 制度に基づき、高齢・障害・生活困窮等の各福祉サービスを提供するとともに、市民協働による共助の観点での生活支援の体制整備を図ります。
- 誰もが健康で生き生きとした生活が営めるよう、保健指導や各種健診などの保健サービスの充実や銚田市産の農産物を利用した食育の展開など、健康づくりを支援します。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策 1 高齢者サービス

現 状 と 課 題

- 本市には、銚田市地域包括支援センターと 5 つの在宅介護支援センターがあり、地域包括ケアシステムの構築を図っています。
- 総合事業の開始に伴い、要支援者等のニーズに対応する介護サービスを充実させるにあたり、そのニーズ調査と合わせ、ニーズに対応できるサービスの担い手の把握が求められています。
- 事業の実施にあたっては、地域住民の介護予防に関するニーズを把握するとともに、地域において育成されたボランティアや地域活動組織を要支援者等の支援のために積極的に活用するなど、サービス事業との有機的な連携に努める必要があります。
- 地域の医療・介護サービス資源の把握とともに、切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、利用者等の急変時等の連絡体制も含めて、医療・介護関係者の連携体制の整備が必要となります。
- 認知症の方が住み慣れた地域で生活するため、認知症地域支援推進員を中心とした関係機関が連携した支援体制を構築・配置する必要があります。

取り組みの概要

- 地域包括ケアシステムの理念に基づき、地域や関係団体等と連携した総合事業等に取り組み、地域における「見守り」支援の強化を図ることで、包括的な支援体制の構築を図ります。
- 高齢者が介護認定を受けることなく自立した健康な地域生活が可能となるよう、地域や関係団体等と連携し、介護予防や健康増進、総合事業等を強化することで、介護保険制度等の着実な実施・推進を図ります。
- 地域の関係機関、民間団体で構成する高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の設置や認知症サポーターを養成することで、高齢者を地域で支えあう共助の高齢者福祉の枠組みづくりに努めます。
- 医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援関係をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や、地域における認知症高齢者への支援体制の構築を図ります。
- 高齢者ができるだけ長く健康で、住み慣れた地域での生活を続けられるよう、地域における見守り活動を行い、安全安心な高齢者生活支援の充実を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域のネットワークを整えとともに包括的かつ継続的なケアマネジメントが実践できるよう、地域の介護支援専門員の支援を行います。	介護保険課
総合相談事業	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、高齢者の抱える諸問題に関し、相談の受け付け及び関係機関との調整を担い、諸問題解決に向けて支援します。	介護保険課
権利擁護事業	権利主張などができない高齢者に対して、権利侵害の予防や対応等の支援を行います。	介護保険課
乗合自動車運行事業	高齢者等の交通弱者の移動手段を確保するために、バス路線が廃止となった大洋地区を中心に、乗合自動車の運行を実施します。	社会福祉課

基本目標 1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ

高齢者生活支援事業	独居や高齢者のみの世帯に、緊急通報システムや火災報知機の配備を進めるとともに飲料水の宅配をすることにより安否確認を行うなど、高齢者の安全安心な生活を支援します。	介護保険課
認知症総合支援事業	医療や介護サービスと地域の支援をつなぐコーディネーターとして認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築を図ります。	介護保険課
第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定	老人福祉法に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画を見直し、高齢者が住みなれた生活圏域で自分らしく生活できる地域社会を目指していけるよう計画を策定します。	介護保険課

主要施策２ 障害者サービス

現 状 と 課 題

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の趣旨に基づき、当事者と健常者の共生社会の実現を目指し、障害のある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活及び社会生活が営まれるよう事業を実施していく必要があります。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、きめ細かな情報提供や関係機関と連携するなど、誰でも気軽に相談できる体制の強化が求められています。
- 障害者が生きがいを持って生活できるように、雇用促進や一人ひとりに適した就労に向けての職業訓練体制・就業相談体制の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動を促進する取り組みが必要となっています。
- 障害児施策については、子ども子育て支援新制度において、障害分野との緊密な連携を求められていますが、児童福祉法では、保健・医療・福祉等の連携によるきめ細やかな支援が重視されており、発達障害のある児童や、医療的ケアが必要な障害児、またその保護者に対する支援を強化していくことが重要な視点となっています。

取 り 組 み の 概 要

- 地域共生社会の理念に基づき、市民や地域、企業、関係団体等への制度関係法等の周知啓発を図り、「障害」に対する当事者と第三者間の「意識の差」の解消に努めます。
- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して日常生活や社会生活が営むことができるよう、障害の状態や生活の状態に応じ、医療、介護、生活支援など適切な支援が提供できる体制整備と福祉サービスの充実に努めます。
- 障害者の自立と社会参加を促すため、就労意欲と生活向上につながるよう、就労移行支援を促進するとともに職業訓練の場や福祉的就労の場の提供に努めます。
- 関係機関との連携強化を図り、障害のある人に対する権利利益の侵害をなくすため虐待の防止や成年後見制度の周知啓発を図るなど、権利擁護の体制づくりに努めます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
身体障害者福祉事業	障害者(児)に対し、医療費の公費負担、補装具等の支給を行います。	社会福祉課
各種障害者福祉手当支給事業	障害者(児)及び難病患者等へ各種制度に基づき手当を支給します。	社会福祉課

基本目標 1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ

地域生活支援事業	自立した日常生活及び社会生活が営まれるよう、地域活動支援センターの支援を行うとともに日常生活用具の給付及び移動支援や日中一時支援など障害者の生活支援を実施します。	社会福祉課
障害福祉サービス事業	障害者(児)が有する能力及び適性に応じた自立した日常生活及び社会生活を営むため、必要なサービスを提供します。	社会福祉課
銚田市第4期障害者基本計画・銚田市第5期障害福祉計画の策定	障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、基本方針等を見直し、更なる障害者福祉施策の充実が図れるように計画を策定します。	社会福祉課

主要施策 3 社会福祉

現 状 と 課 題

- 地域福祉の推進を図るためには、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の現状を理解し、地域が抱える生活課題に気づくことが重要となることから、住民や地域で活動する諸団体に対し、情報提供や意識啓発、交流機会の提供などを行うことで、地域の課題に対する関心を高めることを目指す必要があります。
- 地域福祉への理解と意識の向上を図るとともに、地域の課題解決に向けて、地域全体で支えあう「共助」によるまちづくりが必要となっています。
- 行政と地域が連携して、災害時に支援を必要とする方の把握や、支援体制の充実に取り組む必要があります。
- 自立相談事業は、相談者の個人情報に十分配慮し相談を進めることが必要であるとともに、相談内容は多岐にわたるため関係機関との連携が重要となります。

取 り 組 み の 概 要

- 住民参加による助け合い活動の推進を図るため、銚田市社会福祉協議会において地域の福祉力を高める取り組みや各種生活支援サービスの構築を図り、市民が互いに助け合い、支え合いながらともに生きる「共助」の地域づくりを目指していきます。
- 民生委員児童委員の職務向上のため、必要な知識及び技術の修得を支援し、地域社会の福祉の増進に努めることで、生活保護、高齢者福祉・精神・身体・保健衛生及び女性・児童福祉に関する運営を強化します。
- 緊急的な生活支援が必要な世帯・個人に対する各種支援を図るとともに、セーフティネット機能を強化するため、行政等支援側のネットワーク機能の効率化を図ります。
- 先の大戦における本市関係の戦没者等の御霊に対して追悼の意を捧げるとともに、戦争の記憶を風化させないため、若い世代に命の大切さや平和への思いを継承します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
社会福祉協議会への支援	市民参加による共助の活動の推進を図るとともに、地域福祉の向上や各種生活支援サービスの構築を図るため、その基盤となる社会福祉協議会を支援します。	社会福祉課

基本目標 1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ

民生委員児童委員協議会運営事業	地域に根ざした活動を組織的に展開し、ひとり暮らしの高齢者や障害者など生活支援を要する方の見守り活動等を実践することで、地域社会の福祉の増進に努めます。	社会福祉課
災害救助事業	市民が災害を受けたときに被災者に対し、見舞金を支給することで、被災者の生活再建を支援します。	社会福祉課
生活困窮者自立支援事業	自立支援相談員を設置し、相談体制の充実及び関係機関との連携強化を図ることで、生活困窮者に対する支援の充実に努めます。	社会福祉課
戦没者追悼式事業	戦没者追悼式を開催し、本市関係の戦没者の御霊に対して追悼の意を捧げるとともに、平和を祈念します。	社会福祉課
第3期鉾田市地域福祉計画の策定	住民による福祉活動と行政による公的なサービスの結びつきを強固にし、様々な生活課題の解決を目指していくため計画を策定します。	社会福祉課

主要施策 4 健康・保健サービス及び医療体制

現 状 と 課 題

- 本市における国民健康保険の被保険者は減少していますが、医療費は年々増加傾向にあることから、市民一人ひとりが自らの健康及び医療費への意識の高揚に努め、医療費の削減を図る必要があります。
- 本市では、40 歳代、50 歳代の特定健診受診率が低いため、広報活動や、勧奨方法を検討する必要があります。
- 休日の地域医療体制、休日及び夜間における重症救急患者の地域救急医療、休日及び平日夜間小児救急診療を確保し、市民の要望に応えられる地域医療の確立が求められます。
- 医療を受ける機会が多い小児や重度心身障害者などの負担を軽減することで、受診機会の確保が図れるよう、医療費の一部を助成する制度を維持継続することが必要となっています。

取 り 組 み の 概 要

- 市民が各種相談・検診、予防接種等の各種保健事業への参加や受診がしやすい仕組みの確立を図るとともに、マイナンバー等を有効に活用することで、健康と保健管理に対する市民意識の高揚に努め、疾病の予防・早期発見につなげ、健康な生活習慣の確立を図ります。
- 食育として、園児・児童生徒等の栄養の偏りや食習慣の乱れを改善し、食の大切さや優れた食文化を見直す機会づくりに取り組み、食生活改善推進員の育成や活動を支援し、市民の誰もが食を通じて心身ともに健康で豊かな生活を実践できるよう「市食育推進計画」に基づき食育や健康づくりを推進します。
- 乳児健診から就学前までの健診・教室等を通じて、発育発達確認や疾病障害等の早期発見・早期対応につなげるとともに、乳幼児の健康管理及び育児不安の解消に努めます。
- 小児や重度心身障害者などの医療に係る経済的負担を軽減することで、受診の機会を確保し、健康の保持、増進を図ります。
- 市内小中学校や住民健診、健康教育など市民と関わる機会を通じ、喫煙や受動喫煙による健康への影響について、知識の普及啓発に努めます。
- 市民が安心できる医療環境を提供するため、かかりつけ医の普及や休日診療、救急医療等地域医療の充実を図るとともに、引き続き市内に不足する医師、小児科等の医療体制の確保に努めます。
- ほこたマラソン等のスポーツを通じた基礎体力作りの機会づくりに取り組み、日頃からの運動習慣による、自主的な市民の健康増進を図ります。

基本目標 1 誰にもやさしい「安全・安心」と住みよい「暮らし」をつむぐ

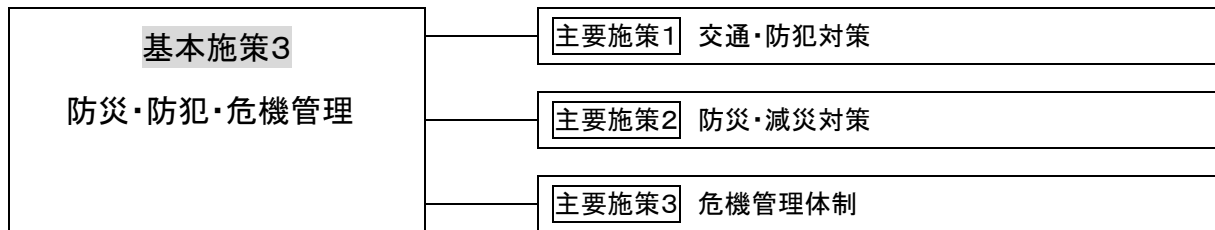
- 幅広い世代を対象とした健康増進事業を実施するとともに、「ほっとパーク鉾田」や「とっぷさんて大洋」等の健康増進施設を有効活用し、水泳教室やウォーキングの実施等を通して、市民の心身の健康増進を図ります。
- 地域における救急医療の充実と医師確保を推進するために、なめがた地域医療センターを核とした広域的な連携の強化を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
特定健康診査の充実	生活習慣病の予防を図るために、健診費用の一部助成や未受診者への受診勧奨を行うことで受診率の向上を図るとともに、検査結果に基づき、適切な保健指導を行うことで、健康の保持増進に努めます。	保険年金課
各種健診事業	健康増進法に基づく健康診査、がん検診を実施し、健康保持を図ります。	健康増進課
健康増進事業	健診、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、さらには、食生活改善講習会等を通じ、自身の健康状態の把握、病気の早期発見につなげるとともに、生活習慣病の予防と老後における健康の保持を図ります。	健康増進課
食育の推進	幼少期からの学童期までの食育を通じ、豊かな人間形成及び健康な食生活と食習慣の確立を図るとともに、学校給食における地産地消を推進し、郷土理解や食生活改善に努め、健康増進を図ります。	健康増進課 給食センター
母子保健事業	母子保健法等に基づく各種健診・教室等を実施し、思春期から子育て期にわたり健全な母性の育成を図るとともに、子どもたちの健やかな成長への支援を行います。	健康増進課
予防接種事業	予防接種法に基づく予防接種を行うとともに、中学生以下の児童、生徒並びに高齢者へのインフルエンザ、さらには抗体化の低い妊娠を希望する女性に対し風疹の予防接種の助成を行うことで、疾病の発生及びまん延予防を図ります。	健康増進課

骨髄移植ドナーの支援	骨髄等の移植ドナー及びその方が勤務する事業所等に対し、助成金を交付することで、骨髄等の移植及びドナー登録の推進を図ります。	健康増進課
医療対策事業	かかりつけ医の普及や休日及び夜間の地域救急医療、小児救急診療を確保し、本市における不足する地域医療体制の構築、充実を図ります。	健康増進課
スポーツ推進事業	各種スポーツ教室・スポーツイベントを開催し、スポーツの持つ楽しさや人との交流を通じて、市民の健康意識向上及び健康増進を図ります。	生涯学習課
健康増進施設の有効活用	ほっとパーク鉾田、とっぷさんて大洋の利用増進及び有効活用を図ることで、市民の心身の健康増進につなげます。	健康増進課
第2次鉾田市健康増進計画及び食育推進計画の策定	「健康づくり」と「食」をめぐる課題を分析し、本市における健康づくりの方向性を定める基本的指針を見直すことで、市民の健康増進・食育の推進が図れるよう計画を策定します。	健康増進課

基本施策 3 防災・防犯・危機管理

□ 施策の方針



- 銚田市地域防災計画に基づくとともに、自主防災組織の結成促進や日頃からの減災予防の周知啓発等を図り、本市全体の防災機能を強化します。
- 多様化する犯罪や消費者被害を予防するとともに、交通事故を減少させることができるよう警察等関係機関と連携を強化し、適切な情報発信と啓発活動の充実に努めます。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策 1 交通・防犯対策

現 状 と 課 題

- 本市では地区からの要望により、防犯灯を新設、修繕していますが、地区からの要望数が多く、年度内に要望に応えきれないため、計画的な設置・改修を図る必要があります。
- 地域の安全・安心なまちづくりを推進するために、警察等との連携や地域での防犯活動を強化していく必要があります。
- 高齢者が関わる交通事故ばかりではなく、自転車による事故が増加している中で、車を運転するドライバーだけではなく、自転車利用者及び歩行者にも交通事故を防止するための指導・啓発が必要となっています。
- 全国的に契約や売買に関する消費者トラブルが増加しており、最近では、通信機器等の普及に相まって消費者トラブルもより複雑化している現状があり、若者から高齢者まで年齢に関係なく発生していることから、消費者被害の抑制を図る必要があります。

取 り 組 み の 概 要

- さらなる犯罪被害の未然防止や犯罪の速やかな認知に寄与するため、地域内への防犯カメラの設置、防犯灯の LED 化等を促進し、地域の安全を守るとともに地域住民の防犯意識の高揚を図ることで、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

- 防犯組織の育成や地域の防犯体制の強化を図るとともに、警察等と連携し、消費者被害や特殊犯罪等の周知啓発を図ります。
- 全国的に高齢者の運転による交通事故が多発していることから、鉾田市交通対策協議会を中心に関係機関と連携して、高齢者の運転免許証の自主返納を促進するための方策を検討し、誰もが安全安心な交通環境の構築に努めます。
- 通行に支障や危険性がある箇所にカーブミラー等を設置するほか、防犯上必要な箇所に防犯灯を設置することで、交通事故の防止、犯罪の抑止を図ります。
- 各種団体と合同によるルートキャンペーンの実施、市報やホームページの活用により、交通安全や防犯意識の高揚を図るための広報・啓発活動を推進します。
- 消費者の生活を守るため、各種相談を行うとともに、「鉾田市消費生活センター」の周知を強化し、関係機関との連携を密にして、相談体制の充実に努めます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
安全で安心なまちづくり推進事業	自主防犯組織の支援を図るとともに、防犯灯のLED化や防犯カメラの設置を推進することにより、犯罪の起きにくいまちづくりに寄与します。	総務課
交通安全防犯対策事業	交通対策協議会など関係機関との連携により、交通事故防止を図るとともに、通行に支障や危険性がある箇所にカーブミラー等を設置するほか、高齢者の運転免許の自主返納を促します。また防犯組織の育成や必要な箇所に防犯灯を設置します。	総務課
消費者行政推進事業	消費トラブルについて、市民に対し周知啓発を図るとともに、消費生活センターを中心に関係機関と連携し各種相談を充実することで、消費者被害の未然防止に努めます。	商工観光課

主要施策 2 防災・減災対策

現 状 と 課 題

- 本市では地域防災計画を策定し、ハザードマップの作成改訂等、住民に向けたソフト事業を行ったほか、保存用飲料水、備蓄用食料品の購入を行い、災害時備蓄食料の計画的購入、更新を行っていますが、原子力災害に備えた広域避難計画を策定する必要があります。
- 地域防災計画は、災害基本法の改正や、防災基本計画、茨城県地域防災計画の見直し、各種防災関連指針、ガイドライン等の見直しに基づく修正がその都度必要となります。
- 本市の自主防災組織の組織率は平成 27 年度時点で 77.6%となっており、未結成の地区に対し、組織化について依頼を行っていますが、今後は区のリーダーの交替や年数経過により、自主防災に対する意識を保持する必要があり、フォローアップが求められます。
- 法・基準の改正に伴い、消防団員の安全確保や装備について、なお一層の充実強化が求められたことにより、計画的に人員・装備等の充実を図る必要があります。

取 り 組 み の 概 要

- 地域防災計画の必要に応じた改訂や原子力災害に備えた広域避難計画を策定することで、全市的な防災、減災体制の構築を図るとともに、市民への一層の周知啓発を図るため、防災ハンドブックや避難所運営マニュアル、洪水津波ハザードマップ等の作成を行い、最新の防災情報を発信します。
- 有事の際に市民への迅速な情報伝達を行うため、デジタル式の防災行政無線設備への更新整備や、関連施設の保守管理を計画的に進め、緊急時の情報伝達体制の維持、構築を図ります。
- 自主防災組織の全地区への設置等を通して地域内における防災、減災体制の構築を図ります。
- 地域防災力の向上を図るため、防災士や指導員等講師の派遣を行うなどし、自主防災組織としての市民による自発的な組織づくりを推進し、地域住民の自助、共助の意識高揚を図るとともに、地域内の防災減災の活動を促進します。
- 消防団による地域の防災活動を効果的に行うため、市民の理解促進や継続的な加入促進に取り組むとともに、装備品貸与及び資機材等を適切に調達、配備し、消防団活動、機能の充実を図ることで、地域防災力の強化向上を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
自主防災組織の育成支援	自助、共助の観点から、地域防災力の向上を図るため、有事の際に自発的な活動ができるよう、自主防災組織の結成促進を図るとともに育成支援を行います。	総務課
非常備消防の充実	地域の防災力の中核を担う消防団に対する市民の理解促進と継続的な加入促進に努めるとともに、消防防災活動を効果的に行うため、消防団組織の再編または効果的な運用について検討します。	総務課
防災無線放送施設デジタル化事業	有事の際に市民への迅速な情報伝達を行うため、デジタル式の防災行政無線設備への更新を推進し、緊急時の情報伝達体制の充実を図ります。	総務課
消防施設整備事業	消防防災設備の充実に努めるとともに、防火水槽や消火栓の整備、防火水槽の老朽化対策を計画的に進めます。	総務課

主要施策 3 危機管理体制

現 状 と 課 題

- 消防団員は災害や事故の多様化及び大規模化、住民のニーズの多様化等に的確に対応し、あらゆる災害から住民の生命身体及び財産を守るために日頃から定期的な機械器具の点検、訓練、火災予防等の活動を行なっています。
- 消防団員が地域の消防防災活動を効果的に行うためには、団員の確保及び制服や活動服の貸与及び資機材等を配備し、地域防災力の強化を推進する必要があります。
- 本市では、新型インフルエンザ対策特別法に基づき、平成 25 年 4 月に「鉾田市新型インフルエンザ等対策本部設置条例」を制定し、平成 27 年 2 月に「鉾田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しています。
- 情報分野の安全や安心を確保するために、総務省が推進する情報セキュリティの強靱化対策を進めていますが、引き続きセキュリティに対する職員のスキルアップを図る必要があります。

取 り 組 み の 概 要

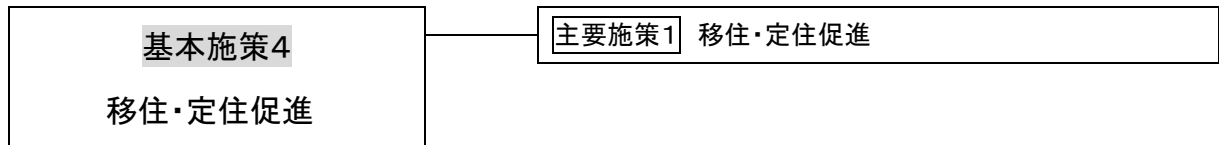
- 地域防災力の担い手である消防団員が、有事の際により機動的かつ効果的な活動ができるよう、消防団組織の弾力的な運用方法について検討します。
- 大規模災害により市の機関や職員自身も被災し、人・物・情報など利用できる資源が制約を受ける状況下において、必要な応急対策を実施しつつ、最低限必要な通常業務を継続していくため、「職員災害初動マニュアル」及び「業務継続計画」に基づき、平時より危機管理体制を構築します。
- 市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最低限にとどめることを目的とした、鉾田市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ及び新感染症の予防対策と、発生時に備えた感染防護資器材等の備蓄整備を行うとともに、感染症発生時に備えた鉾田市新型インフルエンザ等対応マニュアルを策定し、平時より危機管理体制を構築します。
- 情報分野の安全や安心を確保するために、総務省が推進する情報セキュリティの強靱化対策に取り組み、情報セキュリティポリシーの見直し、職員研修、セキュリティ監査などを行い、セキュリティに対する職員のスキルアップを図るとともに、市の情報セキュリティの機能強化を図ります。
- インターネットを利用した商取引の普及や流通システムの多様化などにより、消費者を取り巻く環境が複雑化する中、インターネット詐欺や架空・不当請求、高齢者を狙った訪問販売など消費者被害やトラブルに的確に対応するため、関係機関と連携するとともに

に消費生活センターを中心とした相談体制の充実を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
地域防災計画推進事業	地域防災計画に基づき、有事の際に、市民の生命と財産を守るために、平時より防災減災の取り組みを実施します。	全課
新型インフルエンザ等対策事業	発生時に感染を最小限に抑えるため、伝染性感染症の予防対策と、発生時に備えた感染防護資器材等の備蓄を整備します。	健康増進課
情報セキュリティ事業	情報分野の安全安心を確保するため、情報セキュリティポリシーの見直しなどを行い、情報セキュリティの機能強化を図ります。	総務課
消費者行政推進事業	消費トラブルについて、市民に対し周知啓発を図るとともに、消費生活センターを中心に関係機関と連携し各種相談を充実することで、消費者被害の未然防止に努めます。	商工観光課

基本施策 4 移住・定住促進

□ 施 策 の 方 針



- 良好な住環境の整備を促進するとともに、若者の定住支援策などの仕組みを構築し、市民の転出抑制及び市外からの転入増加に努めます。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策 1 移住・定住促進

現 状 と 課 題

- 地方創生の取り組みが全国的に進む中で、本市でも移住促進施策を全庁的に実施していく必要があります。
- 空き家情報の収集を行っていますが、空き家の活用には至っていないことから、移住促進の視点から、空き家対策等と連携した事業展開を行う必要があります。
- 将来的な定住化や U ターンを見込むためにも、若い世代に対して、ふるさと意識の醸成や地域おこし協力隊の事業を通し、定住の促進や人口の流出抑制を図っていく必要があります。

取 り 組 む の 概 要

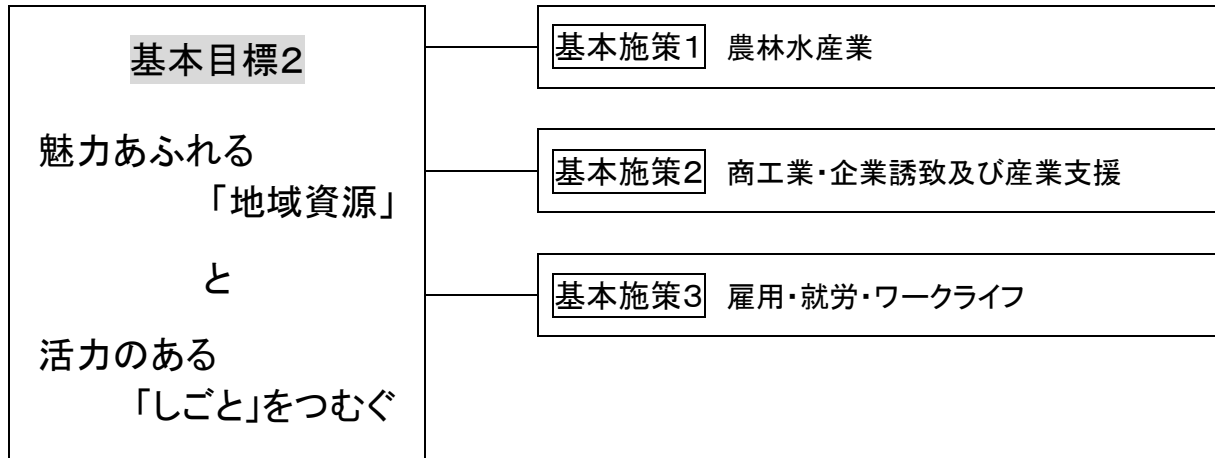
- 移住希望者への PR ツールの開発、情報発信の充実化を図り、本市への移住定住を支援する体制を構築するとともに、子育て世帯への支援制度等を整備し、若者の移住定住を促進します。
- ITや観光チラシ等を活用した定期的な地域情報を発信し、若者を中心に首都圏在住者の U ターンや地方移住を促進するとともに、本市に点在する空き家を、移住希望者への提供方法として有効的な利活用の方策を検討します。
- 基幹産業である農業を中心とする地域協力活動を行う地域おこし協力隊を活用し、本市の PR や地域おこし活動を通して、本市への移住希望者への情報発信を図ります。
- 小中高生のふるさと意識については低いと考えられることから、将来的な市外への人口

流出につながっているため、小中高生ふるさと自慢を開催して、地域資源の発掘など自ら学ぶ仕掛けづくりを行うことで、「ふるさと意識」の醸成を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
移住促進事業	NPO法人ふるさと回帰支援センターと連携して、県外からの移住希望者への情報提供を行うとともに、「地域おこし協力隊制度」の活用などにより、移住・定住・人口の流失抑制を図ります。	企画課
婚活支援事業	首都圏からの婚活ツアーの実施等、出会いの場を創出するとともに、マリッジサポーターと連携してマッチングを行うことで、婚姻率の向上を図ります。	企画課
出会いサポート推進協議会の設立	銚田市出会いサポート推進協議会を設立し、各団体と連携し、結婚を希望する男女のデータベース化を進める等、情報を共有し、フォローアップを図ることで、効率性の高い取り組みを実施します。	企画課
新婚家庭の支援	新婚家庭に対し、結婚新生活支援事業費補助金等、新生活のスタートにあたり、経済的な支援をすることで、結婚しやすい環境づくりに取り組みます。	企画課
各種婚活事業への支援	まちづくり推進会議等、各種団体が取り組む婚活事業について引き続き支援していきます。	企画課
空き家の有効活用	住環境の保全に努めていくとともに、市外・県外からの移住(定住)の促進を図るために空き家の利活用策を検討します。	都市計画課

基本目標2 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ

■ 目標の基本方針



人を集める力に富み、地域社会に安定と潤いを与える地場産業の活性化は、活力のある社会を生み、まち・ひと・しごとの好循環の原動力となります。

本市の農業先進地としての高い農業技術を活かし、質の高い農畜産物の生産、付加価値向上及び海外を含めた販路拡大等の施策を展開することで儲かる農業の推進、銚田市農業の魅力を発信します。

また、茨城空港や東関東自動車道水戸線の開通によるインパクトを活かし、産業基盤整備と連動した商工業の活性化を図り、力強く調和のとれた産業振興を進めます。

こうした産業・地域経済の活性化によって、地元雇用を生み出し就労機会の増加、創出を図ります。

■ 目標達成の成果指標

指標項目	基準値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
農業産出額 (農林水産省「市町村別農業産出額」)	689 億円 (平成 26 年)	750 億円
市内民営事業所に就業する従業者数 (経済センサス活動調査)	12,538 人 (平成 23 年)	14,000 人

■ 地方創生の方向性

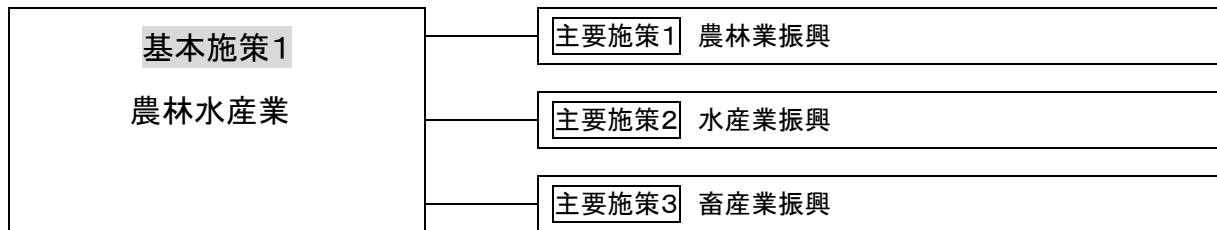
- 地方創生を果たすためには、「しごと」を生み出し新たな経済循環を作り出すとともに、本市の特徴である農業を活かした既存の経済活動の活発化が不可欠となることから、地域経済の活性化を目指し、産業の振興を図ります。

■ 国土強靱化の方向性

- 災害発生の地域性に鑑み、災害から農地及び農作物を保護するための事前にとるべき対策を定め、もって農地及び農作物被害の未然防止に努めます。
- 災害の発生に備え、鹿行県民センター、鹿行農林事務所、生産者団体その他関係機関と常時緊密な連携をとり、防災営農体制の整備に努めるとともに、一般農家に対し防災営農知識の普及に努めます。
- 林野火災の多くが「たき火」「たばこ」等の不始末が原因となっていることから、市は、出火防止の啓発宣伝を図るとともに、特に火災危険時期においては、火災の早期発見、通報及び警戒並びに標識等の適切な配置による火気取扱いについての注意を喚起し、火災防止対策に努めます。
- 被災した、自営業者への支援策をマニュアル化するなど、平時より被災者支援策を周知徹底するなど、有事の際に、被災者の生活再建支援を速やかに実行できる体制を構築します。

基本施策 1 農林水産業

□ 施策の方針



- 本市の農畜産業は県内有数であるとともに、メロン等の特定品目は全国でもトップクラスの生産量を誇っていることから、農業生産額・品質の向上を図るとともに、農地の利活用や担い手育成を支援し、農業生産基盤整備に努めます。
- 農林水産物の付加価値向上、6次産業化、輸出を含めた販路拡大により、農業所得の向上を図ります。また、農林水産業を中心とした地域資源を最大限活用し、各種施策と連携した事業を展開することで、銚田市農業の魅力向上、銚田市そのもののブランド化を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策 1 農林業振興

現 状 と 課 題

- 本市では、人と農地の問題の解決に向け、毎年度地域座談会、人・農地プラン検討会を開催し、鹿行農林事務所やJA等と連携し「人・農地プラン」を作成・更新しています。
- 高齢化・少子化に伴い、担い手は減少していくことが見込まれる中で、担い手がいなくなった農地が耕作放棄地化する前に、誰がその地区を担っていく中心経営体となるのか、どのように農地を集約していくのか等、継続的な話し合いが必要となります。
- 農業後継者不足から遊休農地が増加傾向にあるため、遊休化する前に農地の集積を行う必要があります。
- 市内全体の農家数、作付面積ともに減少傾向にありますが、今後はさらに付加価値を上げ、各農家の所得向上を図るとともに、将来を担う担い手の育成、確保が必要となります。
- ブランド化の取り組みは市が主導する銚田市産地ブランドアップ推進協議会活動の主体となっているが、今後継続した取り組みを実施できる体制の検討が必要となります。

- 農業を基幹産業と捉える本市において、農地の無秩序な開発を抑制することで、優良農地を確保していく必要があります。
- 太陽光設備設置などに伴う伐採及び伐採後の造林の届出書（伐採届）が増加傾向にあるが、伐採届の未届けによる林地開発も行われていることから、さらなる周知により無秩序な隣地開発を防せぐとともに、森林のもつ公益的機能を保全していく必要があります。

取り組みの概要

- 後継者を育成するために、認定農業者の育成・支援、「人・農地プラン」の作成更新を行なうなど対策を講ずるとともに、地域おこし協力隊の活用や移住支援組織等と連携し、都会から農業従事を希望する若者の移住促進策を講じます。
- 国や県の制度を活用し農業後継者問題に取り組んできましたが、本市の農業にとって後継者問題は喫緊の課題となっていることから、効果のあがる具体的な取り組みを検討していきます。
- 農業・農村を持続的に発展させるため、環境に配慮した環境保全型農業の推進を図るとことで、安全で安心な生産性の高い農業地域を確立するとともに、農業者の所得向上を図るために、6次産業化の支援や海外輸出を視野に入れた販路拡大を検討していきます。
- 増加する遊休農地の解消を図るため、農地利用最適化推進員による現地確認を行い、違反転用・遊休農地の発生を防ぎ、農地の有効利用を図るとともに、農地以外の土地利用との調整を図りながら農地集積を行い、農業者の自主性を活かした活力ある地域農業を支援することで、農業の体質強化を図ります。
- 銚田市産地ブランドアップ振興協議会を中心として、関係団体や協力企業等と連携した加工品の開発や流通戦略を展開することで、銚田市産農産物の付加価値の向上を図るとともに、消費者の動向を意識した戦略を展開することで、新たな販路拡大、需要喚起を促し、農業者の所得向上及び農業の振興を図ります。
- 鳥獣による農作物被害を防止するため、農業者への営農指導や関係機関による情報の共有化に努め、効果的な被害防止対策を協議していくことにより、農業経営の安定化を図り、本市の基幹産業である農業の振興を図ります。
- 優良な農用地を確保するため、土地改良区等が行う施設の公益的な維持管理事業を支援していくとともに、農業振興地域整備計画の適正な運用を図り、計画の見直しにあたっては経済情勢など変化を勘案し、他の土地利用計画との整合性を図ります。
- 森林は、空気の清浄化作用や治水など自然環境を守る公益的機能を有していることから、違法な伐採や無秩序な隣地開発を防止するとともに、森林整備機械器具等の貸出や森林愛護運動を支援することで林業の振興を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
人・農地問題解決加速化支援事業	地域における話し合いにより、人と農地の問題を解決する「人・農地プラン」の作成更新を行うことで、地域農業のあり方を定め、地域との調和に配慮した農業の発展を図ります。	産業経済課
農業人材力強化総合支援事業	農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間農業次世代人材投資事業補助金を交付することで、農業定着及び経営の安定化を支援します。	産業経済課
人口減少対策事業	地域おこし協力隊を募集し、農業に従事しスキルを身に着けることで、任期終了後の新たな農業担い手としての確保を図ります。	企画課
地域農業確立推進事業	農業振興地域整備計画を策定し計画的な農地利用を図ることで、農業経営の安定化を図ります。	産業経済課
農業振興事業	農業地域の環境保全、土壌病害虫及び野そ対策を講じることにより、持続性、生産性の高い農業地域を確立します。	産業経済課
営農支援指導事業	安心・安全な農産物生産体制及び指導体制の強化により、農産物のブランド化や付加価値向上を図ります。	産業経済課
機構集積協力金交付事業	農地中間管理機構に農地を貸し出した農業者等を対象に協力金を交付することで、農業担い手への農地集積を推進します。	産業経済課
農地中間管理事業	茨城県から農地中間管理機構の指定を受けた(公社)茨城県農林振興公社との委託契約により、農地中間管理事業を推進します。	産業経済課
農地・農政推進事業	遊休農地の現地調査により、現状を把握し農地の有効利用を図ることで、農業の体質強化と優良農地の確保を目指します。	農業委員会
園芸振興事業	補助事業による新技術、機械設備導入を促進することで、効率的に高品質・安全安心な農産物を安定的に供給する産地を育成します。	産業経済課

土地改良事業	土地改良区等が行う施設の公益的な維持管理事業を支援することで、農村環境保全と生産基盤の維持を図ります。	産業経済課
ブランドアップ推進事業	農産物を中心とした PR 活動・加工品開発等を行い、ブランド化及び消費拡大、需要喚起を推進し、本市農業の発展を図ります。	産業経済課
鳥獣被害防止対策事業	鳥獣による農作物の被害に対し、関係機関による情報の共有と連携強化を図り、効果的な鳥獣被害対策等により農業の振興を図ります。	産業経済課
森林病虫害防除事業	海岸線の松くい虫による松枯れの被害拡大防止のため、薬剤散布や伐倒駆除を実施することにより、被害を軽減させ、津波や塩害、飛砂被害を防止していきます。	産業経済課
林業振興事業	違法な伐採や無秩序な林地開発を防止し、森林の保全、森林愛護運動を支援することで、自然環境保全を推進します。	産業経済課

主要施策 2 水産業振興

現 状 と 課 題

- 本市では、船溜まり施設の老朽化や水産業における担い手不足等を改善するため、関連する漁協等団体へ補助金を交付し水産資源の保護培養等に取り組んでいますが、引き続き担い手の育成や水産物の普及を推進するために、茨城県や水産関係団体と連携して魅力ある水産業を目指す必要があります。

取 り 組 む の 概 要

- 船溜まり施設の適正な維持管理をするとともに、しじみの稚貝やうなぎ・ワカサギの稚魚放流など資源の保護培養を支援することで、本市の安定した水産業の振興を図ります。
- 茨城県や水産関係団体と連携し、新たな水産資源の掘り起こしや開発、漁場環境の保全、水産加工品等の PR に対して支援を検討することで、本市の水産業の安定を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
水産業振興事業	船溜まり施設の維持管理、ワカサギ等の稚魚放流など、水産資源の保護培養により水産業の安定と振興を図ります。	産業経済課

主要施策 3 畜産業振興

現 状 と 課 題

- 家畜伝染病のまん延予防のため、ワクチン接種の推進や鹿行家畜保健衛生所と連携し、畜産農家との情報の共有、早期の情報提供による被害拡大防止に取り組んでいますが、引き続き家畜伝染病予防、公害の防止に対する意識を高めるため、指導員等による農家訪問、勉強会・説明会の実施を積極的に行う必要があります。
- 畜産農家の経営安定のため、各種畜産団体への支援や各農家への指導・助言を通し、農場内の衛生管理に対する意識を高くすることで、伝染病の予防、悪臭の防止を図り、安全で安心な質の高い畜産物を生産することが必要となります。

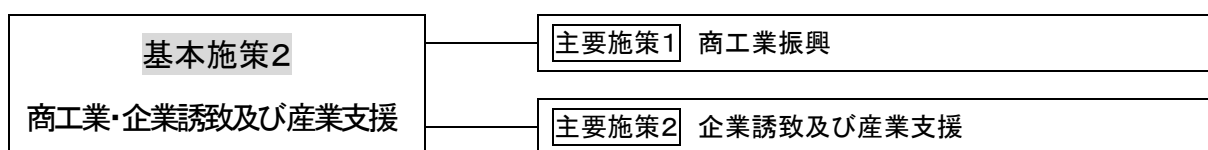
取 り 組 み の 概 要

- ワクチン代の助成や衛生管理の支援、優良雌牛の導入事業等による事業収益の拡大を図り、畜産業の振興を図ります。
- 鹿行家畜衛生所など関係機関と連携し、畜産農家における伝染病の蔓延予防を実施していくことで、畜産農家の経営の安定を図ります。
- 畜産農家との情報の共有、情報の提供により家畜伝染病の発生に備えた危機管理体制の充実と各種畜産団体等への支援により、持続可能な畜産業の発展を図ります。
- 家畜排せつ物の不適切な処理による公害を防止するため、農家に対する啓発活動を積極的に推進し、環境と調和のとれた畜産業の構築を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
畜産業振興事業	農家へ対する防疫指導や優良家畜導入支援などにより、畜産物の安定的生産を支援することで、畜産業の振興を図ります。	産業経済課

基本施策2 商工業・企業誘致及び産業支援

□ 施策の方針



- 商工会等を通して地場産業を中心に地域経済の活性化を図るとともに、地元雇用の創出を図ります。
- 東関東自動車道水戸線の開通を起爆剤とし、鉾田西部工業団地への企業誘致を図るとともに、起業・創業支援等、幅広い企業活動を支援します。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策1 商工業振興

現状と課題

- 車社会の進展により市外への購買力の流出、それに加え環状線を中心とした大型店の集中的な進出、インターネットを含めた通信販売の普及など、商環境の変化から各商店への客足が遠のき、商業全体が低迷状態にあります。
- 商業を取り巻く環境が大きく変化する中であって、個々の商店の活力を維持し、さらには、時代のニーズに適合した商店の再生を図ることは極めて重要であり、商業振興に向けた積極的な取り組みが求められます。
- 中小企業者への各種融資制度の継続や、経営基盤安定化を図るなどの支援施策をはじめ、鉾田市商工会を中心とする一層の経営改善や人材育成、新たな販路拡大等が求められます。

取り組みの概要

- 商工業者に対し、融資保証、経営体育成等の支援を行うとともに、新たに取り組む意欲的かつ継続性のある事業に対し補助金を交付することで、商工業の活性化を図ります。
- 多様化する消費者ニーズに対応できる商店街づくりや、新たなサービス産業の育成を促進するため、創業支援計画を策定し、セミナー・相談会の開催や補助金を交付することで、新たに創業しようとする市民を支援します。

基本目標 2 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ

主要な関連事業	事業概要	担当課
商工業振興事業	銚田市産の食材を使用した商品を提供している事業者を「銚田市産品推奨店」に登録し、広くPRし、銚田市への集客力の向上を図るとともに、商工会に対する補助金や融資保証などにより、商工業事業者の経営改善と発展を支援していきます。	商工観光課
がんばる商店支援事業	市内で商業等を営む者等が新たに取り組む意欲的且つ継続性のある事業に要する経費に対し、補助金を交付することで、商工業の振興と活性化を図ります。	商工観光課
創業支援	創業支援計画を策定し、銚田市内で、新たに創業をしようとする事業者に対し、セミナーや相談会の開催、さらには補助金の交付等により支援します。	商工観光課
銚田うまかっぺフェスタ 開催事業	銚田市内で生産・製造されたものを、展示・実演・販売等を行うイベントを開催し、市内外へ銚田の魅力を発信することで、地域の活性化を図ります。	商工観光課 産業経済課

主要施策２ 企業誘致及び産業支援

現 状 と 課 題

- 鉾田西部工業団地については、オーダーメイド方式による分譲のため、現在造成は行われておりませんが、企業誘致に向けて市独自の優遇措置の検討や、企業ニーズの把握等を行い、誘致条件の整備を図る必要があります。
- 企業誘致に向けて、市単独ではなく茨城県など関係機関と連携することで、企業誘致を推進していく必要があります。
- 今後、茨城空港、さらには整備が進む東関東自動車道水戸線による物流経路の向上を見据えた産業流通基盤の整備を推進していくことも必要となります。

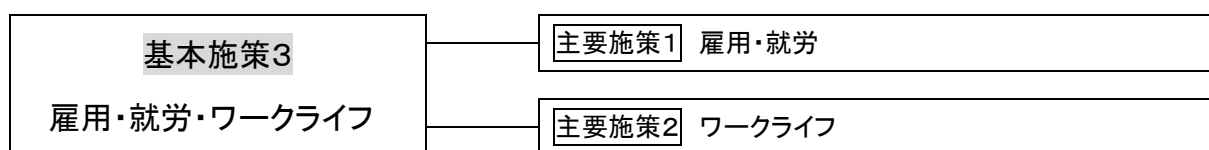
取 り 組 み の 概 要

- 鉾田西部工業団地への誘致を中心に、企業進出を促すため、誘致に必要な優遇措置の創設や県や関係機関等と連携した誘致活動に取り組むことで、新たな雇用創出につなげていきます。
- 農産物のブランドアップの取り組みや鉾田うまかっぺフェスタの開催、地域再生発見 PR 事業の充実等により、地域産業のブランド化、市内外への周知を図り、地域経済の活性化を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
企業誘致の促進	鉾田西部工業団地ほか、廃校跡地を含め市内への企業の誘致を推進することで、新たな雇用の創出に取り組みます。	企画課
地域再生発見PR事業	鉾田市産の食材を使用した事業者を鉾田市産品PR推進店とし、積極的にPRすることで、本市の地産地消、商工観光振興及び地域活性化を図ります。	商工観光課
ブランドアップ推進事業	農産物を中心とした PR 活動・加工品開発等を行い、ブランド化及び消費拡大、需要喚起を推進することで、本市農業の発展と地域の活性化を図ります。	産業経済課
鉾田うまかっぺフェスタ開催事業	鉾田市内で生産・製造されたものを、展示・実演・販売等を行うイベントを開催し、市内外へ鉾田の魅力を発信することで、地域の活性化を図ります。	商工観光課 産業経済課

基本施策3 雇用・就労・ワークライフ

□ 施策の方針



- ハローワーク・地元企業等と連携し、就労支援等を図るとともに、ワークライフバランスの意識啓発を行い、家庭と仕事の調和のとれた両立を促進します。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策1 雇用・就労

現 状 と 課 題

- 銚田市地域職業相談室、ハローワーク、茨城就職支援センター等と連携し、市民の就職を促進するため、職業相談、求職受理及び職業紹介を行うとともに、求人情報・労働市場の状況等に関する情報提供を行っています。
- 近年では、有効求人倍率が1を超えるようになり、求職者数の減少により、職業相談室利用者が減ってきている一方、企業に対して求人を依頼するなど、雇用機会の発掘に努めています。
- 高齢者への勤労機会を提供するため、シルバー人材センターが活動を行っているが、年々会員が減少しているため、高齢者に対する就業の機会を確保し提供するという本来の機能を拡大するとともに、高齢者が生きがいを持って社会参加ができるように支援をしていく必要があります。

取り組みの概要

- 銚田市地域職業相談室、ハローワーク、茨城就職支援センター等の周知、利用促進を図り、常陸鹿嶋地区雇用対策協議会等関係機関や企業等と連携しながら、障害の有無や年齢、性別にとらわれることなく就労意欲のある市民への就労の機会づくりに努めます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
雇用対策推進事業	常陸鹿嶋地区雇用対策協議会等関係機関との連携により雇用対策を支援することで、雇用の推進を図ります。	商工観光課

職業相談室管理運営事業	職業相談室、ハローワーク、茨城就職支援センター等の周知、利用促進を図ることで、求職者と企業とのマッチングを図ります。	商工観光課
老人福祉事業(シルバー人材センター運営補助)	勤労の機会を提供し、高齢者が社会参加しやすい環境づくりに寄与することで、高齢者の社会参加意欲の向上、健康増進につなげていきます。	介護保険課

主要施策２ ワークライフ

現 状 と 課 題

- 近年、「勤労と余暇」に加え、「子育てや介護と就労」のバランスが社会問題化しており、若い世代の少子化や、介護負担の増大の一因となっています。
- 従来の有給休暇の取得等の余暇の啓発のみならず、子育て世代への保育等支援や、在宅介護者への負担軽減等、ワークライフバランスの視点から、各分野への支援を講じる必要があります。

取 り 組 み の 概 要

- 関係機関や企業等と連携し、子育てや介護と就労、勤労と余暇など、それぞれの生活環境に応じたワークライフバランスの推進を図ります。
- 女性の社会進出、女性が活躍できる社会を確立するため、男女共同参画計画の改定及び女性活躍推進計画を策定します。

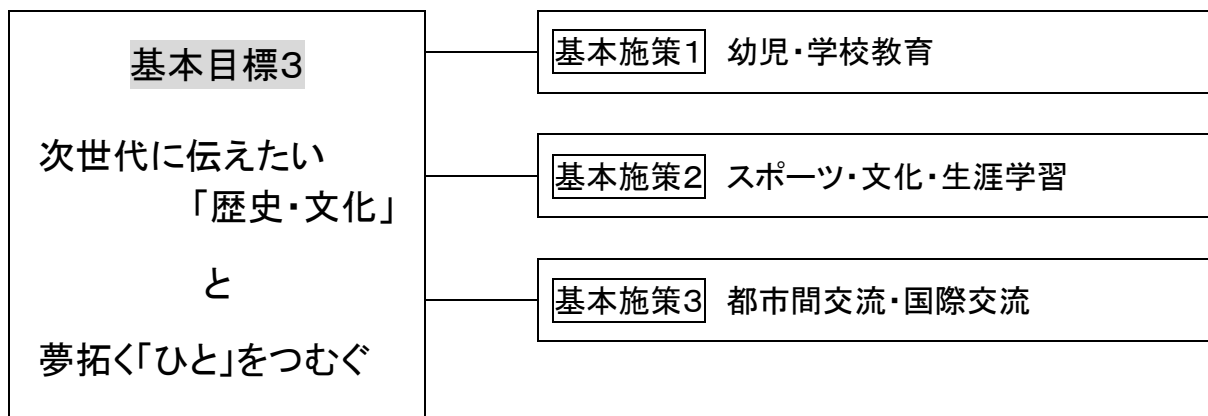
主要な関連事業	事業概要	担当課
子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てに関する不安や孤立感の解消及び仕事と子育ての両立を支援し、子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組みます。	子ども家庭課
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう地域のネットワークを整えるとともに包括的かつ継続的なケアマネジメントが実践できるよう、地域の介護支援専門員の支援を行います。	介護保険課

基本目標 2 魅力あふれる「地域資源」と活力のある「しごと」をつむぐ

総合相談事業	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、高齢者の抱える諸問題に関し、相談の受け付け及び関係機関との調整を担い、諸問題解決に向けて支援します。	
男女共同参画推進事業	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会の確保及び女性の職業生活における活躍の推進を図るため、男女共同参画計画を策定します。	企画課

基本目標3 次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ

■ 目標の基本方針



市民・地域が有する「知識」「経験」を地域の文化として次世代に継承していくためには、将来の鉾田を担う世代に地域の「魅力」をしっかりと伝えていくことが必要です。

本市では教育の質の向上を目指して、子どもたちが切磋琢磨し、社会性と生きる力を育むことのできる教育環境を整えるため、小学校再編計画に基づき、統合小学校の整備を推進します。

また、（仮称）鉾田市民交流館を拠点として、文化振興を図るとともに誰もが生涯を通じて「学ぶ」ことの大切さを認識し、共に成長していく新たなコミュニティを形成し、地域資源を活用した学習環境づくりと人材育成を推進します。さらには、2019年の茨城国体開催や2020年の東京オリンピック開催をひとつの契機として、子どもから高齢者まで多くの市民が年齢や体力に応じ、気軽にスポーツに親しめる環境を整備します。

■ 目標達成の成果指標

指標項目	基準値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
学校が楽しいと回答した児童 (市内児童アンケート)	74.2%	75.0%
学校が楽しいと回答した生徒 (市内生徒アンケート)	62.8%	64.0%
文化・生涯学習の機会に関する満足度 (市民意識アンケート)	3.6% (平成 27 年度)	40%

※学校が楽しいと回答した児童・生徒については、選択肢「どちらかといえばそう思う」は含まれません。

■ 地方創生の方向性

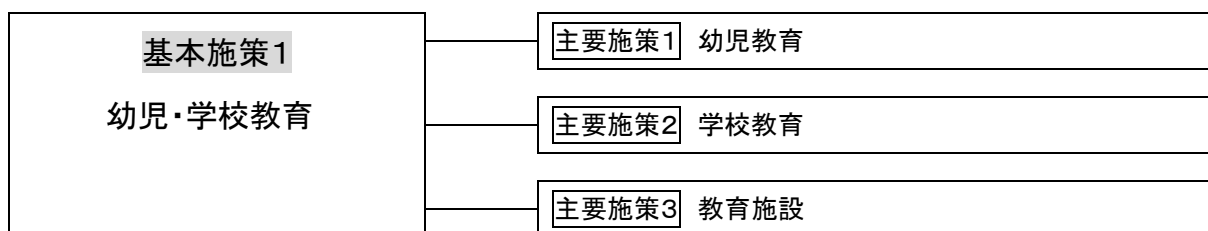
- 将来の銚田を担う「ひと」をつくることは重要な取り組みとなりますが、子どもから高齢者まで幅広い世代の人材の掘り起こしは長期的な視野で取り組んでいく必要があることから、教育、生涯学習において銚田への郷土愛の醸成を目指し、広く人材の育成、活用を図ります。

■ 国土強靱化の方向性

- 幼稚園、小学校、中学校においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図ります。
- 学校及びその他の教育機関における幼児・児童・生徒等の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、学校施設の防災機能の充実を図るとともに、防災訓練等の災害を予防する措置を講じます。
- 子ども会や女性会をはじめとした、社会教育関係団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図ります。
- 学校、公民館等の施設については、新築・改築時等において、不燃性の恒久建築物にするよう努めるとともに、建築基準法等に定められた事項を遵守して安全性の確保を図ります。
- 外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努めます。

基本施策1 幼児・学校教育

□ 施策の方針



- 子ども子育て支援新制度に基づき、幼保一元化や幼保連携、市民・地域ニーズに合った幼児教育を推進し、子育て環境の良質化及び子育て世代への支援を図ります。
- 小学校再編計画に基づき、統合小学校の整備等、本市における教育の質の向上を果たすとともに、次世代を担う子どもたちに銚田の文化・伝統行事について学び、実際に体験する機会の創出を図り、地域の魅力を体感させることで、豊かな郷土愛の醸成に努めます。
- ESD（持続可能な発展のための教育）を推進し、地域の良さを発見・理解する体験的な活動の充実を図るとともに、異文化に対する理解を深める交流活動の推進に努めます。また、社会の変化に対応できる能力や進路を主体的に選択する能力や態度の育成を目指して、地域の特色を生かしたキャリア教育の推進に努めます。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策1 幼児教育

現 状 と 課 題

- 平成27年度に始まった子ども子育て支援新制度にともない、子育てへの、特に保育環境をめぐる支援が重視されており、本市においても、市民ニーズに対応した保育環境の構築を進める必要があります。
- 公立、私立の児童福祉施設（保育所）の適正配置を検討するとともに、幼児教育の一層の充実を図るため、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域との連携、強化を深め、子ども一人ひとりの発達と学級集団の状況に即した指導を推進することが求められています。

取り組みの概要

- 幼稚園・保育所と小学校及び小学校と中学校の連携及び接続の充実を図るため、合同研修や教師、幼児・児童・生徒間の交流を推進します。
- 発達相談の場として教室や個別相談を実施し、健診後のサポート体制の充実に努めます。

基本目標 3 次世代に伝えたい「歴史・文化」と夢拓く「ひと」をつむぐ

- 子育てに対する家庭教育や、不安を解消する相談機能の拡充等、幼児期からの子育てを取り巻く課題解消のため、幼稚園と関係機関等との連携を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
生活指導員配置事業	支援を要する幼稚園入園児に対し、生活指導員を配置して支援を行います。	教育総務課
幼保一元化の検討	育児ニーズの多様化及び効率的な育児サービス環境の充実を図るため、公立保育所のあり方及び幼保一元化について検討します。	子ども家庭課 教育総務課
幼稚園・保育所と小学校の交流	幼稚園と保育所の就学前の 5 歳児が小学校において交流を行うことにより、スムーズな就学期に移行できる環境づくりに寄与します。	保育所 幼稚園 教育総務課
発達相談事業	各種検診後において、発達に関し支援の必要な児に対して、相談・指導を行います。	健康増進課
子ども・子育て支援事業計画の策定	幼稚園・保育所(園)における教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、子どもたちの幼児期における健やかな育成を図るため、計画を策定します。	子ども家庭課

主要施策２ 学校教育

現 状 と 課 題

- 将来を担う次世代の人づくりを進めるため、郷土への誇りを持ち互いの人格を尊重し思いやりのある豊かな人間性を育むために基礎的基本的な学力の向上を図ることで、生涯を通して健康的に暮らしていくための基盤を形成していく必要があります。
- 児童生徒を取り巻く環境が大きく変化し、いじめや不登校などの問題行動が多様化していることから、児童生徒一人ひとりの状況に応じて支援する事業を推進する必要があります。
- 学校を児童生徒が安心して過ごせる場にするために、一人ひとりの個性や能力に応じた教育を充実させる必要があります。

取 り 組 む の 概 要

- 自然豊かな環境や地域の特色を活かした体験活動を通して、銚田市の魅力や発展の可能性が理解できる児童・生徒の育成に努めます。
- 校内研修や訪問指導の充実、各種研修会の実施を通して、基本的生活環境や学習習慣の定着を図り、学ぶ楽しさを味わわせる授業の充実を図ることで、主体的に学習に向かう児童生徒の育成に努めます。
- 銚田市授業スタイルの充実を図り、主体的な学習の促進や児童生徒が学び合う授業の工夫をすることで、教師の指導力の向上や各学校の課題解決を進めます。
- いじめや不登校等の課題に対応するため、適応指導教室の充実や各学校へのスクールカウンセラーやソーシャルワーカーを派遣することにより、家庭生活及び地域社会生活における児童生徒の教育上の諸問題の解決に努めます。
- 支援が必要な児童生徒に対し、介助、学習支援及び安全確保等の合理的配慮を行うことで、誰もが安心して生活できる学校づくりを推進します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
授業力向上事業	確かな学力の定着のための授業力向上対策及び心の教育の充実を図る道徳教育推進会議などを継続的に実施し、児童生徒の学力の向上や豊かな人間性の育成を図ります。	指導課
英語指導事業	小・中学校へ外国人英語指導助手(ALT)を派遣して、国際化・グローバル化に対応できる人材を育成します。	指導課
特別支援教育支援事業	支援を必要とする児童生徒に対して、支援員を配置し、介助や学習支援を行い安全確保や安定した学級運営を図ります。	指導課
のびのび児童生徒推進事業	適応指導教室設置や、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの派遣など児童生徒の心のケア、保護者や教職員に対して相談業務を行います。	指導課

主要施策３ 教育施設

現 状 と 課 題

- 本市では、小学校の統廃合を進めており、各施設の事業進捗を踏まえ、整備スケジュールの検討を進め、着実な事業遂行を図る必要があります。また、廃校については、敷地内の遊具撤去、樹木伐採を行い、跡地の安全を確保する必要があります、計画的な跡地管理が求められます。

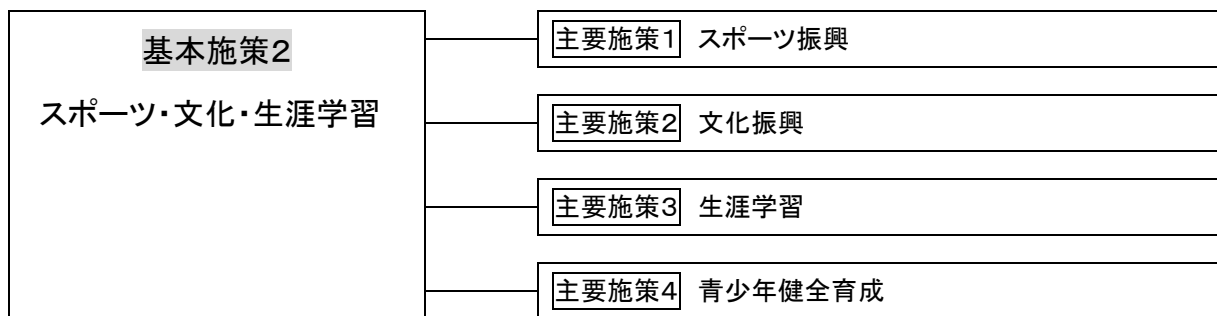
取 り 組 み の 概 要

- 小学校再編計画に基づき統合小学校の整備を推進するととも幼稚園、小中学校等の教育施設については、適切な維持管理を行います。また、廃校後の跡地利用については、鉾田市学校跡地利用基本方針に基づき、活用方策の検討を行います。
- 子ども達が安心して過ごせる教育環境を整備するため、統合小学校の整備を推進していきます。
- 老朽化した施設や遊具等の修繕や改修、教育用・校務用コンピュータなどを整備することにより児童・生徒の学習環境及び学校教育の質の向上を図ります。
- 幼稚園と小学校、中学校の園児・児童生徒及び教職員等に安心・安全・おいしい学校給食を提供するため、徹底した衛生管理・運営及び食育の推進を行うとともに、園児及び児童生徒等の栄養の偏りや食習慣の乱れを改善し、食の大切さや優れた食文化を見直し、食への関心を給食を通じて提供していきます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
統合小学校整備事業	小学校再編計画に基づいて統合小学校を整備し、教育・学習環境の向上及び児童の安全の確保を図ります。	教育総務課
スクールバス運行事業	統合した小学校の通学区域内において、スクールバスの運行を行い児童の安全を確保します。	教育総務課
学習環境整備事業	教育用コンピュータや校務用コンピュータを整備することにより、利用環境及び業務の軽減と効率化を図ります。	教育総務課
小・中学校管理事業	施設を適正に管理して、児童・生徒が安心して学べる教育環境づくりに努めます。	教育総務課
学校給食センター運営管理事業	徹底した衛生管理・運営を行い、食育の推進及び安心・安全・おいしい学校給食の提供を行います。	学校給食センター

基本施策2 スポーツ・文化・生涯学習

□ 施策の方針



- （仮称）銚田市民交流館を拠点として、文化振興を図るとともに市民一人ひとりへの学習機会づくりと、生涯を通して「学ぶ」体制づくりに努めます。また、次世代へ引き継ぐ貴重な歴史資産として、埋蔵、有形文化財について幅広く市民への周知啓発を図るとともに、適切な文化財保護に努めます。
- 茨城国体開催や東京オリンピック開催を契機に、スポーツ・運動を通じた健康づくりをより一層推進し、いくつになっても健康な身体づくりに取り組みます。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策1 スポーツ振興

現 状 と 課 題

- ほこたマラソンは小学低学年から一般まで参加できる市民のマラソン大会として開催しており、市内外からも多くのランナーが参加していますが、参加者の増加に伴い、ボランティア等の協力員の確保等の必要があります。
- 本市では、スポーツリーダー養成講習会やスポーツ少年団認定員養成講習会等の各種講習会へ参加し、指導者の育成に努めていますが、スポーツリーダー活動やスポーツ少年団活動の充実を図るため、将来の指導者であるリーダーと指導者の量的拡大や資質の向上等が必要となります。

取り組みの概要

- ほこたマラソン大会の開催など、常日頃から身体を動かすことへの習慣づけを図り、市民の基礎体力の向上を図るとともに、茨城国体や東京オリンピックの開催機運の醸成や、それに向けたスポーツ文化の向上を図ります。
- 地域や年代に応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、体育協会

やスポーツ少年団の指導者講習会等を通じた指導者の育成に努めるとともに、鉾田市スポーツ推進委員と連携し、市民体育・レクリエーションの充実を図ります。

- スポーツ施設を適正に管理、整備することにより、市民に身近なスポーツ環境を確保し市民の基礎体力や競技水準の向上を図ります。
- 外出機会の確保や健康保持ために高齢者クラブで行っているスポーツ活動事業等を支援して、市内高齢者クラブの普及発展や高齢者の健康増進を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
スポーツ推進事業	各種スポーツ教室・スポーツイベントを開催し、スポーツの持つ楽しさや人との交流を通じて、市民の健康意識向上及び健康増進を図ります。	生涯学習課
茨城国体開催準備事業	第74回国民体育大会茨城大会における会場(スポーツクライミング)として競技会の開催や国体選手育成に取り組みます。	生涯学習課
ほこたマラソン大会事業	生涯を通じた健康づくりと市民の体力向上を目的にマラソン大会を開催します。	生涯学習課
鉾田総合公園改修事業	利用促進に向けて、施設の保全と維持管理を行い、施設の機能充実を図ります。	生涯学習課
高齢者クラブ活動事業	高齢者クラブのスポーツ活動等を支援して市内高齢者クラブの普及発展や高齢者の健康増進を図ります。	介護保険課

主要施策 2 文化振興

現 状 と 課 題

- 現在、使用している 3 公民館については、築 30 年以上が経過し、施設及び設備等の老朽化が著しいことから住民の新たなニーズに応えられない状況にあります。
- 特に、鉾田中央公民館の講堂については、新耐震設計基準を満たしておらず、平成 22 年度以降、現在に至るまで、使用不能となっていることから生涯学習拠点施設として機能していない状況にあります。

取 り 組 み の 概 要

- 文化芸術、生涯学習や市民協働によるまちづくりの活動拠点施設として（仮称）鉾田市民交流館を整備することで、文化振興及び地域の活性化を図ります。
- 廃校となった小学校施設を活用し、鉾田の農業や歴史等の文化を継承するため、民具等の保存展示施設の整備を検討します。
- 貴重な歴史資産として次世代に引き継ぐために、市内に埋蔵する文化財の適切な保存活用方法を検討するとともに、幅広く市民への周知啓発を図ります。
- 鉾田市の文化芸能、歴史等の記録を次世代へ継承するため、図書館に地域資料コーナーを設置し、知的、文化的資料の収集に努め、地域文化の向上を図ります。
- 市内の学校や施設、企業に出向いての出前公演を実施することで、身近に芸術文化に触れる機会を創出し、市民の文化意識の醸成を図ります。
- 市民自ら実践する文化芸術活動を育成するため、文化協会をはじめとした各種文化団体の活動を奨励し支援に努めます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
（仮称）鉾田市民交流館整備事業	（仮称）鉾田市民交流館の早期整備を図るとともに、この施設が、芸術・文化活動、まちづくりの拠点となるよう、プレイベントや開館記念式典、開館記念事業、自主事業の企画運営などを市民協働で取り組みます。	企画課 生涯学習課
文化財保護・啓発事業	国・県・市指定文化財の保護、保存、活用や市内遺跡の保護、保存を図ります。また、展示施設を活用して市民の知る機会の創出に取り組みます。	生涯学習課

図書館の機能の充実	情報発信機能の充実を図るため、図書館に地域資料コーナーを設置し、知的、文化的資料の収集に努め、地域文化の向上を図ります。	図書館
芸術文化創造事業	(仮称)銚田市民交流館を拠点として、公民館と一体となって、芸術文化活動に参加する機会の提供を図るとともに、教室、講座、サークル活動等市民自らが実施する様々な活動の中で、様々な出会いを通して、新たなコミュニティづくりに寄与します。	企画課 中央公民館 生涯学習課
文化芸術団体の支援	文化協会をはじめとした、市民が主体的に設立した文化芸術団体を支援し、市民レベルでの活動を基本とした、文化芸術の振興を図ります。	企画課 中央公民館 生涯学習課

主要施策 3 生涯学習

現 状 と 課 題

- 少子化、核家族化、地域におけるつながりの希薄化などにより、家庭教育力の低下が心配されているため、家庭教育の大切さについて理解が深まるような支援を行い、親自身の成長を促すとともに、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境づくりを進める必要があります。
- 図書館は入館者数がほぼ横ばい、あるいは減少傾向にあることから、利用者の高齢化への対応、新規利用者の開拓が必要となります。
- 人権に関する講演会・研修会については市民にも分かりやすく、容易に参加できるような内容、企画を検討し実施する必要があるとともに、人権問題に関しては多様化傾向にあることから、今後も継続して啓発していく必要があります。

取 り 組 み の 概 要

- 個性と多様性と尊び地域の文化を育む人づくりのため、各種講座や地域資源を活用した体験事業、特色あふれる生涯学習活動等を開催し、市民の広範囲な年齢層の参加を促し、自主的な学習活動の支援、またはイベント等の開催を行います。
- 「子育て」や「しつけ」について、学習や悩み等を話し合う場として家庭教育学級の開催を支援していきます。
- 多様化する学習ニーズに即した講座・教室などの充実を図るとともに、公民館参加者の高齢化・固定化を打開するために、クラブ・サークルなど市民主体で行う自主講座を支援することで、生涯学習を担う新たな人材の発掘・養成に努めます。
- 情報発信の拠点である図書館の機能強化を図るため、多様化する市民ニーズに応えるべく蔵書収集や市民への読書の周知啓発等を図るとともに、施設の適切な運用を図ります。
- 公民館、図書館等の市民の生涯学習に寄与する既存拠点及び施設の適切な維持管理を図るとともに、市内に設置した学習等供用施設及び地域学習館を適正に管理し、学習環境の整備を図ります。
- 人権に関する講演会や各種啓発事業を実施することで、人権問題に対し理解・認識を深め、市民全体の人権意識の高揚を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
家庭教育支援事業	家庭教育学級の開催を支援して、「子育て」や「しつけ」などの悩み解消を図ります。	生涯学習課
公民館運営事業	各種講座や体験事業などを開催するほか、自主的な学習活動の支援等を行います。	中央公民館
図書館事業	市民ニーズに応えるべく資料を収集し、利用者への提供、整備を行います。	図書館
ブックスタート事業	地域に生まれた赤ちゃんと保護者を対象に絵本を贈り、絵本を開く楽しい体験を通し心触れ合う時間を持つきっかけをつくります。	図書館
人権教育・啓発事業	関係機関と連携し、人権問題に関する啓発や様々な研修会等を通じ、市民の人権意識の向上を図ります。	社会福祉課 生涯学習課

主要施策 4 青少年健全育成

現 状 と 課 題

- 本市では、青少年の健全育成を図るために、学校、家庭、地域が連携し、年齢に応じた取り組みを展開していますが、今後は事業の内容や開催時期、募集定員等の検討、また、広報等に工夫し、参加者の増加を図ります。
- 家庭教育学級と行政が連携し総合的な家庭教育支援を行い、家庭での教育力の充実、向上を目指すため、保護者主体の運営を図るため意識改善が求められるとともに、併せて教職員の負担軽減を図ることが必要となります。
- 少子化や核家族化など、家族形態の変化に伴い、青少年が日常生活の中で様々な立場の人と関わる機会が減っています。将来を担う青少年を地域で見守り、地域で育てていくための啓発や、地域と連携した事業の充実が必要となります。

取 り 組 み の 概 要

- 青少年の健全育成を図るために、学校、家庭、地域が連携し、土曜教育活動事業や放課後児童健全育成等の充実を図り、子どもたちが安心できる「居場所」を確保します。
- 家庭教育学級を通じて、保護者に対して、家庭・地域社会での様々な場や機会を提供することで、家庭教育の重要性について認識を深めてもらうとともに学校・地域・家庭の連携・協力体制の強化に努めます。
- 青少年育成市民会議、青少年相談員、PTA、子ども会育成連合会などの青少年育成団体等の活動を支援し、各組織が連携することで、地域ぐるみで一体となって取り組む青少年健全育成の環境づくりに努めます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
土曜教育活動事業	土曜教育活動事業の充実を図り、子どもたちが安心できる居場所を確保します。	生涯学習課
放課後児童健全育成事業	小学校就学児童を対象に、放課後等の児童の安全な居場所を提供するため、放課後健全育成事業の充実を図ります。	子ども家庭課
家庭教育支援事業	家庭教育学級の開催を支援して、「子育て」や「しつけ」などの悩み解消を図る機会を提供するとともに、学校・地域・家庭の連携強化に努めます。	生涯学習課

青少年健全育成事業	青少年の健全育成を図るため、学校、家庭、地域が連携して各種事業に取り組むとともに、青少年育成市民会議をはじめ、関係団体の活動を支援します。	生涯学習課
------------------	--	--------------

基本施策 3 都市間交流・国際交流

□ 施 策 の 方 針



- 産業・経済交流を中心に、本市と他市自治体との連携・交流を推進し、市民交流、文化交流等の機会づくりに努めます。
- 情報発信や関係団体との連携により国際交流を促進し、市民一人ひとりが異なる文化・習慣に対する理解を深め、外国人と共生することのできる社会づくりに努めます。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策 1 都市間・国際交流

現 状 と 課 題

- 本市は、平成 22 年に県内で初めてとなる外国人技能実習生受入組合連絡協議会を設立しており、外国人就労者の受け入れを行っていることから、外国籍を有する市民のためのサービス向上が求められています。
- 多文化共生社会づくりのため、外国人も地域で暮らしやすいように支援するとともに、地域行事等への参加を促す仕組みづくりが必要となっています。

取 り 組 み の 概 要

- 銚田市国際交流協会を中心にした民間レベルの自主的な国際交流活動の活性化を支援するとともに、本市の特性である農業技術やノウハウを通じた国際交流を行い、国際的な農業支援を図ります。
- 本市の農業や特産物を活かしたイベント開催による都市間交流のほか、近隣自治体との広域連携を図ることで、市民・地域レベルでの交流の促進を図ります。
- 本市が山岳競技会場となる 2019 年の茨城国体を契機として、銚田市の認知度を高めるとともに、スポーツ活動や文化活動を通じた国内交流を推進します。
- 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、ベトナムのホスト国に登録し、オリンピック・パラリンピアンとのスポーツ交流、文化交流を通じて、ベトナム国内における銚田市の認知度向上とベトナムからの農業実習生の拡大や本市農産物の輸出先と

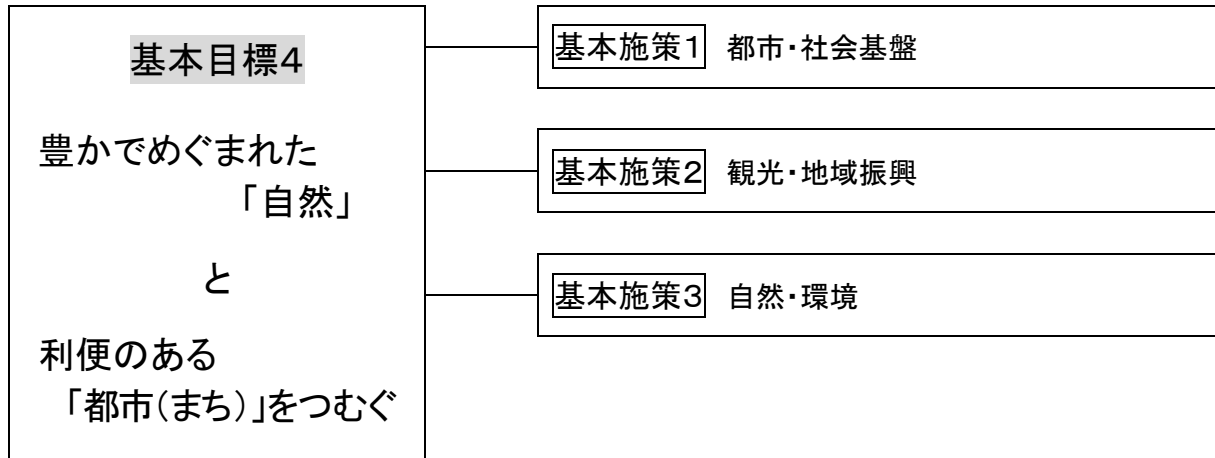
してのベトナム市場の開拓に寄与します。

- 外国人の本市における日常生活でのコミュニケーション手段の習得のみならず、語学を通じて友人をつくり、相互の文化習慣を理解・尊重し、交流を深めていくために、日本語教室を開催します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
ブランドアップ推進事業	農産物を中心とした PR 活動、農業や特産物を活かしたイベント開催などを通じて、都市間の交流や連携を図ります。	産業経済課
都市間・地域間交流の推進	観光や農産物、文化、スポーツなどを通じて他自治体との連携・交流を推進します。	関係各課
東京オリンピック・パラリンピックにおける交流事業	ベトナムのホストタウンに登録し、スポーツ交流、文化交流などにより友好関係の強化を図ります。	企画課
国際交流事業	市内在住の外国人に対する提供の情報や、国際交流団体等の活動を支援します。	企画課

基本目標4 豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市（まち）」をつむぐ

■ 目標の基本方針



本市は合併以来、生活利便の地域格差の是正、利便向上を企図し、計画的な都市整備を着実に推進してきました。引き続き、長期的な展望に基づく計画的な土地利用のもと、道路・交通体系をはじめとする都市基盤の着実な整備・充実を図ります。

また、ラムサール条約の登録湿地である潤沼や北浦、鹿島灘をはじめとした貴重な自然環境と農・工・商を有機的に連携することにより交流人口の増加を図るとともに、地域におけるイベントや行事を支援し、恵まれた自然環境を生かした地域振興を図ります。

そのために、自然と共生し、環境負荷の少ない持続可能な資源循環型社会の形成に向けて、全市的な環境共生社会の推進に努めるとともに、本市の恵まれた自然環境を最大限に生かし、本市ならではのまちづくりに取り組みます。

これらの取り組みにより、将来にわたる「いのち」と「暮らし」を支える豊かな自然環境の継承と快適性・利便性を兼ね備える、誰もが安全で安心して暮らせる生活空間の実現を目指します。

■ 目標達成の成果指標

指標項目	基準値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
定住意向 (市民意識アンケート調査)	72.9% (平成 27 年)	78.0%
観光入込客数 (観光動態調査)	392,624 人 (平成 27 年度)	450,000 人
汚水処理人口普及率 (鉾田市)	51.3% (平成 27 年)	62.0%

■ 地方創生の方向性

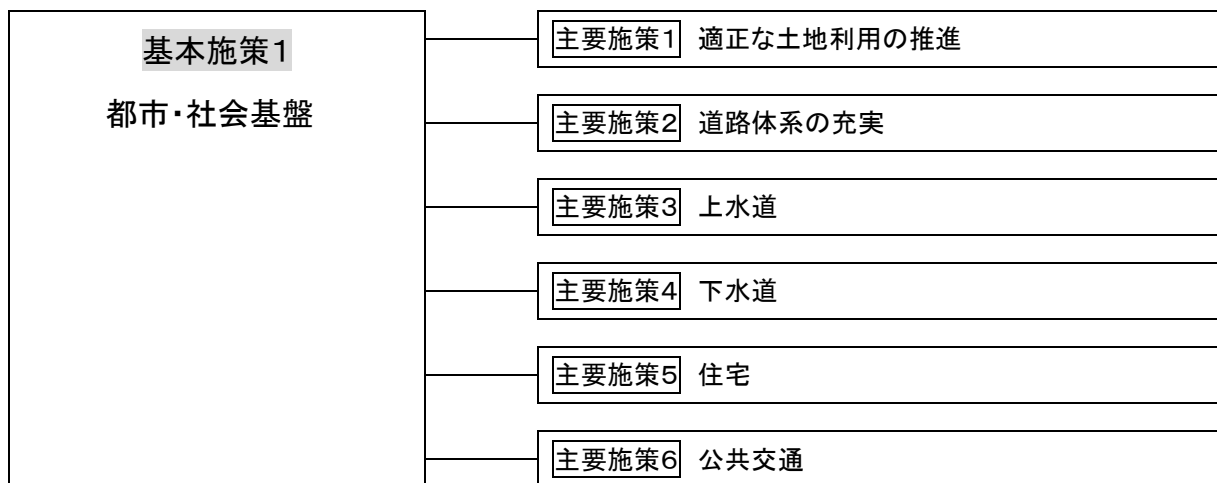
- 本市は自然と都市が共生する「まち」であり、その中でも豊かな自然は観光資源として「ひと」を呼び込み、「しごと」を生み出す可能性に満ちた社会資源であることから、自然共生のまちづくりを目指し、恵まれた自然を活かした地域振興を図ります。

■ 国土強靱化の方向性

- 地震に強いまちづくりを進めるにあたって、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとします。
- 災害に備えての道路及び橋りょうの減災防災並びに維持補修を実施するとともに耐震性を備えた都市基盤の整備を推進します。
- 市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断を目的として、防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進します。
- 施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な災害等の直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施します。
- ライフライン施設が震災により被害を受けた場合、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講ずるとともに、迅速かつ円滑な応急体制が構築できるよう、平時から災害協定の締結など市及び各事業者は、緊密な連携を図ります。
- 水道事業者等は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進するとともに、被災した場合の影響度を考慮して、施設の安全確保や重要施設等への給水確保が保持できるよう配慮します。
- 交通の安全と施設の保全上必要があると認められる場合、交通規制を行うなど交通混乱を防止し、輸送、消防活動等に支障がないよう道路交通の確保を図ります。
- 地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化に努めます。
- 空き家対策特別措置法に基づき、災害時に倒壊の恐れのある空き家等について、適切な管理を指導します。
- 公共公益施設の緑化推進、公園緑地の確保や事業所、家庭及び空間地等の民有地の緑化を啓発、推進します。
- 緑地環境保全地域等をはじめ、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保に努め、災害の防止に寄与します。

基本施策1 都市・社会基盤

□ 施策の方針



- インフラ・公共施設整備をはじめ、適切かつ合理的な都市計画・整備を計画的に行い、市民生活の利便性の向上を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策1 適正な土地利用の推進

現 状 と 課 題

- 茨城空港や東関東自動車道水戸線の開通等により、開発需要の高まりが期待されていますが、無秩序で虫食いの宅地化や散在的な開発は、住環境・生産環境・自然環境相互に悪影響を及ぼすとともに、基盤投資などが分散し、効率的なまちづくりに支障をきたす恐れがあります。
- 海や湖に囲まれた特徴ある景観を有する本市において、高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に対応した土地利用を計画する必要があります。
- これまで整備されてきた「都市基盤」の効果的な活用を検討するとともに、生活利便性の高い市街地の再構築を検討していく必要があります。
- 都市政策の企画・立案及び都市計画の運用について、土地利用状況・建物現況・都市施設・市街地整備の状況等を調査し、都市の現況及び動向を把握する必要があります。

取り組みの概要

- 秩序ある土地利用を図るため、鉾田市国土利用計画をはじめ諸計画に定める基本方針の適切な運用を図るとともに、市民生活や環境衛生、市外からの来訪者への利便等に配慮

した事業計画を実施し、都市マスタープラン等に基づいた都市計画を検討します。

- 計画的な土地利用の推進や行政の効率化を図るために、地籍調査など土地情報の管理充実に努めるとともに、電子データ化した都市計画基本図など都市計画支援システムの活用により、情報の効率的な運用を図ります。
- 広域にわたる道路や河川整備などの大規模な都市整備については、国や県、近隣自治体と連携し、計画的な整備を図ります。
- 太陽光発電をはじめ、開発需要が高まる中で、開発行為、宅地開発、土地開発などの審査及び指導、市内巡回による開発現場の状況把握に努めます。
- 大規模盛土造成地において、大雨や地震による大規模な土砂災害が全国的に発生しており、既存の造成地の有無を確認し、公表します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
都市計画基本図作成事業	各課が所管する情報を一元的に集約したデータベースを更新することで、民間開発の促進、防災マップ・避難マップ等の充実を図ります。	都市計画課
土地利用指針の推進	諸計画に定める基本方針の適切な運用を行うことで、秩序ある土地利用の推進を図ります。	企画課 都市計画課
地籍調査事業	国土調査法に基づき、地籍調査事業を実施し、地籍図及び地籍簿の整理を行うことで、公共事業の円滑化、土地の権利関係の明確化、公租・公課等の公平化を図ります。	地籍調査課

主要施策 2 道路体系の充実

現 状 と 課 題

- 東関東自動車道水戸線鉾田 IC の開通に伴う道路交通ネットワークの充実を図る必要があります。
- 本市では、地域間交流・交通体系の促進及び地域活性化のため、幹線道路等の計画的な整備を進めていますが、一部用地確保が進んでいない路線があります。また、舗装面の痛みが激しい路線も多くあります。
- 道路は生活・経済の動脈であることから、既存の道路や橋りょうについて、計画的な維持・保全が求められます。

取 り 組 み の 概 要

- 東関東自動車道の開通のインパクトを市民生活や物流、地域産業へ効果的に波及させるため、東関東自動車道へのアクセス機能を強化し、周辺都市との連携や主要幹線道路とのネットワークの充実を図ります。
- 幹線道路及び生活道路については、各地区からの要望を踏まえ、緊急性や必要性を精査し、安全で快適な生活環境の向上を図るため、道路改良や交差点の改良を推進します。
- 都市計画決定道路の未整備箇所については、早期事業化を含めて、計画的な道路整備を推進します。
- 市民生活や物流、地域産業への影響を未然に防止、予防するため道路、橋りょう等の適切な維持管理、道路台帳の整備等を行い、計画的な補修、改修等工事に努めます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
東関東自動車道水戸線整備事業	東関東自動車道水戸線の早期整備に向けた活動を行うことで、市民生活の利便性の向上や物流、地域産業の活性化を図ります。	都市計画課
道路整備事業	市内の道路の改良舗装及び歩道整備等を行い、交通の円滑化と市民生活の利便性を図ります。	道路建設課
道路維持事業	道路台帳の整備、更新とともに計画的な道路の補修を行い、安全・安心な生活の維持に努めます。	道路建設課
橋りょう長寿命化修繕事業	長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの維持管理を行い、安全・安心な生活の維持に努めます。	道路建設課

主要施策３ 上水道

現 状 と 課 題

- 本市では、平成 25 年度までに上水道施設整備がほぼ市内全域に完了し、着実に水道普及率も伸びています。
- 地下水を飲用していて身体的に問題ないという市民認識や、水道利用料等が発生するなどから水道加入及び使用が進んでいない点もあり、引き続き周知啓発を図り、上水道の加入促進を図る必要があります。
- 水道施設の耐震化は、土木構造物、機械・電気設備においては、国の定めた耐震基準を満たしているものの、配水管路については未整備の状況となっており、すべてを耐震化するのには、多大な費用負担が予測されます。
- 水道施設は一部老朽化が進んでいるため、効果的な維持補修に努めていく必要があります。

取 り 組 み の 概 要

- 災害等緊急時における重要基幹施設に給水を確保するため、配水管路を耐震化し、水道水の基幹施設への安定供給に備えるとともに、各施設の計画的な更新に努め、生活基盤の最重要ライフラインである水道水を安心安定に供給します。
- 上水道に対しての啓発により、上水道普及率を向上させ、水道水使用量（有収水量）を増やすことで、給水収益による安定した上水道事業の運営を目指します。
- 水道料金収納率の向上、事務の効率化に努め、経営の安定化・健全化を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
上水道施設更新事業	各配水場施設の更新を計画的に行い、水道水を安心安定に供給します。	水道課
基幹管路耐震化事業	災害等緊急時に備え、基幹管路の耐震化を進めます。	水道課
上水道加入促進事業	上水道についての啓発を行うとともに、給水申込加入金の軽減措置を行い、加入促進による水道普及率の向上を図ります。	水道課

主要施策 4 下水道

現 状 と 課 題

- 公共下水道施設の整備により、霞ヶ浦等湖沼・河川の水質改善を早期に図る必要があることから、本市では平成 37 年度での事業完了を目標に、引き続き管渠等整備を進めていきます。
- 本市における平成 27 年度末の汚水処理人口普及率(汚水処理人口/行政人口)は 51.3%となっており、汚水処理施設の整備が進んでいない状況にあることから、引き続き汚水処理施設を整備し、都市の持続的かつ健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に寄与する必要があります。
- 産業経済の発展や生活の多様化に伴い、家庭や事業所からの汚水排出量が増加し、生活環境の悪化や北浦、河川等公共水域の水質汚濁が懸念されるため、適切な排水処理を行う必要があります。

取 り 組 む の 概 要

- 生活排水ベストプランに基づき、市内の未整備地域において、公共下水道を早期整備し、都市の持続的かつ健全な発展、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図ります。
- 接続指導やPR活動を行い、公共下水道事業及び農業集落排水施設の処理区域内における加入促進を図ります。
- 下水道事業認可区域及び農業集落排水事業実施区域以外の区域を対象に、合併処理浄化槽整備事業を引き続き実施し、生活排水対策を推進します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
合併処理浄化槽整備事業	下水道事業認可区域及び農業集落排水事業実施区域以外の地域における生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、個人が設置する合併処理浄化槽への補助を行います。また、設置後の法定検査の向上に努めます。	下水道課
公共下水道整備事業	下水道事業認可区域の生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設(水処理施設、管渠)の整備を進めます。	下水道課
汚水処理施設管理事業	公共下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理を行うとともに、事業の安定的な運営を行うために、業務の効率化と未接続者に対する加入促進を進めます。	下水道課

主要施策 5 住宅

現 状 と 課 題

- 市内において、昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準の住宅があり、大きな地震が発生したときに被害が大きくなる可能性があるため、建物の耐震化を促進する必要があります。
- 市営住宅である鉾田スカイタウン団地において老朽化等が進んでおり、比較的規模の大きな修繕が必要になりつつありますが、計画的な改修を施し、長寿命化を図る必要があります。
- 適正に管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、空き家の調査、法的対処等の対応が求められます。

取 り 組 み の 概 要

- 住宅の耐震化を促進するために、地震防災マップ（ゆれやすさマップ、危険度マップ）を活用し、耐震に関する啓蒙を行うとともに、耐震診断、耐震改修等への助成について検討します。
- 市営住宅の計画的な改修工事を行うことで長寿命化を図り、市民の住生活の安定と社会福祉の増進を進めます。
- 情報収集を行い、空き家に関する施策を計画的に推進するとともに、人口減少対策として空き家を利活用し、若者の移住・定住の促進を図ります。
- 地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす特定空き家の調査を行い、所有者へ適正な管理を促し、市内の住環境の保全、向上を図ります。
- 若者世代を対象とした支援策を検討し、若い世代の定住促進を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
耐震改修等促進事業	鉾田市耐震改修促進計画を策定し、計画に基づいて耐震改修の促進を図るため、市民への啓蒙、耐震改修への助成を行います。	都市計画課
空き家の有効活用	空き家データベースを作成し、実態を把握した上で適正な管理を促すとともに、空き家の利活用の検討を進めることで、住環境の保全と市外・県外からの若者の移住（定住）の促進に努めます。	都市計画課

基本目標4 豊かでめぐまれた「自然」と利便のある「都市（まち）」をつむぐ

新婚家庭の支援	新婚家庭に対し、結婚新生活支援事業費補助金等、新生活のスタートにあたり、経済的な支援をすることで、結婚しやすい環境づくりに取り組みます。	企画課
---------	--	-----

主要施策 6 公共交通

現 状 と 課 題

- 乗合自動車は利用者が増加しているとともに、高齢者以外からの乗車希望や実施エリア外からの乗車希望があるため、エリアの拡大を含めて市全体の公共交通対策として検討する必要があります。
- 公共交通網の整備には、広域自治体での連携・調整等が求められることから、引き続き課題を共有する近隣自治体との広域連携を検討する必要があります。
- 公共交通施策を推進する上で、地域・交通事業者・行政の役割や支援範囲を明確化するとともに、公共交通の利用促進に向けた施策が必要となっています。

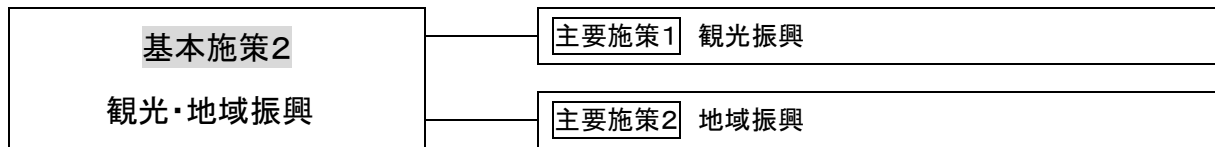
取 り 組 み の 概 要

- 路線バスの維持確保に努めるとともに、本格的な人口減少時代を見据え、本市における公共交通のあり方に関する将来ビジョンを検討します。
- 大洗鹿島線の利用促進と鉄道利用者の利便性向上のため、施設機能の充実と公共交通の連絡強化について、引き続き、県、沿線自治体及び関係機関と広域的な視点で検討します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
公共交通対策事業	地域に欠かせない鉄道、路線バス等の利用促進を図りつつ、支援を行うとともに、地域の実情に即した公共交通のあり方について、将来ビジョンを検討します。	企画課
広域的な公共交通体系の確保	大洗鹿島線の利用促進を図るため、県及び沿線自治体と連携して活性化事業を展開するとともに、広域的な視点で、近隣自治体と連携して、公共交通のあり方を検討します。	企画課
乗合自動車運行事業	高齢者等の交通弱者の移動手段を確保するために、バス路線が廃止となった大洋地区を中心に、乗合自動車の運行を実施します。	社会福祉課

基本施策2 観光・地域振興

□ 施策の方針



- 市内に点在する観光資源の有効活用を図るため、観光協会の活動を支援するほか、イベントや行事の開催を支援します。
- 自然資産を貴重な観光資源として有効活用を企図し、農・工・商と有機的に連携することで市内外での交流を促進し、地域の振興を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策1 観光振興

現 状 と 課 題

- 広域連携による観光施策の検討や二次交通の調査検討、広域周遊観光ルートの検討等を行っていますが、事業化に向けては、企業、金融機関、団体などと連携、協力が必要で不可欠であることから、関係機関等との連携を密にする必要があります。
- 観光資源である涸沼や北浦、大竹海岸等の水辺資源は近隣の自治体と接しており、観光資源化には広域での活用・連携が求められます。
- 観光客の増加と満足度の向上を図るため、総合的な観光情報の提供やイベントの充実を図るとともに、来訪者へのサービス向上に向けた市民や事業者との連携強化が必要となっています。

取り組みの概要

- スポーツツーリズムや北浦や涸沼等の効果的な活用について広域的に調査検討することで、情報発信力や観光客へのおもてなし力を強化するとともに、国内観光客はもちろんのことインバウンドを含む新たな観光客を呼び込み、リピーターを増やしていくことで交流人口の拡大を図ります。
- 涸沼観光センターへのレンタサイクルの整備や涸沼沿岸の市有地を有効活用するとともに、観光 PR パンフレット、「ほこまる」キャラクターグッズ等の作成を行うことで銚田の魅力を広く発信し、交流人口の増加を図ります。

- ラムサール条約に登録された涸沼や北浦、大竹海岸等の自然資源や全国有数である農産物など貴重な地域資源について、近隣自治体と連携を図りながら、広域的な視点での資源の活用方策を検討します。
- 本市では農産物を特産とすることから、銚田うまっぺフェスタやさんて旬菜館、地産品販売所等の周知を充実し、商品や店舗を積極的に PR し、本市の地産地消、商工観光振興及び地域活性化を図るとともに、需要の高い農産品の観光資源化に取り組みます。
- 観光資源の掘り起こしや維持管理には市民の協力が不可欠であることから、関係機関等と連携し、市民協働による資源の調査や地域活用を図り、地域交流を促進します。
- 茨城空港、北関東自動車道、東関東自動車道などの広域交通ネットワークを活用し、県や近隣市町と連携して新たな観光資源の発掘などにより広域的な観光を検討します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
鹿行広域 DMO の設立	鹿行地域の 5 市を中心に、鹿行広域 DMO を設立し、スポーツツーリズム、エコツーリズム、アグリツーリズム等の観光施策について広域的な視点で検討します。	商工観光課
ラムサール条約登録湿地 「ひぬまの会」	茨城町、大洗町と連携し、ひぬまの会を中心として、ラムサール条約に登録された涸沼の賢明な活用策を検討し、交流人口の増加を図ります。	企画課 生活環境課 商工観光
観光センター管理事業	観光センターの整備を行い、市の観光に関する情報提供を継続するとともに、涸沼周辺地域の拠点としての機能強化を図ります。また、涸沼沿岸の市有地の整備を進めます。	商工観光課 生活環境課
観光振興事業	本市の観光資源を活用した観光振興事業の検討と市観光協会等への支援を行います。	商工観光課
地域再生発見PR事業	「銚田市産PR推進店」として登録された店舗・商品をパンフレット、雑誌等の各種広告媒体を活用して、本市への集客力の向上を図ります。	商工観光課
銚田うまっぺフェスタ開催事業	展示・実演・販売等を行うイベントを開催し、市の魅力を市内外へ発信することで、地域の振興と交流人口の増加を図ります。	商工観光課

主要施策 2 地域振興

現 状 と 課 題

- 茨城町、大洗町、鉾田市の 3 市町と各種団体、金融機関等で構成する「ラムサール条約登録湿地ひぬまの会」を平成 27 年度に創設し、ホームページなど情報発信、ファムトリップなど誘客促進事業を展開していますが、引き続き知名度の低い涸沼を PR し、いかに観光客を誘致し交流人口の拡大や地域の活性化につなげるかが課題となります。
- 鹿島アントラーズのホームタウンである強みを活かし、より積極的に PR 活動を行っていくため、鹿島アントラーズ及び他のホームタウンなど関係機関と連携を強化し、PR 方法やイベント内容についても見直しを行う必要があります。

取 り 組 み の 概 要

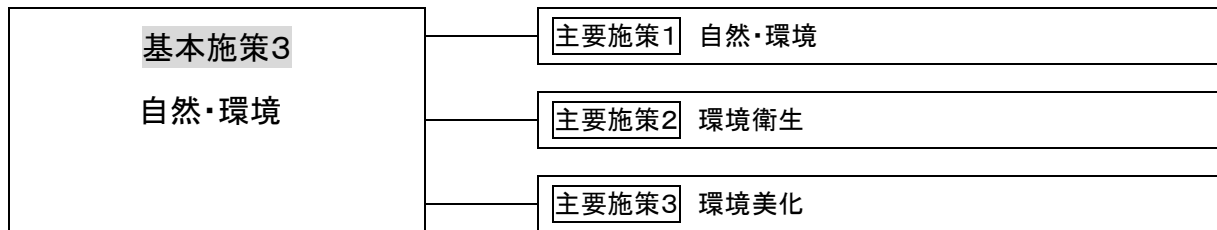
- 各種イベントを開催するほか、関係団体等との連携を強化し、魅力あるイベントの開催に取り組むとともに、地域や市民を活動に取り込むことで、郷土愛や地域への関心の向上を図ります。
- ラムサール条約に登録された涸沼を中心に茨城町、大洗町、鉾田市の 3 市町で連携して、情報の発信により都会や海外との交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るとともに、環境保全・再生及び観光振興や移住・二地域居住のきっかけづくりに努めます。
- 鉾田市は、鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市とともに鹿島アントラーズのホームタウンとなっており、鹿島サッカースタジアムでのホームゲームにおける各種イベントに併せて地域特産品を PR することにより鉾田市特産品の認知度向上を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
鉾田うまかつフェスタ開催事業	展示・実演・販売等を行うイベントを開催し、市の魅力を市内外へ発信することで、地域の振興と交流人口の増加を図ります。	商工観光課
鹿行広域 DMO の設立	鹿行地域の 5 市を中心に、鹿行広域 DMO を設立し、スポーツツーリズム、エコツーリズム、アグリツーリズム等の観光施策について広域的な視点で検討します。	商工観光課
ラムサール条約登録湿地 「ひぬまの会」	茨城町、大洗町と連携し、ひぬまの会を中心として、ラムサール条約に登録された涸沼の賢明な活用策を検討し、交流人口の増加を図ります。	企画課 生活環境課 商工観光

ふるさと鉾田応援寄附記念品事業	ふるさと鉾田応援寄附の推進と市内産業の活性化を図るため、本市特産品を記念品として活用します。	商工観光課
鹿島アントラーズ地域振興事業	各種イベントでの連携に努め、ホームタウン全体で地域振興を図ります。	企画課

基本施策 3 自然・環境

□ 施 策 の 方 針



- 豊かな自然環境を保護・育成するとともに、市民協働で公害等の衛生課題に取り組み、本市の自然環境を次代に継承します。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策 1 自然・環境

現 状 と 課 題

- 本市では業務地域内における、温室効果ガスの総排出量を算定し、全庁的な地球温暖化対策実行計画の策定を行っているほか、緑のカーテン活動の普及が進んでおり、一般家庭での実施も進んでいます。
- 本市では平成 28 年度に銚田市環境基本計画を策定し、市・市民・事業者が協働し、目標に向かって環境保全に取り組み、銚田市の自然豊かな環境を将来へと引き継いでいくことを目指しています。
- 地下水が汚染される要因として生活排水や家畜排せつ物の不適切な処理、農地への過剰施肥があげられる為、早急な排水・下水の整備や農家に対する啓発活動が求められます。

取 り 組 む の 概 要

- 市公共施設における壁面緑化や緑のカーテンコンテストにより、温室効果ガス排出抑制を図るほか、市民及び事業者が一体となり、電気・燃料等の使用量の削減や環境に配慮した製品の購入・使用を啓発し、温暖化防止対策を推進します。
- 銚田市環境基本計画に基づき、本市の環境保全に関する施策を国・県と協力し総合的かつ計画的に推進し、自然豊かな環境の次世代への継承を図ります。
- 鹿島灘をはじめ北浦、涸沼などの自然環境を保全するため、生活排水による水質汚濁防止の推進をはじめ、監視員による不法投棄防止活動の強化を図ります。

- 県と共催する都市緑化祭を開催し、都市における緑の保全、創出及び都市公園の施設や機能の周知を図るほか、利活用の推進を図ります。
- 環境学習の普及啓発の場として活用するため、銚田市環境学習施設（エコ・ハウス）を運営するほか、観察や体験・見学等を通して、地球にやさしい環境づくりに対する意識の向上を図ります。
- 環境保全活動として地域の清掃活動であるクリーン作戦の実施や北浦及び涸沼を活用した自然体験教室等の環境教育を行い、市民の環境保全への意識向上を図ります。
- 豊かな自然環境を効果的に保全活用するため、自然散策コースの設定や里山づくり等市民自らが実践する自然保全活用活動を支援します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
温室効果ガス排出抑制事業	意識啓発、省エネ等の取り組みをすることにより、温室効果ガス排出抑制を図るため、公共施設における壁面緑化、緑のカーテンコンテスト等を実施します。	生活環境課
都市緑化祭開催事業	緑化推進への啓蒙を図るため都市緑化祭を実施します。	都市計画課
安塚公園管理事業	花や緑への関心向上を図るため、住民参加による除草作業及び花壇管理を行います。	都市計画課
地域調和型エコハウス管理事業	エコハウスを拠点とする自然観察や自然体験を通して、環境づくりに対する意識の向上を図ります。	生涯学習課
ラムサール条約登録湿地 「ひぬまの会」	茨城町、大洗町と連携し、ひぬまの会を中心として、ラムサール条約に登録された涸沼の賢明な活用策を検討し、交流人口の増加を図ります。	企画課 生活環境課 商工観光課
市民活動の支援	涸沼、北浦等の本市を代表する景勝地の保全・活用活動を実践する市民組織を支援し、地域の活性化を図ります。	企画課 生活環境課 商工観光課 産業経済課 生涯学習課

主要施策 2 環境衛生

現 状 と 課 題

- ごみ処理施設の老朽化による施設更新を見据え、市民サービスの向上のため、鉾田・行方・潮来市による広域化ごみ処理施設の施設整備を推進していく必要があります。
- 本市では水環境の調査を毎年行っていますが、水質は横ばいとなっています。引き続き環境にやさしい活動に関係各課と連携して進め、水質浄化に努める必要があります。

取 り 組 み の 概 要

- 安定したごみ処理業務を行うため、鉾田クリーンセンターの計画的な補修等整備工事を実施し、市内の環境衛生の向上に努めるとともに、施設の適切な運用を図ります。
- 鉾田市、行方市、潮来市で設置している、ごみ処理施設建設準備室において、ごみ処理広域化の促進を図ります。
- 生活排水等による水質汚濁を防止するため、エコパーク鉾田及び大洋サニタリーセンターなどのし尿処理施設の計画的な維持・更新による延命化や適正な運転管理に努めます。
- 市民生活の環境衛生の向上と生活環境の改善を推進するため、給水申込加入金の軽減措置を行い水道普及率の向上を図るとともに、給水収益の増収による安定した事業運営を取り組みます。
- 市街地及びその周辺的生活環境の向上と北浦や河川等の水質浄化を図るため、排水処理施設整備を図るとともに、下水道施設の適切な管理体制と業務の効率化を図ります。
- 下水道事業認可区域及び農業集落排水事業実施区域については、接続促進を図り、それ以外の区域においては単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進することで、河川等の水質浄化に努めていきます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
クリーンセンター維持管理事業	安定したごみ処理業務を行うため、施設の補修等整備工事を実施します。	鉾田クリーンセンター
広域でのごみ処理施設の整備	クリーンセンターの老朽化の施設更新を見据え、行方市、潮来市との 3 市による広域的なごみ処理施設の整備を推進します。	生活環境課
し尿処理施設維持管理事業	エコパーク鉾田、大洋サニタリーセンターの計画的な維持、更新による延命化を図り、生活排水による水質汚濁の防止に努めます。	生活環境課

上水道施設更新事業	各配水場施設の更新を計画的に行い、水道水を安心安定に供給します。	水道課
基幹管路耐震化事業	災害等緊急時に備え、基幹管路の耐震化を進めます。	水道課
上水道加入促進事業	上水道についての啓発を行うとともに、給水申込加入金の軽減措置を行い、加入促進による水道普及率の向上を図ります。	水道課
合併処理浄化槽整備事業	下水道事業認可区域及び農業集落排水事業実施区域以外の地域における生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、個人が設置する合併処理浄化槽への補助を行います。また、設置後の法定検査の向上に努めます。	下水道課
公共下水道整備事業	下水道事業認可区域の生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設(水処理施設、管渠)の整備を進めます。	下水道課
汚水処理施設管理事業	公共下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理を行うとともに、事業の安定的な運営を行うために、業務の効率化と未接続者に対する加入促進を進めます。	下水道課

主要施策 3 環境美化

現 状 と 課 題

- 廃棄物に含まれる古紙類、ペットボトルの混入が多く見られることから、住民のリサイクル意識向上に努め資源の有効活用、市処理施設への負担軽減を図る必要があります。
- 今後も広報誌やパンフレットなどでより一層の公害防止の啓発に努め、公害のない環境づくりを推進していく必要があります。

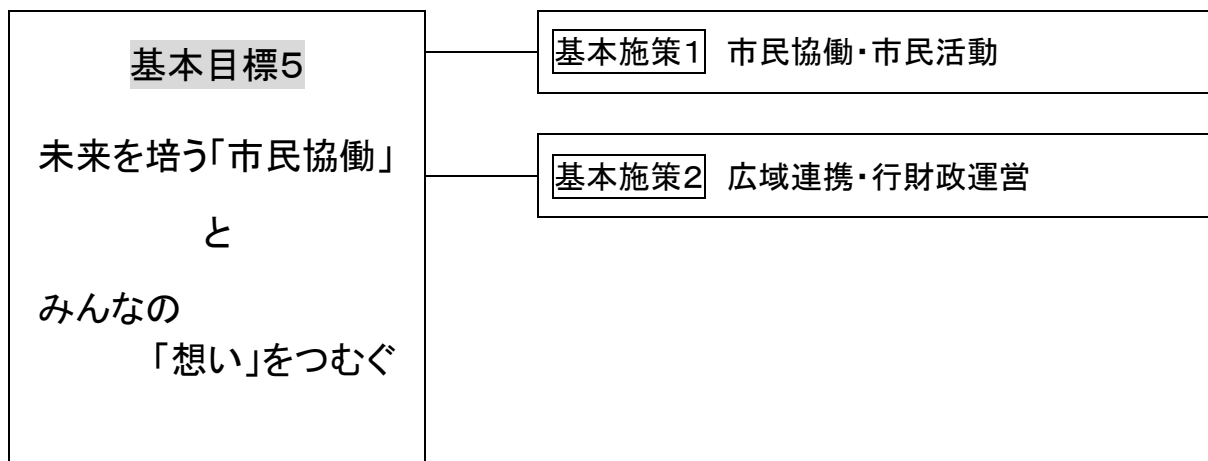
取 り 組 み の 概 要

- 循環型社会の形成に向けて、ごみの排出量の抑制や分別収集及び資源ごみの回収の徹底など 3 R 活動の普及啓発、情報提供に努め、ごみの減量化とリサイクル率の向上を図ります。
- 市民生活の不安に直結する不法投棄や狂犬病予防等の衛生課題に対して、周知啓発を図るとともに、適切な対策や処置を講じ、衛生的な地域、市民生活を提供します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
リサイクル推進事業	ごみリサイクル率の向上を図るため、ごみ分別収集及び資源ごみの回収を徹底するとともに、市民のリサイクル意識の向上に努めます。	生活環境課
ごみ処理対策事業	ごみの排出方法の周知、生ごみ処理機購入の助成等を行い、ごみ排出方法の適正化、排出抑制を進め、ごみ減量化を図ります。	生活環境課
不法投棄対策事業	不法投棄防止のため、看板の貸与及び設置するとともに、各地区に監視員を設置します。	生活環境課
狂犬病予防事業	集合注射の実施、広報誌やパンフレットによる啓発を行い、飼い主のマナー向上に努めます。	生活環境課
環境衛生事業	沿岸行政区及び漁業組合による北浦の清掃活動、各地区のボランティア清掃により、身近な環境美化に取り組みます。	生活環境課
花いっぱい運動	鉾田市を明るく、美しく、住みよいまちにするとともに、心を豊かにすることを目指し、市民自ら実践する花いっぱい運動を奨励するため、花いっぱいコンクールを実施します。	生涯学習課
一般廃棄物処理基本計画の策定	「循環型社会の形成」を理念・目標とし、市民・事業者・行政が互いに連携を強化し、一体となつてごみの減量化に取り組むとともに、資源が有効に再利用される社会を目指し、計画を策定します。	生活環境課

基本目標5 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ

■ 目標の基本方針



人口減少や少子高齢社会の中で、これからは周辺都市や関係機関等とも連携を深め、地域の総合力を高めるとともに、様々なパートナーと協働でまちづくりを行う必要があります。

また、まちづくりを推進する上では、行政・市民・地域・団体等が同じ目標を共有し、相互理解のもとでそれぞれの役割と責務を担いながらまちづくりを実践する「自助・共助・公助」の仕組みの確立が重要です。

さらに、本市行政においても市民活動の活性化とともに、効率的で質の高い行財政運営システムを構築する行財政改革に積極的に取り組みながら、市民と行政とが相互に信頼する協働のまちづくりを目指します。

■ 目標達成の成果指標

指標項目	基準値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
市民活動に参加したい人の割合 (市民意識アンケート)	53.9% (平成 27 年度)	70.0%
財政健全化指標(将来負担比率) (銚田市)	11.5% (平成 27 年度)	50.0%

■ 地方創生の方向性

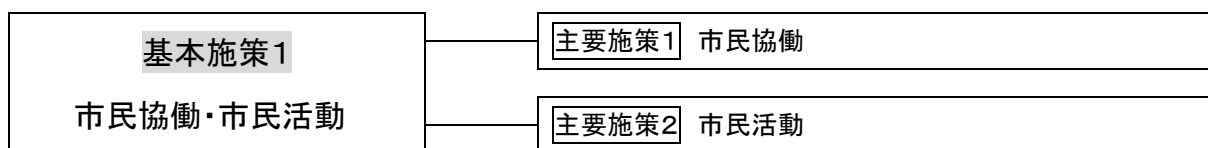
- 「まち・ひと・しごと」の施策が効果をあげるためには、行政だけではなく市内の企業や組織団体、地域や市民といった様々な人びとと連携することが不可欠となることから、本市では市民協働を強く推進するとともに、行財政の機能化を図り、効率的な行政運営を目指し、市民サービスの向上を図ります。

■ 国土強靱化の方向性

- 災害時に対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進します。
- 自主防災組織の育成を積極的に行っていくとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。
- 広く災害時要支援者も含めた住民に対し、防災知識の普及啓発、及び防災行動力の強化に努め、自助意識の高揚に努めます。
- 災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、他の自治体との応援協定の締結等により、防災組織の相互の連携を強化します。
- 有事の際に、住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と協力して、正確な情報の速やかな公表と伝達など、広報体制の充実に努めます。
- 発災後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめこまやかで適切な情報提供を行うとともに、被災者の多種多様な悩みに対応するためのマニュアルの作成など、各種相談体制の構築を図ります。
- 災害対策本部の機能を確保するために、災害後においても庁舎機能の維持を図り、執務に滞りがない体制の構築を目指します。
- 平時より、初動期の対応を明確化するため、災害時の優先業務を定めた業務継続計画の周知徹底を図ることで、初動体制の強化を図るとともに、災害応急対策等の実施に必要なとなる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に努めます。
- 災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努めます。

基本施策 1 市民協働・市民活動

□ 施策の方針



- 市民協働・参画を促進し、地域社会での課題解決・解消及び行政課題への協働意識を醸成し、行政と市民・地域が連携したまちづくりの仕組みを構築します。
- 様々な問題の社会背景となる人権意識や男女共同参画といった社会的課題への認知・意識啓発を推進し、誰もが不利益を被ることのない社会づくりに取り組みます。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策 1 市民協働

現状と課題

- 一億総活躍における今後の地域社会は、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることのできる「地域共生社会」を目指すものとされており、障害者の差別解消や、孤立しやすい家庭環境の改善等の直接的なサービスの実施、男女共同参画や地域包括ケアシステムの構築といった理念的な取り組み等、幅広い対応が求められています。
- 本市では市民協働によるまちづくりを推進していますが、今後、福祉分野を中心にさらに市民や地域との協働が求められてくることから、協働意識の醸成と、より多くの市民参画を促していく必要があります。
- 複雑、多様化する市民ニーズに対応するためには、行政だけではなく、市民との協働のほか、民間団体、民間事業者のノウハウ、アイデアを活かした市民サービスの提供が必要となります。

取り組みの概要

- 市民とのコミュニケーションを深め、より良い市政を推進するために、市民と対話する広聴事業を実施し、市政への反映に努めるとともに、各種施策の市民満足度を把握するため、定例的に市民意識調査を実施することで、市民と行政の意思疎通を図ることにより効果的なまちづくりを推進します。

基本目標 5 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ

- 市民生活に直結する行政課題や福祉課題に対しては、原則として市民協働の検討の機会づくりに努めるとともに、自助共助を基本とした市民協働による対応方策の実施に取り組むことで、地域や市民同士の交流を促進します。
- 地域コミュニティ事業やまちづくり推進会議等の市民組織の活動を支援し、自発的で多様な市民活動の意識の向上を促し、鉾田市協働のまちづくり推進事業補助金等、自立性のある市民活動を推進する事業を充実し、幅広い市民の市政参画を促します。
- 障害者差別解消法の周知や男女共同参画の推進等、障害の有無や年齢、性別にとらわれることなくすべての市民が地域、社会に参画することができるまちづくりに努めます。
- 市民が人権問題を正しく理解・認識し、社会全体の人権意識の高揚を図ることを目的に、各種啓発事業を実施し、人権に関する意識と知識の向上を図ります。
- 第2次鉾田市次世代育成特定事業主行動計画に基づき、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置することにより、市行政へ女性の参画拡大を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
各種計画の進行管理	各種計画の策定にあたっては、市民参加のワークショップや検討機関を立ち上げ、市民の意見を反映するとともに、継続的な市民意識調査を実施し、常に市民満足度の把握に努め、PDCA サイクルの実効性を担保した計画の進行管理に努めます。	全課
まちづくり推進事業	市民主体による自発的で多様なまちづくり活動を支援し、身の回りの課題は自ら解決する、自助、共助意識の浸透を図ることで協働のまちづくりを進めます。	企画課
人権教育・啓発事業	関係機関と連携し、人権問題に関する啓発や様々な研修会等を通じ、市民の人権意識の向上を図ります。	社会福祉課 生涯学習課
男女共同参画推進事業	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会の確保及女性の職業生活における活躍の推進を図るため、男女共同参画計画を策定します。	企画課

第2次鉾田市次世代育成特定事業主行動計画の推進	第2次鉾田市次世代育成特定事業主行動計画に基づき、女性職員の積極的な幹部ポストへの登用や多様なポストに配置することで、女性の活躍を推進し、市行政への女性の参画拡大を図ります。	総務課
--------------------------------	--	------------

主要施策 2 市民活動

現 状 と 課 題

- 本市では、市民協働に基づく市民活動を促進しており、環境保全や（仮称）鉾田市民交流館建設等の活動や家庭における市民参加が活発に行われています。
- 今後、ラムサール条約に登録された涸沼や、北浦の活用にあたり、地域振興の視点から、地域と市民協働による、活用方策の検討を進めていく必要があります。

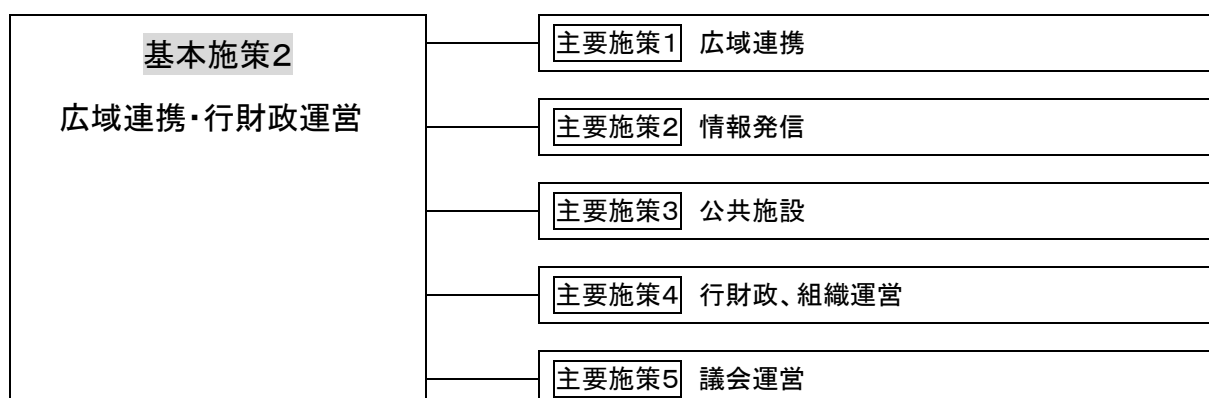
取 り 組 み の 概 要

- 環境保全活動や地域活動等の市民主体の活動を支援し、地域や市民団体が主体的に地域課題への方策を実施することのできる環境づくりを図ります。
- （仮称）鉾田市民交流館を拠点として、様々な文化活動の機会の提供を図るとともに、鉾田総合公園や、公民館、図書館等の市民活動、余暇活動に寄与する既存拠点を中心に、市民の文化・スポーツ活動の機会の充実に努めます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
市民活動への支援	涸沼、北浦等の本市を代表する景勝地の保全・活用活動を実践する市民組織を支援し、地域の活性化を図ります。	企画課 生活環境課 商工観光課 産業経済課 生涯学習課
芸術文化創造事業	（仮称）鉾田市民交流館を拠点として、芸術文化活動に参加する機会の提供をするとともに、教室、講座、サークル活動等市民自らが実施する様々な活動の中で、様々な出会いを通して、新たなコミュニティづくりに寄与します。	企画課

基本施策2 広域連携・行財政運営

□ 施策の方針



- 近隣市町と連携した広域的施策の検討・調整・実施を図り、本市単独では困難な行政課題に対処します。
- 鉾田市行政改革大綱等に基づき、適切な行財政マネジメントを実施し、効率的かつ自律的な都市経営を図ります。

□ 主要な取り組みの概要

主要施策1 広域連携

現 状 と 課 題

- 近年、情報通信手段の急速な発達・普及により住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的なまちづくりや施策への住民ニーズが高まっています。
- 本市では現在、広域でのごみ処理施設建設や路線バス運行、潤沼を活用した観光事業などを実施していますが、他分野においても、交通網や地域医療環境など、社会インフラの整備・充実や、地域の特性や資源を活かした交流・連携など、他自治体と共通する課題の発掘や、連携推進が引き続き求められています。
- 特に公共交通網の整備や、近年では公共施設の相互利用などに取り組んでいる自治体も増加していることから、本市においても実施を検討していく必要があります。

取り組みの概要

- 広域でのごみ処理施設の整備、公共施設の相互利用、さらには、市民ニーズの高い公共交通の広域網の検討等、優先的課題への広域連携の在り方を適宜検討し、適切な対応方策の立案を図ります。

基本目標 5 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ

- 鹿行地域の各市及び茨城町や大洗町と連携し、ホームタウンである鹿島アントラーズやラムサール条約に登録された涸沼などを核とした交流人口の増を図るため、スポーツツーリズム、エコツーリズム、アグリツーリズム等の観光施策を広域的に検討します。
- 本市では災害応援協定の締結等、遠隔自治体との連携を行うほか、近隣自治体と連携し、広域的課題への対応策を引き続き協議及び検討を進めます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
広域でのごみ処理施設の整備	クリーンセンターの老朽化の施設更新を見据え、行方市、潮来市との 3 市による広域的なごみ処理施設の整備を推進します。	生活環境課
鹿行広域 DMO の設立	鹿行地域の 5 市を中心に、鹿行広域 DMO を設立し、スポーツツーリズム、エコツーリズム、アグリツーリズム等の観光施策について広域的な視点で検討します。	商工観光課
ラムサール条約登録湿地 「ひぬまの会」	茨城町、大洗町と連携し、ひぬまの会を中心として、ラムサール条約に登録された涸沼の賢明な活用策を検討し、交流人口の増加を図ります。	企画課 生活環境課 商工観光課
広域的な公共交通体系の確保	大洗鹿島線の利用促進を図るため、県及び沿線自治体と連携して活性化事業を展開するとともに、広域的な視点で、近隣自治体と連携して、公共交通のあり方を検討します。	企画課

主要施策２ 情報発信

現 状 と 課 題

- 広報紙の作成にあたっては、地域情報や行政情報で構成されていますが、本市では市民協働の視点から、情報の提供や投稿、記事執筆等において、今後、広報紙への積極的な市民参加を進める必要があります。
- 市民ニーズの多様化に合わせ、行政情報を多種に及んでいることから、市民が必要とする情報の効率的なマッチングや、効果的な提供方法の見直しが求められます。
- ホームページからの情報発信については、ある一定の成果を得られていますが、発信する情報の階層が深い等の理由から、利用者の見たい情報が見つけづらい状況にあり、各課ばらつきのない情報発信をする必要があります。

取 り 組 み の 概 要

- ホームページからの情報発信の充実を図るため職員研修を行い、さらに SNS の導入によりタイムリーな情報発信を図ります。
- 広報「ほこた」により、市民への行政情報を発信するとともに、市民による情報提供、投稿等の市民協働による紙面づくり、広報紙の充実を図ります。
- 市政情報の適切な発信に努めるため、各課からの情報収集体制の見直しを図り、プレスリリースについて、情報提供先との連携強化等を図り、効果的な情報発信の在り方を検討します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
ホームページの充実	市民が知りたい情報を即座に発信するため、ホームページの充実を図るとともに、SNSを導入することで、情報発信機能の充実を図ります。	総務課
プレスリリースの充実	市政に関する情報について、統一的なプレスリリースのあり方を検討し、効果的な情報発信に努めます。	秘書広聴課
広報広聴事業	市政に関する情報、話題等を掲載した広報紙を発行するほか、広聴事業を実施し、市政への反映に努めます。	秘書広聴課

主要施策 3 公共施設

現 状 と 課 題

- 全国的に老朽化や耐震化による公共施設の劣化が進んでいますが、本市においても同様の状況にあることから、行政機能や市民サービスの維持をしていく上で、公共施設の適正なマネジメントが求められます。
- 特に本市では、合併による公共施設の統廃合や、今後は小学校の再編等による学校施設をめぐる課題があることから、民間活力や資本の活用等、多様な手法での利活用を検討する必要があります。

取 り 組 み の 概 要

- 公共施設等総合管理計画に基づき、市民の利便性を最大限に考慮した公共施設等の最適な配置を実現し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することで、施設の長寿命化を図ります。
- 廃校の取り扱いについては「鉾田市公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の人口減少等を踏まえた公共建築物の総量削減について考慮しつつ、「鉾田市学校跡地利用基本方針」に基づき、跡地利用計画を策定し、民間売却等も含め、有効活用を図ります。
- 公共施設の運営等に関するコスト低減による質の高い行政運営を図るため、民間の効率性や専門性が発揮できる事業については、民間活力の活用を図ります。

主要な関連事業	事業概要	担当課
公共施設等総合管理計画 の推進	公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、市民の利便性に考慮した公共施設等の最適な配置に努めます。	関係各課
廃校跡地の利活用の検討	今後の人口減少等を踏まえた公共建築物の総量削減を考慮しつつ、鉾田市学校跡地利用方針に基づき、民間売却等も含め、有効活用を検討します。	関係各課

主要施策 4 行財政、組織運営

現 状 と 課 題

- 財政の健全化は、行財政運営にあたっての重要な要素であり、本市では改革大綱に基づき、職員配置、人員の適正化等に努めているほか、会計や監査の適正な処理を行っています。
- 人口減少により、行政機能の再編が求められることから、組織の機能化等、適正な組織運営を講じていく必要があります。
- 今後、情報化の進展による機器の更新が必要となってくることから、システムの効率化やタブレット端末の導入等を図り、電子化による業務の効率化を推進していく必要があります。

取 り 組 み の 概 要

- 鉾田市行政改革大綱に基づき、人財の効率的・効果的な配置を行い、行財政運営の効率化を図り、実行力ある組織体制を実現するとともに、今後の行政需要を予測し、効率的な住民サービスの供給体制の構築に努めるため、新たな鉾田市定員適正化計画を策定し、職員定数の適正管理を行います。
- 総合計画をはじめとした各種計画の効果検証を行い、着実な計画推進を図るため、市民満足度調査を定例的に実施することで、PDCAサイクルによる適切な進行管理を実施します。
- 適正な監査の実施及び事務事業の見直しを図ることで、行財政の効率性及び有効性の確保に努めるとともに、市民の納税意識の高揚や適切な徴収、納税相談により自主財源の確保及び財産管理や固定資産台帳等の整備更新を適切に行うことで財政の健全化と透明性の確保を図ります。
- 市民サービスの向上を図るため、マイナンバー制度を有効活用し、窓口業務などのシステム改善、情報システムの計画的な更新等により、事務処理の機能強化を図るとともに、休日または夜間の窓口業務の実施について検討します。

主要な関連事業	事業概要	担当課
適正な職員定数の管理	定員適正化計画に基づき、人財の効果的な配置に努め、引き続き、効率的な住民サービスが提供できる体制の構築に努めます。	総務課
総合計画・総合戦略の 進行管理	定例的な市民満足度の調査、事務事業の評価、ローリング方式での実施計画の見直しを繰り返すことにより、PDCA サイクルの実効性を担保した計画の進行管理を行います。	全課

基本目標 5 未来を培う「市民協働」とみんなの「想い」をつむぐ

財務 4 表の作成	一般会計のみならず、特別会計、企業会計、市出資団体までの連結ベースでの財務 4 表を作成・公表し、財政健全化と透明性の確保を図ります。	財政課
個人番号制度整備事業	個人番号通知カード及び個人番号カード業務の効率化を図るため機器等の導入や更新を行い、窓口業務の効率化と市民の利便性の向上を図ります。	市民課

主要施策 5 議会運営

現 状 と 課 題

- 市民の代表機関である議会の役割は、地方主権の進展によりさらに大きくなっています。地方公共団体の政策決定機関並びに行財政監視機関としての機能を十分に発揮し、市民の福祉の向上に努めることが重要であります。
- 議会の役割は重要である一方で、特定の課題を除くと一般的には市民の議会への関心は低い傾向にあることから、議会を身近に感じてもらうため、情報の発信手法を検討していく必要があります。

取 り 組 み の 概 要

- 市民が議会の審議経過の情報を得られる環境を整えるため、従来の広報手段に加え、本会議のインターネットによる同時中継、録画中継に取り組み、多くの市民に議会と市政に関心を持っていただけるよう努めるとともに、会議資料のペーパーレス化など更なる議会改革について検討をしていきます。

主要な関連事業	事業概要	担当課
議会広報機能拡充事業	多くの市民に、議会と市政に関心を持ってもらうよう、開かれた議会運営を目指し、本会議のインターネットによる同時中継、録画中継に取り組みます。	議会事務局

4 計画の進行管理

少子高齢化の急速な進展により、人口減少社会を迎えようとする中、限られた財源や人員を有効に活用し、更なる市民サービスの質的向上を図るとともに、市民満足度を高めていくことが今まで以上に求められています。

本計画では、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルがより一層効果的に機能する進行管理のしくみを構築します。

〔進行管理のポイント〕

- 市民の実感に基づく指標や市の取り組みの効果を表す指標（成果指標）を設定し、総合計画の達成状況等を、市民目線で分かりやすく示します。
- 指標を活用した評価を実施し、総合計画における効率的・効果的な施策の推進につなげます。

基本目標に関する効果の測定

計画体系のうち、市が目指すべきまちづくりの方向性や目的を示す「基本目標」に、目標達成の成果指標（アウトカム）を設定し、市の取り組み等の結果がどの程度反映されたかといった効果を測ることで、市民目線での施策等の推進につなげます。

基本施策に関する評価

基本目標を実現するための方策である「基本施策」は、基本目標の成果指標を達成するための事務事業を分野ごとに分類したものであり、達成状況を適切に把握した上で、課題や改善点を明確化することにより、適切な見直しや後期計画への反映を図ります。

主要施策に関する評価

施策を実現させるための具体的な手段である事務事業については、さらに分類し「主要施策」として取りまとめています。

事務事業はすべて実施計画に記載され、事業の着実な進捗を数値目標（アウトプット）として進捗管理し、基本目標の成果指標の達成を着実に進めるものです。

実施計画では、数値目標等を中心に、事業の実施結果の達成度を把握するとともに、計画全体の推進に寄与しているかを確認し、予算を含め事業の必要性や有効性、効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います。

【第2次鉾田市総合計画策定過程】

日 付	内 容
平成 28 年 5 月 23 日	第 1 回策定委員会 基本方針、スケジュールについて
5 月 25 日	第 1 回ワーキングチーム 基本方針、事業調書（評価）について
5 月 27 日 ～6 月 15 日	事業評価の実施 担当課ごとに評価実施
6 月 27 日	第 1 回総合計画審議会 委員委嘱、スケジュールについて
7 月 6 日 ～7 月 11 日	事業評価の確認 担当課ごとに評価確認
8 月 12 日 ～8 月 31 日	実施計画書の作成 担当課ごとに実施計画書の作成
8 月 22 日	第 2 回策定委員会 前計画の進捗状況（評価）、基本構想について
	第 2 回ワーキングチーム 前計画の進捗状況（評価）、基本構想について
8 月 23 日	第 2 回総合計画審議会 前計画の進捗状況（評価）、基本構想について
9 月 7 日 ～10 月 11 日	鉾田市議会全員協議会での報告（基本構想） 総合計画について議会議員への意見照会
10 月 5 日	各課ヒアリング（実施計画書） 会計課、旭市民センター、大洋市民センター、市民課、税務課、収納課 農業委員会、企画課 秘書広聴課、総務課、財政課、議会事務局、子ども家庭課、第一保育所 第二保育所、生活環境課、鉾田クリーンセンター、社会福祉課・保護室 介護保険課 教育総務課・新しい学校づくり推進室、指導課、生涯学習課・国体推進室 図書館、鉾田中央公民館、鉾田学校給食センター、旭学校給食センター 保険年金課、商工観光課 産業経済課、地籍調査課、水道課、下水道課、都市計画課、道路建設課
10 月 6 日	
10 月 12 日	
10 月 13 日	
11 月 22 日	第 3 回策定委員会 基本構想、基本計画について
	第 3 回ワーキングチーム 基本構想、基本計画について

11月25日	第3回総合計画審議会 基本構想、基本計画、スケジュールについて
11月30日 ～12月7日	基本計画記載内容確認 担当課ごとに基本計画内容の確認
12月15日 ～平成29年1月10日	総合計画基本計画について議会議員への意見照会
12月20日	第4回総合計画審議会 基本構想、基本計画、分科会について
平成29年1月16日	第5回総合計画審議会分科会 第2班「基本目標2・3」、第3班「基本目標4・5」
1月17日	第5回総合計画審議会分科会 第1班「基本目標1」
1月19日	第6回総合計画審議会 各分科会の報告について
1月24日	第4回策定委員会 第2次鉾田市総合計画（素案）の決定について
1月30日 ～2月28日	パブリック・コメントの実施
2月27日 ～3月3日	パブリック・コメント回答（案）の作成 パブリック・コメントの関係課ごとに回答（案）の作成
3月13日	第5回策定委員会 第2次鉾田市総合計画（案）の決定、パブリック・コメントについて
3月16日	第7回総合計画審議会 第2次鉾田市総合計画（案）の諮問、パブリック・コメントについて
3月23日	第8回総合計画審議会 第2次鉾田市総合計画（案）の答申について
3月30日	庁議開催 第2次鉾田市総合計画の決定について

